総合基本資料

2021

JCI 099 ™

Junior Chamber International Japan/SAGA

2021年度 スローガン

闘志 | 志を同じく闘う
～現在（いま）を生き抜き次代へつなぐ～

一般社団法人 佐賀青年会議所

ＪＣ宣言文

日本の青年会議所は
希望をもたらす変革の起点として
輝く個性が調和する未来を描き
社会の課題を解決することで
持続可能な地域を創ることを誓う

綱　　領

われわれＪＡＹＣＥＥは
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者　相集い　力を合わせ
青年としての
英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう。

ＪＣＩ綱領

我々はかく信じる：
「信仰は人生に意義と目的を与え
人類の同胞愛は国家の主権を超越し
正しい経済の発展は
自由経済社会を通じて最もよく達成され政
治は人によって左右されず法によって運営
されるべきものであり
人間の個性はこの世の至宝であり
人類への奉仕が人生最善の仕事である」

The Creed of Junior Chamber International

We Believe:
That faith in God gives meaning and purpose to human life;
That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won by free men through free enterprise;
That government should be of laws rather than of men;
That earth's great treasure lies in human personality; and
That service to humanity is the best work of life.

JCI MISSION

To provide development opportunities
that empower young people
to create positive change.

ＪＣＩのミッション（使命）

青年が積極的な変革を創造し開拓するために、
能動的に活動できる機会を提供する。

JCI VISION

"To be the leading global network
of young active citizens,"

ＪＣＩのヴィジョン（構想）

若き能動的市民の
トップ・グローバル・ネットワークになること

目　　次

基本資料編

佐賀青年会議所理事長所信および基本方針 …… 1
委員会基本方針・事業計画 …… 8
2021年度収支予算書(案) …… 20
組織図 …… 21
2021年度 年間スケジュール …… 22
入会年度別・年齢別一覧表 …… 23
定款・諸規定 …… 25
決算報告書 …… 52

公益社団法人日本青年会議所・九州地区協議会・佐賀ブロック協議会 関係資料編

公益社団法人日本青年会議所 関係資料 …… 57
九州地区協議会 関係資料 …… 82
佐賀ブロック協議会 関係資料 …… 85

歴代正副理事長・シニア・クラブ会員名簿・シニア・クラブ規約

歴代正副理事長・専務理事 …… 101
シニア・クラブ会員名簿 …… 106
シニア・クラブ規約 …… 112

防災危機管理マニュアル

防災危機管理マニュアル要綱 …… 115

ソーシャルメディアガイドライン

ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン …… 121

2020年度　事業報告

2020年度 佐賀青年会議所理事長報告 …… 123
各委員会・出向者報告 …… 126
ＬＯＭ内褒賞及び皆勤賞受賞者 …… 136

基 本 資 料 編

理事長・副理事長・専務理事

第66代
理 事 長
古川 健太郎

副理事長
島内　陽輔

副理事長
松永　公助

副理事長
渡邉　雅夫

副理事長
園田 耕太郎

副理事長
吉村　篤

専務理事
川上　大輔

直前理事長・監事・顧問・出向理事

直前理事長
西村　祐二郎

特別顧問
江崎　正徳

監 事
音成　信介

監 事
井内　政徳

顧 問
山口　寛彰

顧 問
兵働　将崇

常務理事
溝口　貴将

財政局長
原　勇太

事務局長
古賀　久達

出向理事
木原　典克

一般社団法人佐賀青年会議所　2021年度 理事長所信

第66代　理事長

古川 健太郎

闘志｜志を同じく闘う

～現在（いま）を生き抜き次代へつなぐ～

はじめに

佐賀青年会議所は１９５６年に創立され、本年で６５周年という節目を迎えます。

長きに亘り今日まで、私たちが運動・活動を継続して行えるのは、未来を見つめる諸先輩の思いがあり、地域の皆様のご理解、ご協力があったからこそであります。私たちは今まで諸先輩が築き上げられた多くの功績と、地域の皆様に支えられてきた事に敬意と感謝を表し、７０周年ひいては１００周年へと繋がる未来へ向けて、この志と伝統や歴史を継承しながら、「時代の開拓者」となるべく刻々と変わる社会情勢の中、その時代の変化に対応し前向きに挑戦する組織であることが必要であります。

近年、国内はもとより、世界では災害や感染症などの事態により、国民生活や働き方など大きな転換期を迎えています。さらにはキャッシュレス決済やテレワーク・リモートワークなどが格段に進み、ライフスタイルや価値観も大きく変化しており、また人口密集地における感染症等からのリスク回避、コスト削減などの視点から、人や企業の地方への移住や移転などの動きも見られます。

地方に有名企業が進出してくれば、内需が拡大され、その地域の発展するきっかけになるかもしれません。「人口減少」「少子高齢化」など地方が抱える問題は多くありますが、地方の責任と役割を見つめ直し、安全・安心に暮らせる未来を描き、ネガティブにその未来を待つのではなく、ポジティブな未来を描き、それを実現する政策を掲げ、運動を展開することが大切です。

先人の皆様が、戦争や経済危機、自然災害など困難を乗り越え努力してこられたからこそ、私たちが存在しているのです。明るい豊かな社会を実現するために、私たちは再度リーダーとして意識を高め、自身の成長を遂げ、志を同じくする仲間とともに、個人の「修練」、社会への「奉仕」、世界との「友情」の三つの信条のもと前向きな思考を働かせ前進して参ります。

６５周年記念式典について

本年９月１４日、一般社団法人佐賀青年会議所は６５周年の節目を迎えます。

１９５６年９月１４日、七田久夫理事長を初めとする４３名のメンバーからスタートし、創立以来多くの諸先輩の皆様が地域の為に献身的に運動・活動を展開してこられた歴史があります。周年という節目の年は、唯一立ち止まって過去を振り返る事ができる年だと考えます。諸先輩の皆様がどのような想いで運動・活動されてこられたのか、なぜこの運動が現在も続いているのか。現在、佐賀青年会議所メンバーの大多数が入会歴３年未満です。この周年という機会に入会歴の浅いメンバーに諸先輩の皆様の想いを共有させて頂きます。創立以来の多くの功績に敬意を表し、今一度佐賀青年会議所の歴史と諸先輩の想いに触れて、創始の精神が今に引き継がれていることを再確認し、志を同じく次代に引き継ぎ、７０周年を見据えた運動・活動の指針を示していきます。

まちづくり事業について

今や人口減少時代のわが国。まだまだ一極集中であり、地方都市では街なかの空洞化や山間部の過疎化が続いています。

本年は、１９７２年に「納涼さがまつり」から始まった、「佐賀城下栄の国まつり」は記念すべき５０回目を迎えます。佐賀青年会議所は立ち上げ当初からこのまつりの構築に関わってきました。その中でも佐賀城下花火大会は諸先輩が幾多の困難な道を切り開き多くの関係者の皆様のご協力のもとで開催させて頂いています。本年は、このまつりを開催するにあたり、今一度、行政や他団体、関係機関との連携を強化し、今の社会情勢に合ったまつりの在り方を模索し、５０年の節目である佐賀城下花火大会を盛大に開催できるよう尽力します。

今一度、地域の資源を見つめ直し、観光振興を踏まえたまちづくりを考えていきます。地域の内側に目を向け、その地域にどうやって人を呼び込むかという点を模索する事により、地域の魅力を再確認し、地域の外側にも積極的に眼差しを向ける必要があります。

青少年・環境事業について

青少年事業は、長年、諸先輩が取り組んでこられ、多くの子どもたちと触れ合い、夢や希望を与えてこられました。昨年、誰しもが予測しなかった新型コロナウイルス感染症の流行により、子どもたちはもとより、私たち大人も外出禁止、活動自粛という異例の事態が起こりました。ゆえに外で遊べない、部活動や人が集まって行うイベント等が軒並み中止となってしまいました。成長著しい子どもたちにとって目標を失われたことにより、ぽっかりと空いた気持ちを埋めるような働きかけを模索し、未来ある子どもたちに元気を与え、夢や希望を絶やさない心を育む事業を考えていきます。

また、佐賀市には市民総参加型の河川を愛する習慣が根付いています。これは諸先輩の皆さまのご尽力によるものであります。佐賀に住み暮らし、社会活動をさせて頂いているこの地域に対し、環境美化を推進することで少しでも地域に対しての恩返しになればと考えます。

国際・災害対策支援交流事業

佐賀青年会議所は１９８５年の正式調印以来、社團法人台南市新營国際青年商會との交流も３７年目を迎えます。志を同じくする者同士、国境を超えた友情、さらには諸先輩の皆さまを含みますと世代をも越えた交流がそこにはあります。会員同士の交流だけに留まらず、自国、ひいては地域の発信、経済や子どもたちを巻き込む交流など多種多様にわたって行って参りました。昨年は新型コロナ感染対策のため、オンラインでの調印式という交流事業となりました。従来の相互訪問形式とは違った形ではありましたが、今後はオンラインも取り入れ、原型は崩さず、新しい交流の形も模索して参ります。

また､近年の異常気象に伴い､自然災害により大変な思いをされている方々がいらっしゃいます。青年会議所として災害に対しての対策や支援の在り方などを模索し、少しでも市民の皆さまにお役立てできるような事を考え、構築に向けて動き出します。そういった運動が世界に目を向けた時に一助になればと考えます。

会員の資質向上・新入会員の研修・ビジネス事業

本年で６５周年を迎える佐賀青年会議所ですが、会員数は減少しております。これは佐賀青年会議所だけの問題ではなく、各地会員会議所でも同様です。昨年は、西村理事長のもと、多くの新入会員が入会してくれました。仮会員で入会したメンバーが新しくメンバーを呼び込んでくれるという一面もありました。このような新しい風を吹き込んでくれる事は長く在籍しているメンバーにも刺激になった事でしょう。青年会議所の魅力を語れる、そんな人財を一人でも多く残していきたい。今や、地域には多くの青年団体、ＮＰＯ法人が活動しています。そんな中、青年会議所でなければならない根拠を語れる人財であって欲しいと願います。

また､昨年新しい取り組みとして､他団体と協働しデジタルツール（アクトコイン）を用いて、まちなかを応援する事業が行われました。これは一過性ではなく継続して体を成すものであります。このようなツールを用いて仕組みを作り、佐賀の経済の起爆剤になればと考えます。

新型コロナの影響で経済は打撃を受けております。青年会議所メンバーとしてもそうですが、いち経済人としても地域を盛り上げて、社業も発展させていかなければなりません。困難な状況下でも生き抜く力というものを私たちから発信していきます。

広報について

現在、世の中はスマートフォンの普及もあり、情報を待つのではなく、取りに行く時代となっています。近年、佐賀青年会議所でもホームページやＳＮＳ等を用いての情報発信を行って参りました。市民の皆様に我々の活動を発信し、目に触れて頂くことで得られる理解もあるかもしれません。良くも悪くも単年度制の組織体ではありますが、私たちの運動は６５年間、諸先輩の皆様から脈々と受け継がれてきました。こういった運動をリアルタイムに発信し続ける事で、さらに地域や市民の皆様を巻き込んだ大きなムーブメントを起こせるのではないかと期待をしております。また、地域の皆様のお役に立てるように、何かあったら青年会議所に相談してみようと思ってもらえるような立ち位置で情報発信していきたいと考えます。

結びに

「祖国日本の復興」を願う、熱い想いで青年会議所は設立されました。先人たちの熱い思いは、時代は変われど受け継がれております。青年会議所として、いま何ができるのか。昨年、第二次世界恐慌とも言われる時代が訪れ、想いがあっても動けない辛さがありました。わが国日本だけではなく、世界が変革を迎える時であります。諸先輩の皆様が常に時代の先駆者であったように、私たちも力強く闘い、現在（いま）を生き抜き次代へつないで参ります。

[2021年度　各室活動方針]

本年度は６室６委員会をもって構成する。

総務室

- ❍ 諸会議の運営・設営（通年）
- ❍ 諸記録の整理（通年）
- ❍ 広報活動、情報の発信（通年）
- ❍ 総会の運営・設営（１月・８月・１０月）
- ❍ 京都会議参加者への支援（１月）
- ❍ 献血活動の推進（４月）
- ❍ 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

65周年室

- ❍ ６５周年記念式典・祝賀会の企画・運営（９月）
- ❍ ６５周年記念誌の企画・発刊（９月）
- ❍ 新年会の企画・運営（１月）
- ❍ 例会の企画・運営（６月・９月）
- ❍ 薩長土肥　参加者への支援（１１月）
- ❍ 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

まちづくり室

- ❍ 佐賀城下栄の国まつりの企画・運営（８月）
- ❍ シニア総会の参加者支援（１月）
- ❍ 例会の企画・運営（２月・７月）
- ❍ 九州地区野球大会の企画・運営（９月）
- ❍ 全国大会宇都宮大会参加者への支援（１０月）
- ❍ 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

青少年・環境室

- ❍ 青少年事業の企画・運営（７月）
- ❍ 河川清掃（４月・１０月）
- ❍ 例会の企画・運営（５月）
- ❍ 佐賀ブロック大会参加者への支援（６月）
- ❍ 卒業生を送る会の企画・運営（１２月）
- ❍ 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

国際・災害対策支援室

- ❍ 新営ＪＣ受入れ・会務交流会議の企画・運営（９月）
- ❍ 裸ん行大川参加者への支援（２月）
- ❍ 例会の企画・運営（３月）
- ❍ ＡＳＰＡＣ台湾台中参加者への支援（６月）
- ❍ ＪＣＩ世界会議（南アフリカ／ヨハネスブルク）参加者への支援（１１月）
- ❍ 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

会員研修・ビジネス室

- ❍ 新入会員並びに会員研修の企画・運営（通年）
- ❍ ビジネス事業の企画・運営（７月）
- ❍ 厄入厄晴の企画・運営（２月）
- ❍ 例会の企画・運営（４月・１１月）
- ❍ シニア交流事業の企画・運営（７月）
- ❍ サマーコンファレンス参加者への支援（７月）
- ❍ 会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

総務室

室　長

松並　陽一

総務委員長

髙橋　佑輔

総務委員会　基本方針

総務室　総務委員会
委員長　髙橋　佑輔

一般社団法人佐賀青年会議所は、時代の荒波とともに長きに亘る諸先輩の功績や信頼をもって今年６５周年を迎え、今まさに次世代に向けた新たな一歩を踏み出す好機を迎えています。設立当初からある総務委員会が、より良い社会の未来を見据え、メンバー同士が進むべき方向性を共有し、誠実に各所と有機的な連携を図りながら、地域に根差した活動・運動を行うことができる組織基盤を形成することが必要です。

まずは、明るい豊かな社会の実現に向けた各委員会の円滑な事業運営をしっかりと補佐するために、総務委員会が佐賀青年会議所の根幹を担う委員会であることの責任と自覚を持つと同時に職務運営方法を全員が習得することで、組織としての基盤となる委員会を目指します。そして、佐賀青年会議所の方向性を決定する最高意思決定機関である総会や、 理事会を筆頭とする諸会議を円滑に運営するために、会議５日前の議案提出・２日前の会議アジェンダ配信といった５・２システムの導入と委員会メンバー全員による議案精査を行い、佐賀青年会議所全体の効率的な会議運営を牽引します。さらに、次年度の佐賀青年会議所運営への引継ぎのために、総会及び理事会における会議内容の正確な議事録作成及び年間を通した各種職務運営方法の体系化を行うことで、総務委員会の経験者有無に依存しない委員会運営方法を確立致します。また、佐賀青年会議所としての活動目的や事業内容を効果的に発信するために、Ｉｎｓｔａｇｒａｍを始めとするＳＮＳやＨＰなどの時代に即したツールを活用することで、地域の皆様からの理解を得ると共に新たな仲間を呼び込みます。

我々佐賀青年会議所がこれまで以上に地域社会にとって信頼のおける不可欠な青年団体となるよう、熱い闘志を胸に抱き、組織の要である総務委員会が一丸となり基礎を貫く堅実な運営を通じて、現在（いま）を生き抜き次代へつないで参ります。

【事業計画】

１．諸会議の運営・設営（通年）
２．諸記録の整理（通年）
３．広報活動、情報の発信　（通年）
４．総会の運営・設営（１月・８月・１０月）
５．京都会議参加者への支援（１月）
６．献血活動の推進（４月）
７．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

６５周年室

室　長
船津　貴之

６５周年委員長
菱岡　英貴

６５周年委員会　基本方針

６５周年室　６５周年委員会
委員長　菱岡　英貴

一般社団法人佐賀青年会議所は、１９５６年に七田久夫先輩をはじめとする４３名より始まり、本年６５周年を迎えます。創立以来、それぞれの時代に合った運動を展開し地域社会に数多くの功績を残されてきた諸先輩に感謝するとともに、今まで紡いでこられた想いや精神を我々メンバーはしっかりと受け止め、今後も地域が発展する活動を行い次代へつないでいくことが必要です。

まずは、長年に亘りご協力頂いております諸先輩・諸団体・他ＬＯＭの方々に今後の我々の指針を示すために、これまでの歴史を振り返りながら感謝を伝える周年式典を開催することで、入会歴の浅いメンバーにも諸先輩の功績を伝え理解を深め、来賓の方々との信頼関係を構築します。そして、これからも地域の皆様とのパートナーシップを構築するために、時代に沿った提言を発信することで、今後５年間のビジョンをメンバー間で共有し意識の醸成を高めます。さらに、希薄となっている諸先輩や来賓の方々との関係をより強固にしていくために、交流を交えた祝賀会を企画・運営し親睦を深めることで、今まで紡いでこられた伝統や奉仕活動を学び、協力関係を構築します。また、後世の佐賀青年会議所メンバーが「修練」「奉仕」「友情」この三信条を胸に活動していくために、記念誌に我々の想いとこれまでの活動の歴史を残し、次の７０周年ひいては１００周年へと繋がる未来へ向けて、この志と伝統や歴史を継承しながら「時代の開拓者」となるべく挑戦し続けます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により我々の生活は大きく変化しました。ニューノーマル時代に沿った式典の中で、６５年の歴史を振り返り、地域のリーダーとして色々な社会情勢に柔軟に対応しながら地域社会に貢献し、諸先輩や地域の方々と共に皆が手を取りあい唯一無二の佐賀を創造し、現在（いま）を生き抜き次代へつないで参ります。

【事業計画】

１．６５周年記念式典・祝賀会の企画・運営（９月）
２．６５周年記念誌の企画・発刊
３．新年会の企画・運営（１月）
４．例会の企画・運営（６月・９月）
５．薩長土肥　参加者への支援（１１月）
６．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

まちづくり室

室　長
光吉　勝助

未来に繋がるまちづくり委員長
久保　隆佳

未来に繋がるまちづくり委員会　基本方針

まちづくり室　未来に繋がるまちづくり委員会
委員長　久保　隆佳

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響で、この佐賀の地でも各種スポーツを含むイベントの開催も中止や縮小されている中、行政では地域再生の一つとしてスポーツ推進計画が制定されており、スポーツを通じた各分野との連携・協働で地域活性化を図っております。また、佐賀城下栄の国まつりでは、年々温暖化による熱中症対策や参加者への安全確保を課題とされております。一般社団法人佐賀青年会議所として、地域共生社会を実現し、地域の課題解決に貢献することが必要です。

まずは、本年で５０回目を迎える佐賀城下栄の国まつりに多くの方々に参加していただくために、関係団体と綿密に連携することで、節目の年にふさわしい事業の構築に尽力します。そして、コロナ禍や課題がある中で佐賀城下栄の国まつりを通して未来への明るい希望になるために、諸先輩が長きに亘り受け継いでこられたこのまつりをこれまで以上に深く想い出に残る感動的なまつりへと昇華させることで、市民の皆様の活力につなげます。さらに、大人から子どもまで幅広い世代にスポーツを通してのまちづくりを知ってもらうために、佐賀城下栄の国まつりの中でスポーツを安心して体験していただく場を提供することで、地域の活性化につなげます。また、佐賀市が推進しているスポーツ振興の課題を知ってもらうために、事業を通して佐賀青年会議所メンバーが体験し学ぶことで、スポーツに親しめる社会の実現につなげ地域の活性化の一助とします。そして、九州地区野球大会も佐賀での開催が決まり、佐賀の魅力を肌で感じてもらうために、地域ならではのおもてなしをすることで、記憶に残る大会になるよう企画します。

行政や他団体、関係機関との連携を強化した運営に徹し、改めて佐賀の良さを知っていただくとともに、新しい生活様式の中で、佐賀青年会議所メンバー一人ひとりが更に一丸となって活動を展開し、現在（いま）を生き抜き次代へつないで参ります。

【事業計画】

１．佐賀城下栄の国まつりの企画・運営（８月）
２．シニア総会の参加者支援（１月）
３．例会の企画・運営（２月・７月）
４．九州地区野球大会の企画・運営（９月）
５．全国大会宇都宮大会参加者への支援（１０月）
６．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

青少年・環境室

室　長

西村　誠剛

青少年・環境委員長

畠中　隆嘉

青少年・環境委員会　基本方針

青少年・環境室　青少年・環境委員会
委員長　畠中　隆嘉

近年、情報通信技術の急速な革新で社会構造が大きく変化している今、また昨年の新型コロナウイルス感染症流行の影響で地域社会でも情勢が変わり、子ども達が成長していく上で必要な心の学びや人と人が直接コミュニケーションを取る機会が困難化しており様々な体験を感得する機会が極めて少なくなっています。子ども達の心と体が育まれる場を提供し、寛仁大度な人材に育て時代や環境が変わっても、人に優しく思いやりの心の大切さを伝えていくことが必要です。

まずは、一般社団法人佐賀青年会議所が一致団結をして青少年育成事業に取り組むために、現在の社会構造や大きく変わった情勢、子ども達が置かれている現状を知っていただき考える場を設けることで､関心を持ってもらいメンバーの意識の向上を図ります。そして、子ども達の純真な感性とコミュニケーション能力を高めるために、様々な世代の人とふれあい多様性のある心を育み、佐賀の次代の担い手として自己成長できる場を提供することで、地域の魅力を感じ愛着を持ってもらいます。さらに、オンラインによるコミュニケーションが日常化し柔軟に対応できる能力が必要であることを認識するために、ＩＴ教育を誰しもが十分に受けていない親世代の大人とＩＴ環境が身近にある子ども達が共に学び、ＩＴを活用した多様な体験活動を通して、人と人がふれあう温かさを感じＩＴの良し悪しを理解することで、社会性を高め時代や環境が変わっても心の成長ができる事業を構築します。また、環境では地域に愛着を持って暮らせるために、諸先輩が続けてこられた河川清掃を４月と１０月に実施することで、地域環境の美化、大切さを継承します。そして、地域発展の為に第一線で活動をし、数々の功績を残してこられた卒業生に感謝の気持ちを伝えるために、精一杯の恭敬の心を込めて卒業生を送る会を開催することで、更なる友情を深めます。

青少年事業を通して未来ある子ども達が人と人との繋がりを大切にし、感性を育み、大きな時代の変遷に打ち勝っていけるよう闘志の心を持って力強く闘い、現在（いま）を生き抜き次代へつないで参ります。

【事業計画】

１．青少年事業の企画・運営（７月）
２．河川清掃（４月・１０月）
３．例会の企画・運営（５月）
４．佐賀ブロック大会参加者への支援（６月）
５．卒業生を送る会の企画・運営（１２月）
６．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

国際・災害対策支援室

室　長
片岡清治郎

国際・災害対策委員長
舩津　和弥

国際・災害対策委員会　基本方針

国際・災害対策支援室　国際・災害対策委員会
委員長　舩津　和弥

昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大で、人と人との密なコミュニケーションが制限されている中、国際交流事業において従来の形式を用いた交流を推し進めて行きたい反面、見直された手段であるオンラインを使った交流も視野に入れた取り組みが必要です。災害においては近年、水害による被害が多発している現状があり、災害時の対応として、それぞれの機能や役割を今一度理解し、一般社団法人佐賀青年会議所だけでなく他団体と連携・協力していく必要があります。

まずは、諸先輩方が１９８５年から継続されてきた姉妹ＪＣである新營ＪＣとの交流が３７年目を迎え、これまで以上の繋がりを強固なものにするために、佐賀青年会議所メンバー一同総力を挙げ、新營ＪＣメンバーと佐賀の観光資源や伝統文化を体験することで、より良い関係性を創り上げます。そして、新營ＪＣとの交流事業を円滑に進めるために、オンラインを使用し正確な意見交換をすることで、これまで以上に密なコミュニケーションを図ります。さらに、新營ＪＣと佐賀青年会議所が災害に対して互いに支援し合える関係性を模索するために、合同で協議できる場を提供することで、災害時の連携構築を図ります。また、被災地の情報や必要とされている物資を迅速に供給するために、平常時に他団体との連携を図りつつ知識や意識を向上させ相互理解を深め協働することで、行政だけでなく佐賀青年会議所が率先して他団体と連携を取りあえる関係性を創り、災害時により機能する団体を目指します。

国際交流を通じ言葉の壁を越えておもてなしの心を体感し、災害に対しても団体の垣根を越え限られた期間の中で他団体との連携を深め、人と人との出会いに感謝し改めてこの地元佐賀の素晴らしさを実感し、個人の成長につなげるとともに、現在（いま）を生き抜き次代へつないで参ります。

【事業計画】

１．新營ＪＣ受入れ・会務交流会議の企画・運営（９月）
２．裸ん行（大川）参加者への支援（２月）
３．例会の企画・運営（３月）
４．ＡＳＰＡＣ（台湾／台中）参加者への支援（６月）
５．ＪＣＩ世界会議（南アフリカ／ヨハネスブルク）参加者への支援（１１月）
６．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

会員研修・ビジネス室

室　長
岩永　清邦

会員研修・ビジネス委員長
松尾　陽介

会員研修・ビジネス委員会　基本方針

会員研修・ビジネス室　会員研修・ビジネス委員会
委員長　松尾　陽介

昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、一般社団法人佐賀青年会議所の活動のみならず、各メンバーの仕事や生活にも様々な影響を及ぼしています。ニューノーマルといわれる生活様式の変化は、今まで緩やかだったテレワーク、新しいデジタルツール等の活用を急速に発展させました。このような社会情勢の中、佐賀青年会議所は人財の確保のみならず、メンバーの資質向上を目指し、他団体と協働することで、時代の変化に合わせた事業の形を創り出す必要があります。

まずは、今後の佐賀青年会議所を担う人財を確保し、会員拡大に繋げていくために、当委員会が候補者の情報を収集し体制を整え、メンバー一人一人が拡大意識をもって行動できる組織づくりを行います。そして、仮会員の参加意欲や絆を高めるために、研修においてコミュニケーションの場を設けて、仮会員同士の繋がりづくりをサポートすることで、正会員後も積極的に活動に参加できる環境づくりを行います。さらに、新型コロナウイルス感染症の状況下においても会員同士の友情を育むために、仮会員と正会員との交流の場を設け、相互理解を促進し、今後に繋がる信頼関係を築き上げます。また、昨今の社会情勢の変化に対応したビジネスに活用するために、時代に合ったセミナーや講演を行い、メンバーの青年経済人としての意識向上・資質向上となる機会を創出します。そして、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、地域活動を継続し佐賀を盛り上げていくために、時代に即したデジタルツール等を活用し自分たちの事業でも活用することで、他団体に積極的に関わることを模索し新たな地域づくりを提案します。

大きな転換期を迎えた今、佐賀青年会議所だからこそできる挑戦をし、魅力を高め、時代に合わせた人財づくりを行うとともに、これまで以上に地域振興の取り組みを継続し、現在（いま）を生き抜き次代へつないで参ります。

【事業計画】

１．新入会員並びに会員研修の企画・運営（通年）
２．ビジネス事業の企画・運営（７月）
３．厄入厄晴の企画・運営（２月）
４．例会の企画・運営（４月・１１月）
５．シニア交流事業の企画・運営（７月）
６．サマーコンファレンス参加者への支援（７月）
７．会員拡大　拡大目標　委員会５名（通年）

（一社）佐賀青年会議所2021年度収支予算書（案）

2021年1月1日から2021年12月31日まで

○収入の部

（単位：円）

項 目	勘 定 科 目	単価	人員	2019年 補正後予算額	単価	人員	2020年 補正後予算額	単価	人員	2021年 予算額	摘 要
受取入会金	入会金	40,000	40	1,600,000	40,000	21	840,000	40,000	20	800,000	目標30名
受取会費	正会員会費	120,000		11,650,000	120,000		10,610,000	120,000	91	10,920,000	
	臨時会費	9,000	99	891,000			0				
	賛助会員会費(法人)	30,000	5	150,000			0				
	賛助会員会費(個人)	10,000	30	300,000			0				
事業収益	登録費収益 参加料						0				
	登録費収益 出店料	10,000	7	70,000			0				
	広告料収益 協賛金			1,510,000			0				佐賀城下栄の国まつり協賛金
受取補助金	地方公共団体補助金			2,330,000			0				佐賀城下栄の国まつり補助金
	支援事業助成金						205,000				
	教育事業助成金			100,000							
	佐賀県国際交流協会			100,000			0				
雑収益	受取利息			1,000			1,000			1,000	定期利息
	佐賀ブロック協議会事務委託費			140,000			140,000			140,000	
	シニア・クラブ事務委託費			200,000			200,000			200,000	
	卒業生記念品代	10,000	23	230,000	10,000	15	150,000	10,000	12	120,000	
	ジュース自販機収入			120,000			120,000			120,000	
	シニア・クラブからの助成金						100,000				
	その他			35,000			35,000			35,000	ダイナースカード利用手数料・シニア・クラブからの交流費収入等
定期預金解約	減価償却積立預金繰入収入			1,000,000			0				
	周年事業積立預金繰入収入						0			500,000	周年事業積立金解約
当期収入合計（A）				20,427,000			12,401,000			12,836,000	
前期繰越収支差額				2,570,892			2,806,717			4,280,521	**前年度の流動資産から流動負債を差引いた金額**
収入合計（B）				22,997,892			15,207,717			17,116,521	

○支出の部

項 目	勘 定 科 目	単価	人員	2019年 補正後予算額	単価	人員	2020年 補正後予算額	単価	人員	2021年 予算額	摘 要
支払負担金	JCI会費	1,690		180,830	1,621		162,812	1,573	91	143,143	10.5＄（単価 1,573 円）
	日本JC基本金			60,000			60,000			60,000	51名からは、25名増すごとに15,000円を加算
	日本JC付加金	5,000		535,000	5,000		505,000	5,000	91	455,000	
	国際協力資金	1,825		195,275	1,825		184,325	1,825	91	166,075	
	WeBelieve購読料	3,000		321,000	3,000		303,000	3,000	91	273,000	
	九地区運営負担金	4,000		428,000	4,000		404,000	4,000	91	364,000	運営負担金2,000円・地区大会登録料2,000円
	佐賀ブロックLOM負担金			30,000			30,000			30,000	
	佐賀ブロック会員負担金	3,500		374,500	3,500		353,500	3,500	91	318,500	
	出向費(日本JC)	20,000	8	160,000	20,000	4	80,000	20,000	4	80,000	
	出向費(九州地区)						0				
	佐賀JCシニア・クラブ入会金	10,000	23	230,000	10,000	15	150,000	10,000	12	120,000	
支払負担金 計				2,514,605			2,232,637			2,009,718	
事務費	給料手当			1,550,000			1,550,000			1,680,000	
	福利厚生費			20,000			20,000			20,000	労働保険料等
	通信運搬費			600,000			500,000			500,000	電話FAXネット利用料・郵送料・葉書・切手代
	広報費			250,000			112,560			112,560	WEBサイト更新制作料
	印刷製本費			1,550,000			1,550,000			1,550,000	基本資料・会員名簿・新入会員追加シール・印刷備品
	消耗品費			580,000			450,000			450,000	事務用品・ネームプレート・JCバッジ・卒業生記念品代
	光熱水料費			650,000			650,000			650,000	電気・ガス・水道・灯油代
	支払手数料			80,000			80,000			80,000	振替手数料・振込手数料・法人INB基本手数料
	保険料			94,920			94,920			144,650	JC会館火災保険料
	租税公課			35,000			35,000			35,000	理事登記変更代30,000円・収入印紙代
	法人税			81,000			81,000			81,000	法人市民税60,000円・法人県民税21,000円
事務費 計				5,490,920			5,123,480			5,303,210	
雑費	雑費			100,000			100,000			100,000	新聞代・事務用品以外の消耗品
	警備料			234,576			238,920			238,920	JC会館警備料
	会館維持費			280,000			380,000			280,000	ゴミ収集代・会館WAX清掃代
雑費 計				614,576			718,920			618,920	
顧問料	会計顧問料			216,000			220,000			100,000	
顧問料 計				216,000			220,000			100,000	会計顧問料
会議費	会場使用料			100,000			100,000			140,000	会場使用料・西神野運動広場駐車場使用料、Zoomライセンス費
会議費 計				100,000			100,000			140,000	
賃借料	土地賃借料			494,680			494,680			494,680	JC会館土地賃借料
	リース料			470,000			470,000			550,000	コピー機、印刷機リース料・再リース料・保守契約料、PCリース料
賃借料 計				964,680			964,680			1,044,680	
渉外費	渉外費			250,000			150,000			250,000	御樽代・お土産代
	慶弔費			120,000			120,000			120,000	結婚祝い・長子出産祝い・現役シニア佛花代・電報代
	理事長活動費			250,000			150,000			250,000	寸志代等
	褒賞費			40,000			40,000			40,000	個人褒賞・理事長特別褒賞・理事長経験者バッジ
	諸会費			8,000			8,000			8,000	西神野自治会費6,000円・外部団体会費等
渉外費 計				668,000			468,000			668,000	
事業費	総務委員会			0		総務	0			0	総務委員会
	郷土愛満ち溢れるまちづくり委員会			4,155,000		国際・ビジネス	120,000			700,000	65周年委員会
	人づくり委員会			296,000		人財づくり	114,000			300,000	未来に繋がるまちづくり委員会
	国際委員会			1,946,000		青少年・環境	453,800			300,000	青少年・環境委員会
	ビジネス委員会			280,000		まちづくり	281,000			400,000	国際・災害対策支援委員会
	広報委員会			152,000		会員拡大	80,000			150,000	会員研修・ビジネス委員会
	地域コミュニティ構築委員会			510,500							
	次世代環境委員会			335,000							
										500,000	65周年事業推進費
事業費 計				7,674,500			1,048,800			2,350,000	
研修費	佐賀ブロック大会登録料	3,000	94	282,000			0	3,000	91	273,000	
	九州地区大会			0			0			0	
	大会参加補助費			0			0			0	ASPAC・全国大会登録補助
	登録料			8,000			8,000			8,000	京都会議登録料
研修費 小計				290,000			8,000			281,000	
その他支出	雑損失			2,110,000							
雑損失 小計				2,110,000			0			0	
定期預金開設	減価償却積立預金繰入支出						0			0	
	周年事業積立預金繰入支出			1,030,000						0	（残金4,111,593円）
当期支出合計（C）				21,673,281			10,884,517			12,515,528	
当期収支差額（A）−（C）				−1,246,281			1,516,483			320,472	
次期繰越収支差額（B）−（C）				1,324,611			4,323,200			4,600,993	

一般社団法人 佐賀青年会議所
2021年度 組織図

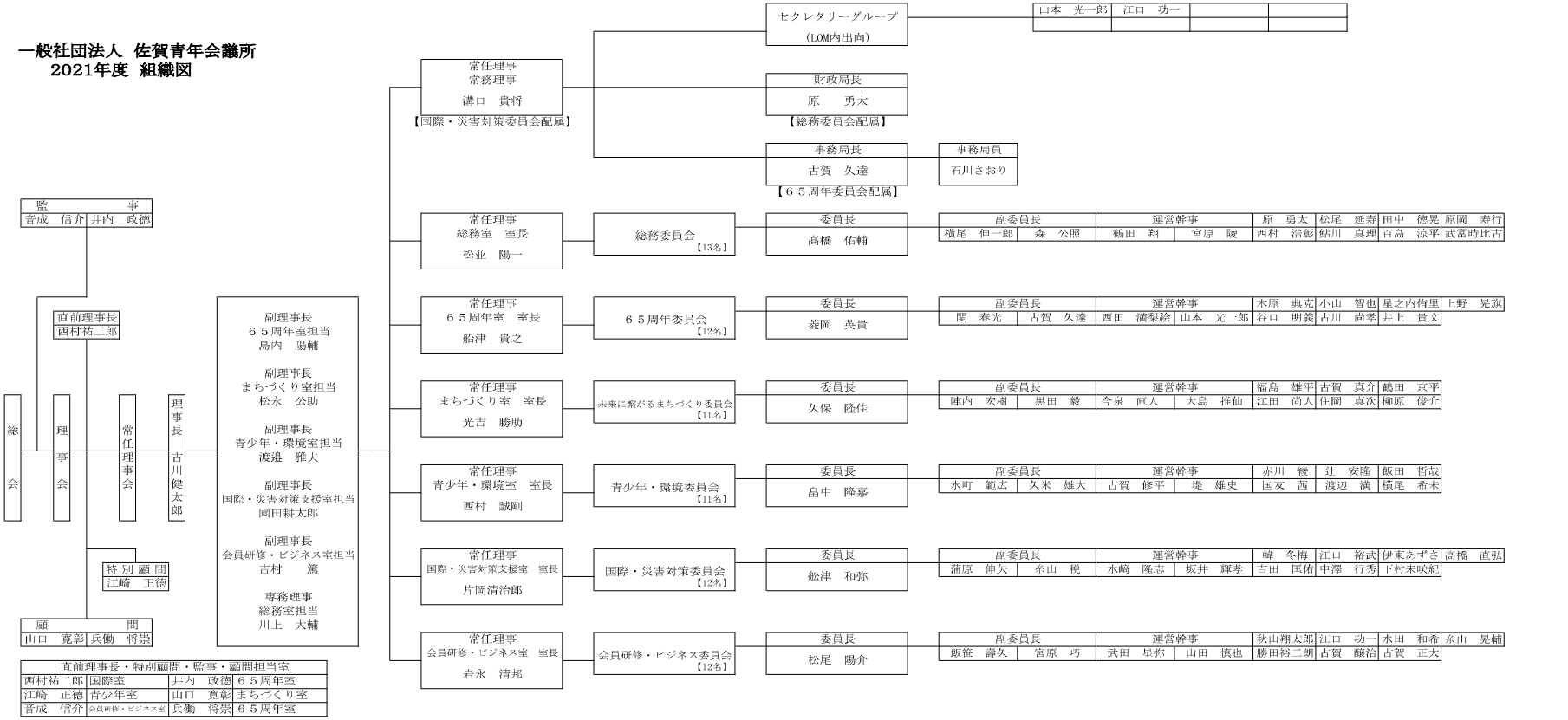

直前理事長・特別顧問・監事・顧問担当室			
西村祐二郎	国際室	井内 政徳	６５周年室
江崎 正徳	青少年室	山口 寛彰	まちづくり室
音成 信介	会員研修・ビジネス室	兵働 将崇	６５周年室

公益社団法人日本青年会議所出向	
渉外委員会	山田 慎也
安全保障確立委員会	吉村 篤
日中協働委員会	船津 貴之
日中協働委員会	園田耕太郎
グローバルリーダー育成委員会	島内 陽輔
グローバルリーダー育成委員会	光吉 勝助

業種部会		
環境部会	副部会長	渡邉 雅夫

環有明LOM会議

九州地区協議会出向		
直前会長		江口 尚登
運営専務		江崎 正徳
サステイナブル九州実現委員会	副委員長	山口 寛彰
サステイナブル九州実現委員会	運営幹事	蒲原 伸矢
サステイナブル九州実現委員会	委員	木原 典克
サステイナブル九州実現委員会	委員	韓 冬梅
サステイナブル九州実現委員会	委員	武田 星弥
サステイナブル九州実現委員会	委員	糸山 税

佐賀ブロック協議会出向					
監査担当役員		西村祐二郎			
☆ 防災支援グループ	担当副会長	木原 典克			
地方創世実現グループ	担当副会長	兵働 将崇			
SDGs推進委員会	委員長	古賀 久達	財政局	局長	森 公照
SDGs推進委員会	委員	溝口 貴将	財政局	次長	井内 政徳
SDGs推進委員会	委員	岩永 清邦	財政局	次長	光吉 勝助
SDGs推進委員会	委員	島内 陽輔	防災プラットフォーム委員会	委員長	堤 雄史
SDGs推進委員会	委員	松永 公助	防災プラットフォーム委員会	委員	渡邉 雅夫
アカデミー・LOM支援委員会	委員	松並 陽一	防災プラットフォーム委員会	委員	西村 誠剛
アカデミー・LOM支援委員会	委員	園田耕太郎	防災プラットフォーム委員会	委員	片岡清治郎
アカデミー・LOM支援委員会	委員	吉村 篤	防災プラットフォーム委員会	委員	音成 信介
アカデミー・LOM支援委員会	委員	久保 隆佳	防災プラットフォーム委員会	委員	辻 安隆
アカデミー・LOM支援委員会	委員	船津 貴之	防災プラットフォーム委員会	委員	鶴田 京平

☆は出向理事

＜2021年度　年間スケジュール＞

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
常任理事会	JC会館 19:30～21:30	12月28日(月)	1月20日(水)	2月17日(水)	3月18日(木)	4月22日(木)	5月20日(木)	6月17日(木)	7月20日(火)	8月20日(金)	9月22日(水)	10月19日(火)	11月22日(月)
理事会	JC会館 19:30～21:30	4日(月)	2日(火)	2日(火)	1日(木)	6日(木)	1日(火)	1日(木)	3日(火)	1日(水)	4日(月)	2日(火)	2日(木)
例会 総会	日時	18日(月) 17:30～	13日(土) 18:00～	15日(月) 19:30～	14日(水) 19:30～	14日(金) 19:30～	14日(月) 19:30～	15日(木) 19:30～	16日(月) 19:30～	18日(土) 19:30～	14日(木) 19:30～	15日(月) 19:30～	11日(土) 19:30～
	区分	総会	例会	例会	例会	例会	例会	例会	総会	例会	総会	例会	例会
	担当委員会	総務	未来に繋がるまちづくり	国際・災害対策	会員研修・ビジネス	青少年・環境	65周年	未来に繋がるまちづくり	総務	65周年	総務	会員研修・ビジネス	青少年・環境
総務室	総務委員会	8日(金)	5日(金)	5日(金)	6日(火)	10日(月)	7日(月)	6日(火)	6日(金)	6日(月)	5日(火)	9日(火)	6日(月)
65周年室	65周年委員会	6日(水)	5日(金)	5日(金)	6日(火)	10日(月)	7日(月)	6日(火)	6日(金)	6日(月)	5日(火)	9日(火)	6日(月)
まちづくり室	未来に繋がるまちづくり委員会	7日(木)	4日(木)	4日(木)	8日(木)	13日(木)	10日(木)	8日(木)	5日(木)	9日(木)	7日(木)	11日(木)	9日(木)
青少年・環境室	青少年・環境委員会	7日(木)	8日(月)	8日(月)	7日(水)	11日(火)	8日(火)	7日(水)	9日(月)	7日(火)	6日(水)	10日(水)	7日(火)
国際・災害支援対策室	国際・災害対策委員会	6日(水)	9日(火)	9日(火)	8日(木)	12日(水)	9日(水)	8日(木)	10日(火)	8日(水)	7日(木)	11日(木)	8日(水)
会員研修・ビジネス室	会員研修・ビジネス委員会	8日(金)	9日(火)	9日(火)	8日(木)	12日(水)	9日(水)	8日(木)	10日(火)	8日(水)	7日(木)	11日(木)	8日(水)
LOM事業	事業名	新年会 18日(月)	厄入厄晴 6日(土)		献血運動 河川清掃				佐賀城下 栄の国まつり 7日(土)～8日(日)	65周年式典	河川清掃		卒業生を送る会
佐賀ブロック	事業名 開催場所						ブロック大会					ブロック ファイナル	
	役員会議	14日(木)	16日(火)	11日(木)	13日(火)	18日(火)	16日(水)	14日(水)	－	16日(木)	16日(土)	10日(水)	16日(木)
	開催場所	WEB	WEB	WEB	WEB	WEB	WEB	WEB	－	WEB	WEB	WEB	WEB
	会員会議所会議	26日(火)	25日(木)	24日(水)	26日(月)	27日(木)	28日(月)	26日(月)	－	27日(月)	26日(火)	26日(金)	23日(木)
	開催場所	佐賀	武雄	有田	鳥栖	伊万里	鹿島	唐津	－	佐賀	武雄	有田	鳥栖
九州地区	大会等 開催場所					九州地区 サッカー大会				九州地区 野球大会 九州コンファレンス 9/22～24			
	会務役員	8日(金)	5日(金)	8日(月)	9日(金)	7日(金)	7日(月)	2日(金)	－	3日(金)	4日(月)	5日(金)	2日(木)
	役員会議	20日(水)	18日(木)	22日(月)	23日(金)	21日(金)	21日(月)	21日(水)	－	22日(水)	22日(金)	24日(水)	10日(金)
	開催場所	飯塚	八女	鳥栖	北松浦	山鹿	山鹿	西都	－	WEB	別府	新大隅	八代
JCI・日本JC	JCI諸会議・NOM事業 開催場所	京都会議 京都 1/21～1/24					ASPAC 台中	サマーコンファレンス 横浜 7/17～7/18			全国大会 とちぎ宇都宮 10/8～10/11	JCI世界会議 南アフリカ 11/16～11/20	
その他		シニア総会 佐賀 29日(金)		日本JC総会							日本JC総会 とちぎ宇都宮		

<注記>
※1月総会は17：30から開始予定、2月例会は18：00から開始予定
※9月例会、12月例会は時間変更の可能性あり

(一社)佐賀青年会議所　2021年度 入会年度別一覧表

年　度	人数	会　　員　　名				
2005年(H17)	１名	松永　公助				
2007年(H19)	１名	川上　大輔				
2008年(H20)	２名	江崎　正徳	渡邉　雅夫			
2009年(H21)	１名	西村　浩彰				
2010年(H22)	２名	音成　信介	西村祐二郎			
2011年(H23)	１名	原　　勇太				
2012年(H24)	５名	古賀　酵治	福島　雄平	船津　貴之	星之内侑里	渡辺　　満
2013年(H25)	２名	島内　陽輔	山口　寛彰			
2014年(H26)	１名	井内　政徳				
2015年(H27)	５名	韓　　冬梅	辻　　安隆	西村　誠剛	畠中　隆嘉	古川健太郎
2016年(H28)	11名	赤川　　綾	片岡清治郎	木原　典克	久保　隆佳	小山　智也
		園田耕太郎	田中　徳晃	西田満梨絵	松尾　延寿	松尾　陽介
		溝口　貴将				
2017年(H29)	６名	鮎川　真理	江口　功一	古賀　正大	陣内　宏樹	舩津　和弥
		吉村　　篤				
2018年(H30)	12名	秋山翔太郎	飯田　哲哉	井上　貴文	岩永　清邦	上野　晃旗
		勝田裕二朗	古賀　久達	菱岡　英貴	兵働　将崇	水田　和希
		光吉　勝助	森　　公照			
2019年(R元)	12名	飯笹　壽久	国友　　茜	久米　雄大	黒田　　毅	古賀　真介
		関　　春光	髙橋　佑輔	松並　陽一	水町　範広	宮原　　巧
		横尾伸一郎	吉田　匡佑			
2020年(R２)	26名	伊東あずさ	糸山　　税	今泉　直人	江口　裕武	江田　尚人
		大島　推仙	蒲原　伸矢	古賀　修平	坂井　輝孝	下村未咲紀
		住岡　真次	武田　星弥	谷口　明義	堤　　雄史	鶴田　京平
		鶴田　　翔	中澤　行秀	原岡　寿行	古川　尚孝	水﨑　隆志
		宮原　　陵	百島　涼平	柳原　俊介	山田　慎也	山本光一郎
		横尾　希未				
2021年(R３)	４名	糸山　晃輔	髙橋　直弘	武冨時比古	毛利　将也	

(一社)佐賀青年会議所　2021年度 年齢別一覧表

年生	人数	会員名					
S56年	14名	井上　貴文	西村祐二郎	古賀　正大	木原　典克	古川健太郎	松永　公助
		1981.1.20	1981.1.20	1981.2.19	1981.3.23	1981.4.4	1981.5.21
		川上　大輔	古賀　真介	飯田　哲哉	船津　貴之	赤川　綾	音成　信介
		1981.5.22	1981.6.23	1981.8.10	1981.9.15	1981.11.5	1981.12.16
		韓　冬梅	江田　尚人				
		1981.12.24	1981.12.29				
S57年	15名	江崎　正徳	原　勇太	松尾　陽介	光吉　勝助	松並　陽一	渡辺　満
		1982.1.3	1982.1.28	1982.2.26	1982.3.15	1982.3.17	1982.3.20
		鶴田　翔	古賀　酵治	陣内　宏樹	黒田　毅	髙橋　佑輔	西村　浩彰
		1982.5.12	1982.6.7	1982.7.11	1982.8.11	1982.8.16	1982.8.18
		勝田裕二朗	久保　隆佳	髙橋　直弘			
		1982.9.30	1982.10.14	1982.11.14			
S58年	17名	古川　尚孝	住岡　真次	原岡　寿行	横尾伸一郎	柳原　俊介	糸山　税
		1983.1.25	1983.2.23	1983.4.5	1983.5.15	1983.6.13	1983.7.18
		岩永　清邦	田中　徳晃	鮎川　真理	星之内侑里	兵働　将崇	島内　陽輔
		1983.8.10	1983.8.29	1983.9.6	1983.9.9	1983.9.20	1983.9.27
		井内　政徳	関　春光	畠中　隆嘉	谷口　明義	吉村　篤	
		1983.10.6	1983.10.20	1983.10.26	1983.11.12	1983.12.24	
S59年	11名	松尾　延寿	百島　涼平	森　公照	武冨時比古	渡邉　雅夫	水﨑　隆志
		1984.1.16	1984.4.5	1984.5.12	1984.5.22	1984.6.27	1984.8.2
		今泉　直人	山口　寛彰	蒲原　伸矢	片岡清治郎	園田耕太郎	
		1984.9.23	1984.10.1	1984.10.20	1984.11.5	1984.12.21	
S60年	6名	大島　推仙	堤　雄史	福島　雄平	飯笹　壽久	西村　誠剛	小山　智也
		1985.1.13	1985.2.23	1985.4.6	1985.4.10	1985.8.15	1985.8.24
S61年	4名	秋山翔太郎	水町　範広	久米　雄大	吉田　匡佑		
		1986.2.9	1986.5.28	1986.7.10	1986.10.13		
S62年	2名	江口　裕武	溝口　貴将				
		1987.2.25	1987.7.8				
S63年	3名	舩津　和弥	山田　慎也	鶴田　京平			
		1988.8.2	1988.9.24	1988.10.11			
H元年	6名	古賀　修平	宮原　巧	西田満梨絵	中澤　行秀	伊東あずさ	国友　茜
		1989.1.14	1989.4.9	1989.5.28	1989.6.29	1989.7.7	1989.11.3
H２年	2名	辻　安隆	宮原　陵				
		1990.6.25	1990.10.17				
H３年	3名	古賀　久達	菱岡　英貴	下村未咲紀			
		1991.8.2	1991.8.21	1991.11.13			
H４年	2名	山本光一郎	水田　和希				
		1992.3.27	1992.11.10				
H５年	2名	坂井　輝孝	毛利　将也				
		1993.2.14	1993.7.8				
H６年	2名	江口　功一	横尾　希未				
		1994.1.11	1994.4.22				
H８年	1名	上野　晃旗					
		1996.11.3					
H10年	1名	武田　星弥					
		1998.3.25					
H11年	1名	糸山　晃輔					
		1999.6.26					

定款・諸規定

定　　款（案）

第１章　総　　則

（名称）

第１条　本会は、一般社団法人佐賀青年会議所（英文名 Saga Junior Chamber Incorporated）と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

（目的）

第３条　本会は、第５条に定める事業を実施・展開することにより、国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連繋に基づいて、地域社会と国家の発展を目指し、会員相互の信頼のもとに会員の資質の向上と指導力の啓発に努めながら、国際理解を深め世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

（運営の原則）

第４条　本会は、特定の個人又は法人その他団体の利益を目的として、その事業を行わない。

２　本会は、これを特定の政党のために利用しない。

（事業）

第５条　本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

⑴　児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

⑵　教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与する事業

⑶　国際的相互理解の促進及び国際社会への貢献を目的とする事業

⑷　地球環境の保全又は自然環境の保護を目的とする事業

⑸　国政の健全な運営の確保に資する事業

⑹　公正かつ自由な経済活動機会を保護・促進し、その活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

⑺　その他本会の目的を達成するために必要な事業

２　前項に定めるほか、必要に応じて次の事業を行う。

⑴　指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

⑵　国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解・親善を増進する事業

⑶　本会の目的を達成するために必要な事業

３　前２項の事業は佐賀県において行うものとする。

第２章　会　　員

（会員の種類）

第６条　本会の会員は、次の４種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」と言う。）上の社員とする。

⑴　正会員

⑵　特別会員

⑶　名誉会員

⑷　賛助会員

（正会員）

第７条　正会員は、佐賀市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものをいう。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、その事業年度の終了の日までは正会員としての資格を有する。

２　既に他の青年会議所の正会員である者は、本会の正会員となることはできない。

（特別会員）

第８条　特別会員は、40歳に達した日の属する事業年度が終了するまでの間正会員であった者をいう。

（名誉会員）

第９条　名誉会員は、本会に功労がある者で、理事会で承認されたものをいう。

（賛助会員）

第１０条　賛助会員は、本会の目的に賛同し、

その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認されたものをいう。

（会員の権利）

第１１条　正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的を達成するために必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

２　特別会員、名誉会員及び賛助会員の権利については、総会の決議を経て、別に定める。

（会員の義務）

第１２条　会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な行為を行う義務を負う。

（入会）

第１３条　正会員となろうとする者は、正会員２人以上の推薦書を添えて、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会費等の納入義務）

第１４条　正会員は、入会に際して入会金を納入しなければならない。

２　正会員及び賛助会員は、毎年、会費を納入しなければならない。

３　前２項の入会金及び会費の額並びにその納入方法は、総会の決議を経て、別に定める。

（休会）

第１５条　正会員が、やむを得ない事由により長期間本会の活動に参加することができないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

（会員資格の喪失）

第１６条　会員は、次の事由によりその資格を失う。

⑴　退会したとき。

⑵　死亡又は失踪宣告を受けたとき。

⑶　成年後見開始又は保佐開始の決定を受けたとき。

⑷　除名されたとき。

⑸　会費を納入せず、その未納入額が会費の12か月分に達したとき。

（退会）

第１７条　会員が、本会を退会しようとするときは、同月までの会費を納入のうえ、退会届を理事会に提出しなければならない。

２　退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

（除名）

第１８条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員数の４分の３以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

⑴　本会の名誉を毀損する行為をしたとき。

⑵　本会の目的遂行に反する行為をしたとき。

⑶　本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

⑷　本会の活動に長時間参加しないとき。

⑸　その他正会員として適当でないと認められたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

（会費等の不返還）

第１９条　退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第３章　役　員　等

（種別及び選任）

第２０条　本会に、次の役員を置く。

⑴　理事15人以上60人以内

⑵　監事２人以上５人以内

２　理事のうち、１人を理事長、２人以上５人以内を副理事長、１人を専務理事、３人以上10人以内を常任理事とする。

３　理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって、一般社団・一般財団法人法第91条第１項第２号の理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

４　役員は、正会員のうちから、総会においてこれを選任する。

５　監事は、本会の理事又は職員を兼任

することができない。

6　役員の選任方法については、総会の決議を経て別に定める。

（職務）

第２１条　理事長は、本会を代表し業務を統括する。

2　副理事長は、理事長を補佐する。

3　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

4　常任理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して業務を分掌する。

5　理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会に提出する議案の調整を行う。

6　理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

7　理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度毎に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第２２条　監事は、次に掲げる職務を行う。

⑴　理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること。

⑵　理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること。

⑶　本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

⑷　理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告をすること。

⑸　理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

⑹　総会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。

⑺　必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。

⑻　前号の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せれない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。

⑼　理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会にて報告すること。

⑽　理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

（任期）

第２３条　理事の任期は、選任された翌年の１月１日より同年12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された理事の任期は、選任された年の12月31日までとする。

3　監事の任期は、選任された事業年度の定時社員総会の翌日よりその翌々年度の定時社員総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

4　任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。

5　役員は、辞任又は任期の満了により退任したことにより、第20条に定める定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

（辞任及び解任）

第２４条　役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2　役員は、総会において解任することができる。

3　監事を解任する場合は、総会員の議決権の４分の３以上の多数による決議に基づいて行わなければならな

い。
４　第18条第２項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第18条第２項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（直前理事長等）

第２５条　本会に、直前理事長、顧問及び特別顧問（以下、「直前理事長等」と言う。）を置くことができる。
２　直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
３　顧問及び特別顧問の選任に関しては、第20条４項の規定を準用する。
４　顧問は、理事長を補佐し、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は助言することができる。
５　特別顧問は、理事長経験者でなければならない。
６　特別顧問は、理事長経験を生かし、本会の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は助言することができる。
７　直前理事長等の任期は、第23条第１項の規定を準用し、辞任及び解任は、第24条の規定を準用する。

第４章　会　　議

（種別）

第２６条　本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成等）

第２７条　総会は、全ての正会員をもって構成する。
２　理事会は、全ての理事をもって構成する。
３　直前理事長、顧問及び特別顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
４　監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

（総会の権能）

第２８条　総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。
⑴　役員の選任及び解任
⑵　定款の変更
⑶　事業計画又は収支予算の決定及び変更
⑷　事業報告及び会計報告の承認
⑸　会員の除名
⑹　次の規則の制定、変更及び廃止
①　役員選任の方法に関する規程
②　会員資格に関する規程
③　会費及び入会金に関する規則
⑺　本会の解散
⑻　解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
⑼　理事会において総会に付議した事項
⑽　前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本会の運営に関する重要な事項

（理事会の権能）

第２９条　理事会は、本定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。
⑴　総会の決議した事項の執行に関する事項
⑵　総会の日時、開催場所及び総会に付議すべき事項の決定
⑶　前条に定める以外の規則の制定変更及び廃止
⑷　その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項
⑸　理事の職務執行の監督
⑹　代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
２　理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
⑴　重要な財産の処分及び譲受け
⑵　多額の借財
⑶　重要な職員の選任及び解任
⑷　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
⑸　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

（開催）

第３０条　通常総会は、毎年１月、８月及び10月に開催するものとし、１月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

⑴　理事長が必要と認めたとき。

⑵　理事会が必要と認めたとき。

⑶　５分の１以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

３　理事会は定例理事会及び臨時理事会の２種とし、定例理事会は、毎月開催する。

４　臨時理事会は、次の各号の１つに該当する場合に開催する。

⑴　理事長が必要と認めたとき。

⑵　理事から、理事長に対して会議の目的を示して開催の請求があったとき。

⑶　第22条第７号の規定により監事から理事長に対して招集の請求があったとき。

（総会の招集）

第３１条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第３号の請求があった場合には、請求があった日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の２週間前までに、正会員に通知しなければならない。

（理事会の招集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、第30条第４項第２号及び第３号に該当する場合には、請求のあった日から５日以内に、請求日から２週間以内の日を期日とする臨時理事会を招集しなければならない。

３　第30条第４項第２号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

４　第30条第４項第３号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事が臨時理事会を招集することができる。

５　理事会を招集する者は、理事会の日の１週間前までに各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知を発しなければならない。

６　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事、監事及び直前理事長等の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）

第３３条　総会及び理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第30条第２項第３号の規定に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員の内からこれを選任する。

（定足数）

第３４条　総会は、正会員（休会中の会員を除く。）の２分の１以上の出席をもって成立する。

２　理事会は、理事の３分の２以上の出席をもって成立する。

（議決）

第３５条　総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第２項及び本定款に別に定めるものを除き、出席正会員の過半数の同意をもって決議する。

２　理事会の議事は、出席理事のうち、議決に加わることのできる理事の過半数の同意をもって決議する。

３　前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

（総会における書面表決等）

第３６条　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又はほかの正会員を

代理として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第34条、第35条及び第37条第１項第３号の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第３７条　会議の議事については、次の事項のほか、法令の規定による事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　会議の日時及び場所
⑵　総会にあっては正会員、理事会にあっては理事の現在数
⑶　総会にあってはその総会に出席した正会員数の数、理事会にあっては出席した理事の数及び氏名（表決委任者及び書面表決者の数を付記すること。）
⑷　議決事項
⑸　議事の経過の要領及びその結果
⑹　議事録署名人の選任に関する事項

２　総会の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名捺印し、理事会の議事録には、出席した理事長及び監事が署名捺印しなければならない。

第５章　例　会　等

（例会）

第３８条　本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために毎月１回以上例会を開催する。

２　例会の運営については、理事会の決議により定める。

（室）

第３９条　本会は、本会の目的を達成するために必要な事項を調査、研究、協議するため、室を置く。

２　室に室長を置く。

３　室長は、常任理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

（委員会）

第４０条　本会は、本会の目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するため室に委員会を置くことができる。

２　委員会に委員長を置く。

３　委員長は、理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

４　委員は、正会員のうちから、委員長が理事会の承認を得て任命する。

５　正会員（理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長、監事、顧問及び特別顧問を除く。）は、原則として、いずれかの委員会に所属しなければならない。

第６章　資産、会計、事業計画等

（資産の構成）

第４１条　本会の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

⑴　財産目録に記載された財産
⑵　会費
⑶　入会金
⑷　寄附金及び補助金
⑸　事業に伴う収入
⑹　資産から生じる収入
⑺　その他の収入

（特定財産の維持及び処分）

第４２条　第５条の事業を行うため不可欠な別表の特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

２　やむをえない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分し、又は担保に提供するには、理事会において、議決に加わることができる理事の３分の２以上の決議による承認を得なければならない。

３　特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により定める。

（資産の管理）

第４３条　本会の財産は、理事長が管理・運用し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

（事業年度）

第４４条　本会の事業年度は、毎年１月１日から同年12月31日までとする。

（会計区分）

第４５条　本会の会計は、事業年度ごとに一般会計、特別会計及び基金会計の３種に区分して処理する。

２　一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
３　特別会計は、一般会計で処理するには不適当と認められる大規模又は特殊の事業に関する収支を事業別に経理する。
４　基金会計は、基金に属する財産の管理運用を経理する。

（事業計画及び予算）

第４６条　本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前までに理事長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。
３　前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。
４　理事長は、第２項の規定により収入し、及び支出したときは、その事業年度開始の日から90日以内に総会の承認を得なければならない。
５　理事長は、第１項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

（事業報告及び会計報告）

第４７条　理事長は、当該事業年度終了後、速やかに、当該年度にかかる次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。
⑴　事業報告書
⑵　事業報告書の附属明細書
⑶　公益目的支出計画実施報告書
⑷　財産目録
⑸　貸借対照表
⑹　正味財産増減計算書
⑺　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
２　監事は、厳正なる監査を行い、意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
３　理事長は、前項の意見書を添えて、第１項第１号及び第３号から第６号に掲げる書類を総会に提出し、第１項第１号及び第３号の書類についてはその内容を報告し、第４号から第６号までの書類についてはその承認を求めなければならない。
４　第１項第３号の書類については毎事業年度の経過後３か月以内に行政庁に提出しなければならない。
５　剰余金の分配は行わない。
６　理事長は、総会の承認後、直ちに、法令の定めるところにより本会の貸借対照表を公告しなければならない。

（資産の返還請求の禁止）

第４８条　会員は、その資格を喪失するに際し、本会の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

第７章　管　　理

（定款等の備置き）

第４９条　理事長は、定款その他の諸規則、会員名簿及び会員の異動に関する書類、理事・監事の名簿、認定・認可等及び登記に関する書類、定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類、財産目録、役員の報酬規定、事業計画及び収支予算書等、事業報告書及び計算書類等、監査報告書及びその他法令で定める帳簿及び書類を常に事務所に備え置かなければならない。
２　前項に規定する帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによるとともに、第９章に定める情報公開規定による。
３　第１項に規定する帳簿及び書類を主たる事務所に５年間、従たる事務所に３年間備え置くものとする。

（会員による書類の閲覧）

第５０条　会員は、前条第１項の書類をいつでも閲覧することができる。
２　理事長は、正当な理由なくして閲覧を拒むことができない。

（事務局）

第５１条　本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。
２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
３　事務局長及びその他の職員は、理事

会の決議を経て、理事長が任免する。

4　前各号のほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第５２条　本定款は、総会において総正会員の３分の２以上の同意を得て変更することができる。

（解散及び残余財産の処分）

第５３条　本会は、一般社団・財団法人法第148条各号に規定する事由に基づいて解散する。

2　総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の議決権数の４分の３以上の同意を得なければならない。

3　本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附する。

（清算人）

第５４条　本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2　清算人は、就任の日から６か月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

（解散後の会費の徴収）

第５５条　本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第９章　情報公開及び個人情報の保護

（情報の公開）

第５７条　本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

（個人情報の保護）

第５８条　本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

（公告）

第５９条　本会の公告は電子公告による。

2　やむを得ない理由により電子公告によることができない場合は、佐賀新聞に掲載する方法による。

第10章　雑　　則

（規則等）

第６０条　本定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附　　則

1　本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益社団法人設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

資　格　規　定

第１章　総　　則

第１条　本規定は一般社団法人佐賀青年会議所会員の資格並びに入会希望者の取扱い、会費納入、会員の失格について定める。

第２章　入　　会

第２条　推薦及びその資格

１　正会員として入会を希望する場合、その推薦者は正会員２名であること。但し、特別会員が推薦する場合は別途２名の正会員を必要とする。

２　正会員として入会を希望するものに対して推薦となる正会員（以下推薦者という）は次の条件をそなえていること。

⑴　一般社団法人佐賀青年会議所に２年以上在籍している事。

⑵　所定の会費を完納している事。

⑶　過去１年間に推薦月からさかのぼって例会（総会）及び委員会に関して60％以上の出席であること。但し役員は理事会を含む。

第３条　仮入会手続

１　推薦者は所定の入会希望調書（別紙書式）及び推薦書（別紙書式）を事務局に提出すること。なお入会希望調書には入会希望者の写真２葉を添付すること。

第４条　入会希望者の審査

１　理事長は入会希望者の審査を総務委員会に委任する。

２　総務委員会は審議される２週間前までに調書を受理して入会希望者に対して、下記につき所定審査及び調査を行う。

⑴　定款第７条に定められた資格を有すること。

⑵　正常な事業に従事する者であること。

⑶　健全な社会人としての良識と教養を有すること。

⑷　本会議所の諸行事に参加する意思と能力を有すること。

⑸　会費その他の負担金を納入する意思と能力を有すること。

⑹　推薦者が本規定第２条の２項に合致していること。

⑺　前に他の青年会議所の会員であった事実の有無。

⑻　他の団体への加入の有無及び加入している場合にはその役員等をした事があるか。また、現在していることの有無。

第５条　仮入会許可の決定

１　理事会は総務委員会からの上申に基づき報告及び意見を聴取し、出席理事の３分の２以上の賛成によって仮入会の許可を決定する。但し反対者が２名以上でその反対理由が理事会に於いて承認された場合は入会出来ない。

２　仮入会の審議される日は理事会日とする。

３　理事会が仮入会の許可を決定した場合は、その旨を総務委員会に通知すると共に、事務局を通じて推薦者及び本人に通知する。

第６条　仮入会の期間及び義務

１　仮入会の期間は３ヶ月以内とする。

２　理事会に於いて仮入会を許可されたものは、その期間中下記の事項を履行すること。

⑴　例会（総会）への出席

⑵　理事長の指定する研修及び行事

⑶　佐賀青年会議所における基礎知識の研修

３　上記の事項を履行した者に限り正会員となる資格を与える。

４　理事会において仮入会を認められた者に対して定款第14条に定める会費を請求する。但し、前項の費用を請求の日より１ヶ月以内に納入しない場合は、自動的に仮入会の許可は取消されたものとみなす。

第７条　資格の取得及び入会の手続き

１　総務委員長は仮入会員がその期間中に正会員になるべき条件を満たしたか否かを出席カード等により審査し理事会に上申する。

２　理事会は総務委員長からの上申に従って正式に入会の諾否について決定する。

３　正式に入会が認められた仮入会員が

正会員の資格を希望する場合は別に定められた書面により理事長に届出を行うと共に速やかに入会金を納入する。

4　正式に入会が認められ上記の手続きを終わった者に対し新会員として全会員に通告する。

第８条　推薦者の義務

推薦者は新入会員に対して下記の責任を負う。但し責任期間は２ケ年とする。

⑴　新入会員の各種会議、会合への出席

⑵　権利義務の遂行及び品行

⑶　入会金及び会費の納入

第３章　入会金並びに会費

第９条　会費の納入

1　入会金、会費は所定の納期に原則として預金口座にて納入するものとする。

⑴　入会金　正会員　40,000円

ただし、会員が卒業あるいは退会した後に同じ企業、団体から、１年以内に入会する同数以下の会員の入会金は、20,000円とする。

また、特例として同じ企業、団体から後任として入会し、在籍期間が重なる場合も適用する。

上記いずれの場合も、同一銀行口座を指定口座とする場合に限る。

⑵　会費　正会員（年額）120,000円

第１期（１月～３月）　30,000円

１月20日

第２期（４月～６月）　30,000円

４月20日

第３期（７月～９月）　30,000円

７月20日

第４期（10月～12月）　30,000円

10月20日

賛助会員（年額）

法人１口　30,000円

個人１口　10,000円

2　臨時会費は理事会に於いて定め、その都度徴収する。

3　会費その他の徴収は総務委員会の責任とする。但し理事会の承認を経て総務委員会はその責任においてその徴収を第三者に代行させることがある。

4　各納期より３ヶ月以上の会費滞納者については、総務委員会は理事会に報告しなければならない。

第４章　会員の失格

第１０条　会員の除名手続

定款第18条に定められた除名の手続きは下記による。

⑴　総会で除名を審議する場合は、当該会員に総会で弁明する機会を与えるため、少なくとも10日以前に文書でその旨本人に通知しなければならない。

この通知は直接本人に手渡すか或は本人の住所宛配達証明便で発送する。

なお推薦者にも同様とする。

第１１条　退会の手続

定款第17条に定められた退会の手続きは下記による。

⑴　退会を希望する時は退会届を理事長に提出する。

⑵　理事会がこれを承認した時をもって退会とする。

⑶　退会会員はその期日までの会費を納入しなければならない。

但し既納の会費は返還しない。

⑷　退会した会員の氏名はJC機関紙及び例会又は総会の席上で公表する。

第１２条　会員資格喪失の手続き

1　定款第16条第５項に定められた会員資格喪失の手続きは下記による。

⑴　定款第16条第５項に定められた会費納入期限の３か月前に達しても会費の納入がない会員に対し、当該会員の所属する担当委員長、担当室長、担当副理事長は会費納入の催促をしなければならない。

⑵　前号の催促による期限から３か月を経過するも、本人の意思確認をもって未納入会費を支払う意思が無かったときには、総務委員会より会員資格喪失届を理事長に提出し、理事会において

これを承認し理事会の決議により会員資格喪失とする。

(3) 資格喪失となった当該委員に対し会員資格喪失通知書を書面にて送付する。

2 会員資格喪失に伴う権利及び義務は下記による。

(1) 会員が定款第16条の規定によりその資格を喪失したときは、以後本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は理事会においてこれを免除する決議がなされたときを除き、これを免れることはできない。

(2) 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第１３条 休会の手続き

1 休会を希望する会員は、理由を附して休会願いを提出しなければならない。

2 理事会は休会願いを審議し休会を承認した場合はその旨本人に通知する。

3 休会中といえども会費は納入しなければならない。

4 休会者には出席の義務を免除する。

5 休会の事由が消滅した場合は、速やかに届出るものとする。

第５章 特別会員の資格

第１４条 特別会員の資格

1 制限年齢に達した正会員は特に申出ない限り特別会員の資格を有する。

2 特別会員は総会その他各種会合に出席することができる。但し、特別会員は本会議所の役員となる事は出来ない、又評決権も有しない。

第６章 賛助会員の資格

第１５条 賛助会員の資格

1 賛助会員は総会で意見を述べることができる。ただし、評決権はない。又本会議所の役員になることはできない。

2 入会を希望するときは、所定の入会申込書を提出するものとする。その後入会申込書に基づき、本会議所理事会において入会の可否を決議するものとする。

3 賛助会員の会員資格は入会初年度に限り入会月より12月31日までとし、翌年度より１月１日から12月31日の１ヶ年とする。ただし再入会を妨げない。

4 賛助会員は有効期間終了日３ヶ月以上前までに退会する旨の申し出によって退会することができる。申し出がない場合は翌年も会員資格を自動更新する。

5 賛助会員は入会と同時に初年度分会費を納入するものとし以後は毎年２月末までに当該年度分を納付する。ただし年度途中での退会に際しての会費の返却は行わない。

6 賛助会員は当該年度分の会費を所定の期日までに納めない場合は、当年の資格を喪失するものとする。

7 会員は会員資格を第三者に譲渡できない。

第７章 雑 則

第１６条 細 則

本規定に定めるものの外、本会議所の会員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。

第１７条 附 則

本規定は、平成27年９月１日から施行する。

平成27年９月１日改正

平成29年10月１日改正

運 営 規 定

第１章 総 則

第１条 本会議所の運営についての細則は、本規定の定めるところによる。

第２章 例会ならびに出席

第２条 例会は原則として毎月１回14日に行う。ただし、他の事業や行事を考慮

に入れ出来る限り会員が出席しやすい日に開催することが望ましい。

第３条　出席に関する事項

１　会員は総会、例会および委員会等の会合に出席の義務を有する。

２　国際青年会議所（世界、アジア）、日本青年会議所、九州地区、佐賀ブロックの各大会に出席した場合は、本人の希望により、総会または例会に各１回出席したものとして取り扱う事ができる。

３　全ての会合において、欠席、遅刻、早退する場合は事前に届出なければならない。

４　公用出張により第１号に定める各会合に出席できない時は、別に定める様式をもって届出をなした場合に、当該会合は出席したものとみなす。公用出張の範囲は、理事長が決定する。

５　会員の会合に出席する際はJCバッチを着用しなければならない。ただし、６月１日から９月30日の間に開催される会合においてはクールビズ適用期間とし、襟付シャツなど正装着用を原則とする。（該当期間のJCバッチ着用は、任意とする。）

第３章　室および委員会

第４条　当該年度の理事長が理事会において協議の上決定する。また、各委員会において、小委員会または分科会を設置することがある。

第５条　構　　成

１　室および委員会は佐賀青年会議所正会員により構成する。

２　各室および委員会には、室長１名、副室長２名以内、委員長１名、副委員長２名以内、運営幹事若干名を置くことができる。

第６条　編成および所属

１　室および委員会は前年度末までに、理事会において編成する。

２　委員会への所属

⑴　定められた委員会定数以内で行う。

⑵　副委員長、運営幹事は委員長が指名する。

⑶　事業の連携を考慮し出向者の所属希望を優先する。

⑷　前年度総会、例会および委員会の出席率を考慮し、会員の所属希望を優先する。

⑸　同率の場合は、残余在籍年数の少ないものを優先する。

３　新入会員の配属は、資格規定６条に定める出席を考慮し正会員に準る。

第７条　正副室長、正副委員長、運営幹事の任務

１　室長の任務

室長は特別事業の遂行ならびに委員会事業の遂行を円滑にならしめるため、分掌する各委員会の長を指揮する。

２　副室長の任務

⑴　室長を補佐し、室長事故あるときは代行する。

⑵　室内委員会相互の連絡、調整

⑶　室合同会議への出席動員および管理

３　委員長の任務

⑴　委員長は委員会を総括し、その運営に当たる。

⑵　委員長は委員会を招集し、主管る。

⑶　委員長は委員会決定事項を理事会に答申提案する。

４　副委員長の任務

⑴　委員長を補佐し、委員長事故あるときは、代行する。

⑵　小委員会または分科会を総括しその運営に当たる。

⑶　事業計画の具体化のために相当職務を掌握し会務を遂行する。

⑷　委員会開催のための資料等、事前準備を行う。

５　運営幹事の任務

⑴　委員長、副委員長を補佐する。

⑵　委員相互間の連絡調整を行う。

⑶　例会、総会、委員会への出席要請を行う。

⑷　委員会名簿、議事録、帳簿の保管および管理を行う。

第８条　運　　営

１　各室は、所属する各委員の事業を調整し指導する。

２　各委員会は、それぞれの分掌につ

き、企画、研究、審議する。
3　各委員会で、企画、研究、審議された事業は、理事会にはかりその実施を決定する。
4　実施決定の事業は、担当委員会が中心となってその実施にあたり、全会員の協力のもとに推進する。
5　各委員会は、毎月一回定例会合をもち、必要に応じて随時開催する。
6　各委員会は、定例会合の議事録を作成し会合後一週間以内に事務局に提出する。
7　各委員会は、前年度末迄に当該年度の事業計画案を理事会に提出する。
8　各委員会は、遅くとも事業実施の前月の理事会に、別に定める様式をもって事業計画予算書を提出し、その実施を決定する。
9　各委員会は、事業終了後速やかに別に定める様式をもって事業報告決算書を理事会に提出する。
10　各委員会の事業内容、決算内容の監査について、監事の要求あるときは何時でも応じなければならない。

第４章　細　　則

附　　則

本規定は、平成７年１月１日から施行する。
平成６年10月20日改正

庶　務　規　定

第１章　目　　的

第１条　本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為、事務局、会計、経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定する。

第２章　事　務　局

第２条　事務局は事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理保存しなければならない。
(1)　本会議所の定款及び諸規定
(2)　総会、例会及び理事会の議事録
(3)　本会議所内部に関する書類
(4)　日本青年会議所及び他青年会議所に関する書類
(5)　事務局日誌
(6)　本会議所会報綴
(7)　日本青年会議所及び他青年会議所会報綴
(8)　受信簿、発信簿
(9)　会計諸帳簿
(10)　その他重要と認められる書類

第３条　事務局は備品台帳を整備し、貸し出し回数、廃棄等の記録を行い備品を完全に整備しなければならない。廃棄に当たっては理事会の承認を受けなければならない。

第４条　外部により受信した書類は、正副理事長及び各委員長が閲覧し処理するものとする。用済後は速やかに事務局に戻し、全て事務局に於いて保管するもする。

第５条　総会、例会及び理事会の議事録は毎回確実に作成し、必要に応じて、それぞれ会員或は理事会に通知しなければならない。

第３章　会計経理

第６条　会計に用いる帳簿は次のものとする。
(1)　帳　簿
金銭出納帳、総勘定元帳、会費徴収簿
(2)　決算書類及び諸表
賃借対照表、予算、収支、増減対照表、事業報告書、財産目録、未収金明細書、監査報告書、未払金明細書
(3)　伝　票
出入金伝票、振替伝票

第７条　会計帳票は次の区分に従い保存するものとする。
(1)　決算書類　永久保存
(2)　其の他の書類
次年度より起算して３ヵ年間保存

第４章　慶　　弔

第８条　会員及び家族の慶弔に関しては次の規定により慶弔金（品）を贈る。
(1)　会員の結婚　10,000円又は相当品

(2) 会員の死亡　50,000円又は花環
(3) 会員の傷病（原則として全治１カ月以上）
5,000円又は相当品
(4) 長子出生　　5,000円又は相当品
(5) 会員直系の父母、子女の死亡
20,000円又は花環
(6) 会員の配偶者の死亡
20,000円又は花環
(7) 会員が天災、火災、その他の不慮の災害による住宅その他失した場合には理事会にて決定する。但し火急の場合は正副理事長協議の上決定する。
(8) 公務中（JC活動中）怪我、死亡は慶弔規定によらず其の都度理事会を開きこれを定める。

第９条　前条に定めた慶弔金（品）を贈るについては実務は総務委員会の所管とし、該当事項発生したときは総務委員会は理事長の承認を得て準備を行う。

第１０条　該当事項発生したときは、前項金品贈呈のほか、理事長の指名により慶弔、見舞の訪問を行う。

第１１条　慶弔金（品）を受納したものはこれに対し返礼しないものとする。

第１２条　特別会員の慶弔の場合は理事会の決定による。

第１３条　この規定に定めないものは、その都度理事会に於いて決定する。
但し緊急を要する場合は、正副理事長に於いて決定し理事会の事後承認を受けることもできる。

第５章　旅　　費

第１４条　理事長の命じた事務局員の公務出張に対しては次の通り旅費を支給する。
(1) 目的地迄の往復旅費
(2) 宿泊費は実費
(3) 食事費

第１５条　理事長の命じた会員の公務出張に対して理事長の承認を経て前条に準じた旅費を支給することができる。

附　　則

本規定は、平成３年１月１日から施行する。

昭和50年１月１日制定
平成２年10月29日改正

役員選任の方法に関する規定

第１章　目　　的

第１条　この規定は、本会議所定款第20条第４項により、本会議所の次年度の役員の選任の方法を定めたものである。

第２章　選挙管理委員会

第２条　理事長選考委員及び理事を選挙により選任するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。ただし選挙管理委員は第３章に定める理事長選考委員と兼ねることはできないものとする。

第３条　選挙管理委員会は、委員長１名、委員４名以内とし、当該理事長が理事会の承認を得て指名により選任する。

第４条　選挙管理委員会の委員長及び委員の任期は、当該年度の10月総会までとする。

第５条　委員長は、選挙管理委員会を代表する。

第３章　理事長選考委員会

第６条　次年度の理事長を選任するため、理事長選考委員会をおく。

第７条　理事長選考委員会は、７名以内とする。
２　選考委員会の構成は、次のとおりとする。
(1) 理事長選考委員５名以内
(2) 正会員の理事長経験者の中から、当該理事長が指名した１名
(3) 当該理事長
(4) 委員長を当該年度理事長、副委員長を理事長経験者とする

第８条　理事長選考委員は、６月の例会において無記名投票によって選出する。ただし、６月例会に出席できない者は、期日前投票することができる。
２　同得票の場合には、生年月日の早いものを上位とする。

第９条　理事長選考委員の被選挙資格につい

ては、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

⑴　本会議所の正会員として４年以上在籍する者

⑵　本会議所役員として２年以上の経験を有する者

⑶　本会議所常任理事の経験を有する者

⑷　本会議所理事長経験を有しない者

⑸　次年度において正会員の資格を有する者

⑹　前年度における例総会出席率75％以上を満たしている者

第１０条　理事長選考委員会は、次年度の理事長候補者１名（以下「理事長候補者」という。）を選任し、推薦書を作成し、氏名を８月までに開催される理事会に報告する。

２　理事長選考委員会が行う理事長選考の方法は以下の通りとする。

⑴　理事長選考委員会委員長は、選挙によって選出された理事長選考委員に対し、次年度理事長の立候補の意志を確認し、立候補を希望する者（以下、「立候補者」という。）は、選挙結果発表後、７日以内に立候補届、経歴書及び次年度理事長所信を提出しなければならない。ただし、立候補者がいなかった場合は、理事長選考委員による協議を行い、次年度理事長を決定する。

⑵　立候補者が１名の場合は、立候補者を除く選考委員の投票により信任を決定する。投票の結果、信任が過半数を占めなかった場合は、第１号ただし書きの規定によるものとする。

⑶　立候補者が複数の場合は、立候補者を除く選考委員の協議を行い、次年度理事長候補者を選出する。ただし、協議が不調に終わった場合は、理事長選考委員全員の投票により次年度理事長候補者を選出することとし、投票の結果、過半数を占めた候補者を次年度理事長候補者とし、過半数を占める候補者がなかった場合は、第１号ただし書きの規定によるものとする。

⑷　上記、第２号、第３号に規定する理事長選考委員による選挙に関しては、公正を期するため、選挙管理委員会があたり、得票数は公表しない。

第４章　理事選挙

第１１条　次年度の理事（理事長候補者を除く。）のうち当該年度の５月末現在の正会員数の５％以上10％未満の理事を、正会員の直接選挙により選任する。ただし、定数は理事長候補者が決定する。

第１２条　選挙の行われる当該年度の５月末現在の正会員は、理事の被選挙権を有する。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

⑴　前年度及び当該年度において、本会議所の役員の地位にある者

⑵　理事長候補者

⑶　次年度において正会員の資格のない者

⑷　前年度及び当該年度入会の者

⑸　前年度における例総会出席率50％以下の者

第１３条　理事選任選挙の投票は無記名の連記制とする。

第１４条　同得票の場合には、生年月日の早いものを上位とする。

第１５条　選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、理事長候補者及び当選者へその旨を通知し、当該当選者の受諾を得た後にその氏名を理事会に通知する。

第５章　理事、副理事長及び専務理事の指名

第１６条　理事長候補者は、前章に定める理事選挙により選任された理事の他、当該年度の５月末現在における正会員の中から理事を指名することができる。

第１７条　理事長候補者は、次年度の副理事長及び専務理事を指名し、その氏名を８月開催の理事会に通知する。

第６章　その他

第１８条　本規定の定めにもとづき、次年度の役員は、８月及び10月に行われる総会において選任するものとする。

第１９条　選挙管理委員長は開票結果および投票済みの投票用紙を当該年末まで厳重に保管する。

第２０条　理事長選考委員選挙及び理事選挙の結果に異議のあるものは正会員の２名以上の同意を得て、書面にて異議の理由を付記し、選挙管理委員長または理事長に対し異議を申し立てることができる。
なお異議申し立てができる期間は選挙結果発表後７日以内とする。またこの期間内に理事長候補者及び理事の確定を行ってはならない。

第２１条　次年度理事長候補者及び理事の選任に関し本規定に定めのない事項は、選挙管理委員会が別に定める。それ以外の事項については理事会が定める。

褒　賞　規　定

第１条　　目　的
本会議所はJC信条である修練、奉仕、友情の実践活動の昂揚をはかり且つJC活動に貢献して名誉をたたえるため褒賞を行う。

第２条　　推　薦
１　本会議所総務委員会は褒賞推薦者の提出期日を決定する。
２　褒賞の推薦母体は次の通りとする。
⑴　役員（理事を含めて全員）
⑵　委員会

第３条　　各推薦者は所定の期日までに推薦書を総務委員会へ提出する。

第４条　　褒賞の対象となる期間は当該事業年度に於ける功績について行う。
但し、必要に応じて、それ以前の活動も考慮されることがある。

第５条　　総務委員会は提出された書類を整備検討の上、意見を添えて褒賞委員会へ提出する。

第６条　　理事会は褒賞委員を若干名任命する。

第７条　　理事会は褒賞委員会より提出された書類を審査し、決定する。

第８条　　褒賞の分類は次のとおりとする。
⑴　会員個人褒賞（特別会員を含む）
⑵　委員会褒賞
⑶　特別褒賞
⑷　事務局員褒賞

第９条　　理事長は理事会の決定に従い例・総会などに於いて具体的褒賞理由を説明して行う。

附　　則

本規定は、平成３年１月１日から施行する。
平成２年10月29日改正

褒賞委員会内規

Ⅰ　個人褒賞
⑴　在籍一年以上で理事以外の会員
⑵　例・総会及び委員会への出席率がそれぞれ90％以上の会員
⑶　他の会員に比べて特に顕著な活動が認められた会員

Ⅱ　委員会褒賞
⑴　例・総会及び委員会の出席率がそれぞれ平均80％以上の委員会
⑵　他の委員会に比べて特に顕著な活動が認められた委員会

Ⅲ　特別褒賞
⑴　例・総会及び委員会への出席率がそれぞれ90％以上の会員
⑵　他の会員に比べて特に顕著な活動が認められた会員

後　援　内　規

後援名義依頼及び使用について
一般社団法人佐賀青年会議所に対する外部諸団体からの後援依頼については、次の規定により許可するものとする。
⑴　原則的に、宗教的、政治的及び営利的な催しについては後援しない。青年会議所の理念に基づき、公共性を第一義に考慮する。
⑵　後援を依頼する団体は、別紙様式により、理事長宛に後援依頼書及び誓約書を提出しなければならない。
⑶　提出された書類により、理事会に於いて前記第１項の原則に基づき、後援の諾否

を決定する。

⑷ 理事会の期日の都合により前項の審議に間に合わない時は、正副理事長により決定し、後日、理事会への承認を得ることができる。

運営資料編

委員会運営について

＜委員会運営の基本方針＞

1．委員会運営の成功、不成功は委員長、副委員長、運営幹事の三役の協力いかんによってほぼきまる。選ばれた委員としての自覚を持ち、副委員長と運営幹事はその責務を遂行し、全面的に委員長に協力補佐する。
2．貴重な時間を割いて集まる各委員のために周到な準備と十分な配慮を必要とする。
3．副委員長、運営幹事は委員会事業遂行のため、犠牲を払うことを躊躇してはならない。JCの本来のあり方から考えれば、その都度英知を提供しなければ委員会事業目的は達成できない。
4．事業遂行の必須条件は委員会、役員会および役員とのち密な連絡、協力である。文書連絡等は委員会として誠意をもって対応すること。
5．日本青年会議所会頭方針、理事長方針、事業計画書を熟読し十分理解する。

＜委員会開催について＞

1．委員会は原則として毎月１回以上開催する。
2．委員会は年間スケジュールによってこれを開催する。
3．１月の合同委員会で第１回委員会を開催する。この第１回目開催以前（年内）に事業計画、委員編成、予算編成を終了しておくこと。
4．年内に顔合わせのため事前会合を開催することが望ましい。
5．委員会開催場所は年間スケジュールに従って、年契約をしておくことが望ましい。この会場確保は運営幹事があたる。
6．委員会開催案内は、運営幹事の責任のもとに作成、発送、チェックを行うこと。

＜資料・文書・印刷について＞

1．委員会資料印刷発送、議事録の印刷発送は委員会独自で行うこと。事務局は一切おこなわない。
2．委員会開催状は事務局より発送する日に合わせて利用して結構です。
3．委員会が発送する文書には委員長名を必ず記すこと。
4．委員会で発信した印刷物、資料は必ず事務局専務理事宛１部送付すること。

＜佐賀青年会議所委員としての自覚と注意と心得＞

1．佐賀青年会議所委員スタッフとして、事業計画遂行には英知と行動をもって参画する。
2．委員会決定の事業計画は各委員が責任と自覚と研究によって完遂する。
3．委員会からの通知、資料、文献には必ず目を通し、保管しておくこと。
4．委員会の出欠席の返事は必ず行うこと。
5．委員会議事録の作成および署名捺印の徹底厳守。
6．各委員の委員会資料の期間までの提出の厳守。
7．佐賀青年会議所が行う行事への積極的参加。
8．委員会運営に大きな欠陥を生じさせた委員、出欠席の返信が連続２回以上なく、また欠席の連絡がない場合は、所属副理事長あるいは室長との協議の上理事会の承認を得て、交替変更、除名を行う。
9．事務局担当者との職務を越えた範囲での依頼、代行、調査は行わない。

＜委員会遵守事項＞

1．委員会開催５分前に集合して着席する。
2．委員会には必ずJCバッチをつけて出席する。
3．やむを得ず欠席または遅刻するときは、必ず運営幹事に事前または当日連絡をする。
4．委員会出欠は必ず開催日５日前までに運営幹事に到着するように投函する。
5．委員会の資料、議事録はファイルに整理保管し、委員会に必ず持参する。
6．理事会議案提出を行う委員会は原則として常任理事会の開催７日前に終了しておく。
7．委員会はその職務範囲を越えて事務局員

に代理、代行、請負を行わせない。
8．委員会議事録は委員会委員、室長、担当副理事長及び理事長の配布以外に１部を佐賀JC事務局総務に委員会終了後７日以内に送付すること。

委員長・副委員長・運営幹事の役割について

＜委員長・副委員長・運営幹事の役割について＞
各委員会構成は、委員長、副委員長、運営幹事、委員の４構成とする。
なお、この４構成の人数については理事会においてそれぞれ各委員会ごとに決定されている。委員会編成についても理事会において総枠が決定されている。

＜委員長および特別委員長＞
1．委員長は委員会を代表し会務を総括する。
2．特に定める場合以外、委員会の議長となる。
3．担当副理事長・室長を補佐する。
4．理事会、常任理事会に副理事長・室長を通じて議題を提出し、理事会に出席し、関係議題について意見をのべることができる。
5．室会議、拡大会務役員連絡会議に出席する。
6．各種大会、コンファレンス、コングレス、セミナー、シンポジウムには積極的に参加する。
7．事業計画遂行のためのスポンサーからの協賛金、寄付金などがあった場合には事前に事業計画書を提出し、理事会の決定をえる。また、事業終了後ただちに、事業決算書を提出し､理事会で決定をえる。

＜副委員長＞
1．副委員長は委員長を補佐し、万一事故あるときはその職務を代行する。
2．事業計画の具体化のために、相当職務を掌握し会務を遂行する。
3．事業計画遂行のための資料、文献、印刷物を運営幹事と十分調整し、事前に準備する。
4．各事業計画の具体化に伴う予算配分を十分配慮し、チェックする。
5．委員長とともに各種大会、コンファレンス、コングレス、セミナー、シンポジウムに積極的に参加する。

＜運営幹事＞
1．幹　事
⑴ 委員長・副委員長を補佐し諸事を遂行する。
⑵ 委員会の渉外担当を行う。
⑶ 委員長の指示に従い、正副委員長・運営幹事連絡会を召集し設営する。
⑷ 委員会委員の行動および役割・性格を把握する。
⑸ 委員会委員名簿の作成およびその保管をする。
⑹ 委員の冠婚葬祭に伴う連絡を行う。
⑺ 事務局との連絡をする。
2．幹　事（運営面）
⑴ 委員会会場を確保する。（商工会館およびその他会場）
⑵ 委員会開催案内状を作成し、委員会委員全員および担当副理事長・室長、佐賀JC事務局担当者に必ず発送する。（開催２週間前に行うことが望ましい）
⑶ 委員会出席・欠席のハガキのチェックと記入および返信状の督促をする。
⑷ 委員会会議場の事前準備および設営をする。
⑸ 委員長の指示に従い委員会次第を作成、印刷する。
⑹ 委員会議事録をフォームに従って作成する。
⑺ 委員会議事録は委員会開催後１週間以内に必ず佐賀JC事務局総務（１部）へ発送する。
⑻ 委員会事業遂行に伴う資料の作成および印刷をする。
⑼ 各種セミナー参加のチェックと督促を行う。
⑽ 委員会運営に伴う諸事項を行う。
⑾ 委員会における懇親会の設営を担当する。
⑿ その他関係事項を行う。
3．幹　事（会計面）
⑴ 佐賀JCから年間の委員会事業費を保管・管理・記帳をする。
⑵ 委員会事業費の支払いをする。（印刷所および関係会社の指定支払先に事業終了後行う）
⑶ 委員会内部における諸会議の支払いをする。
⑷ 懇親会費の徴収および領収書の発行をする。

⑸　委員会委員の冠婚葬祭費用の支払いをする。
⑹　委員会備品の調達および支払いをする。
⑺　各会議費の食事代、コーヒー代の支払いをチェックする。
⑻　各種資料、印刷費の請求書、領収書の保管、管理をする。
⑼　会計に伴う諸事項をチェックする。
⑽　会計台帳の記帳をし、証憑書類とともに総務委員長に提出する。(年末回収)
⑾　各幹事との密なる連絡をし、委員会運営の円滑化をはかる。
⑿　委員会取引銀行の開設をする。

委員会の開き方について

1．招　集

1　開催日時・場所は、召集権者（委員長及び委員会）が決定する。
2　会議は、議事日程を示して召集すること。
＜例えば＞
①開催日時　②場所・TEL　③議題：議事日程　④登録料の有無　⑤宿泊の有無
＜議事日程＞
1. 開会宣言　2. JC宣言文朗読ならびに綱領唱和　3. 議長選任　4. 出席者確認　5. 資料および議題の確認　6. 議事録作成人指名　7. 議事録署名人指名　8. 前回議事録承認　9. 委員長挨拶　10. 佐賀JC理事会報告　11. 副委員長・幹事報告　12. ①審議事項　②報告事項　13. 次回開催日時・場所の確認　14. 委員会講評　15. 閉会宣言
⑴　召集通知は、委員会構成員のほか、佐賀JC事務局および関係者にも発送すること。
⑵　議題と資料の提出を督促する。
⑶　当日議題の提出は避けるよう指導することが望ましい。
⑷　資料の提出のない議案の審議は、時間を浪費することが多いから、必ず資料を提出するように指導すること。

2．議題の提出

1　会場の開催期日一週間以前に、議題を提出するようにする。
2　議題は、必ず、必要部数の資料を添えて提出するようにする。
3　議題の提出に際しては、「審議事項」と「協議事項」の区別を明確にする。
4　「審議事項」は、「○○企画案承認の件」のように、具体的な提案として提出し、その承認を求めるようにすること。
5　「審議事項」として上げる前に、「協議事項」として提出し、意見を交換しあってから提案を再構成し、次回に「審議事項」として上程するような配慮をすること。

3．議事日程の作成

1　議事日程の作成は、議長の権限である。
2　議長は、議事日程の作成に際しては、重要案件や時間をかけて審議を尽くしたい案件を優先的に配列すること。
3　前回の会議で「特別議事」に指定された議案は、冒頭に審議することを要するが、「委員会付託」「棚上げ」「継続審議」などの議案については、議長は適宜に配列できる。

4．会議進行上の注意

1　議　長
⑴　議長は、議事整理権を適切に行使し、予定時間内に、全議事が終了するように努めなければならない。
⑵　定足数に満たないときでも定刻に開会し、直ちに暫時休憩するように運営する。
⑶　議案の審議にはいるときは、議長は議題を読みあげてから、提案説明を求めること。
⑷　議長は、全員に均等の発言の機会を与えるように努めなければならない。
⑸　議長は、議事進行に徹すること。
⑹　議長は、委員の発言が本題を離れて、横道にそれだしたときは、直ちに注意を与えること。
⑺　議長は、発言時間を制限したり、要旨を書面で提出させるなど、議事進行に有益な措置を講ずること。
⑻　議長は、提案説明が済んだら、先に質問のみ発言を許すことが望ましい。
⑼　「質問」か「意見」かはっきりしないものについては、発言者にどちらであるかをたずね、「意見」だったら、あとで意見を発表する機会を約して、発

言を中断させること。
⑽ 「質問」時間中に「意見」が出てきたら、「質問」の形に直すように指示すること。
⑾ 「質問」が出尽くしたら「意見」を聞く。
⑿ いろんな意見が出て、議論がまとまらないときは、議長は「どなたかまとめてください」と催促するなり、誰かを指名するなりして、「動議」を出させ議事の進行を図ること。
⒀ 議長は、適切な時期に討論を打ち切り採決すること。
⒁ 採決に際しては、議題を読み上げること。また、案件に応じて適宜の採決方法により、挙手による場合は、賛成・反対のほか「白票」も確認すること。

2　構　成　員

⑴ 構成員は、会議の目的を理解し、自分の資格と役割を認識して、会議に参加する。
⑵ 構成員は、協力して、建設的な会議を創造する。
⑶ 構成員は、事前に議案と資料を熟読し、研究しておくこと。
⑷ 発言するときは、議長の許可を得ること。
⑸ 発言は議案の趣旨にそって、簡潔・明瞭に行う。
⑹ 「質問」と「意見」と「動議」の区別をハッキリさせる。
⑺ 「動議」がセカンドされると、取り下げになるためには採決を要するから、動議は慎重に提出すること。
⑻ 構成員にも、事態の推移に対する的確な判断力が望まれる。
⑼ 議事進行が雑談に陥ったり、紛糾しているときは、「議事進行」や「暫時休憩」に動議を利用する事。

3　オブザーバー

⑴ オブザーバーは、その出席・傍聴・発言など､すべての議長の許可を要する。
⑵ 発言については、許された範囲内で、簡潔・明瞭に行うこと。

委員会議事録作成について

1．議事録作成人

1　体調を整えておくこと。
2　サブ・セクレタリーと打合せをしておくこと。
3　議事法テキストまたは動議リストに目をとおしておくこと。
4　前回議事録を通読しておくこと。
5　議事日程および会議資料を通読しておくこと。
6　録音テープに頼らずメモをとること。
7　会議出席者の席と名前を書いた図面。（ところどころ名前を入れただけでも、役に立つ）
8　発言中の不明なところは、すぐに発言者に対して、その箇所または発言要旨の教示を乞うこと（サブ・セレクタリーに行動してもらうとよい)。

2．作成通数

内　訳　1．佐賀JC事務局用（1部）
　　2．署名人用（1部）
　　3．議長用（1部）
　　4．委員会委員用（委員部数）
　　5．室長および担当副理事長用（各1部）

3．作成期限

一週間以内とする。
次回開催日まで余裕のないときは、3～4日で作成しなければならないので、サブ・セクレタリーと適宜に二分して、分担することがよい場合がある。

4．作成の要領

1　簡潔を旨とすること。
2　決して録音テープに頼らないこと。委員会要求されているのは､「議事録」であって､「速記録」ではない。会議の経過と結果の容量を記録すれば足りるものである。
3　とはいうものの、1回だけの発言の機会しかなかった人については、できるだけ、議事録の記載にとどめるように、配慮したい。
4　記録をとるに際して、議案によっては、資料に直接書き込むほうがよい場合もある。
5　議事日程と資料を参照しながら、記録を読み返し、次の諸事項につき、必要な訂

正加除をすること（青字の使用がよい）
⑴　議題の通し番号
⑵　資料番号
⑶　資料の訂正箇所
⑷　提案説明の小見出し
⑸　補足説明の小見出し
⑹　特別意見・質疑応答・討論の小見だし
⑺　発言者の役職の表示の整理
⑻　字句の修正・補完
⑼　重複発言の取捨（上記３を配慮する）
⑽　議長の発言は、収録しない方針を貫くこと
⑾　文章の要約に際しては、発言の趣旨を損なわないよう注意すること
⑿　必要な場合は文章を補うこと
⒀　不穏当な発言や不適当な表現と思われるものについては、念のため発言者に照会すること
⒁　「質問」と「意見」を区別すること
⒂　可能なかぎり「質疑応答」と「討論」に整理して、配列しなおすこと
⒃　提出された動議については、何の動議か、小見出しを使うこと
⒄　カッコや補助記号を整合させるこ
６　再度読み直しながら、大胆な削除を加えること。
７　ていねいに清書すること。
８　用紙は、字数を数えやすくするためマス目の用紙を使用すること。

５．作成上の注意

１　会議の名称は、略記せず、正式に記載すること。
２　日時・場所・出席者を記載。
・出席者名は、役職ごとに、姓のみで可。
・会議構成員とオブザーバーは分けて書くこと。
・欠席者名は書かなくてよい。
３　開会宣言者と時刻を表示する。
４　議長就任を明記する。
・選出方法または就任根拠規定を示すこと。
５　議事録作成人・署名人（誰が誰を）
６　前回議事録の承認（方法と結果）
７　資料の確認
・担当者は明記すること。
・資料は、当日配布資料を含めて、議事日程の順にしたがい、通し番号を付して、列記すること。
・資料の訂正箇所は、議題ごとに掲げること。
８　議題の確認
・担当者を記載すること。
・議題の訂正をしたときは、訂正後の議題を掲げれば足りる。
９　新議題を採択したときは、議題を掲げ提出者と採択した旨を記載すること。
10　議事日程の変更は、変更後の日程を掲げれば足りる。
11　理事長や議長の挨拶は、特に必要な部分のみでよい。
12　審議内容
⑴　議題を全文掲げること。
⑵　資料および訂正箇所の表示
⑶　提案説明者の表示。説明内容は、資料に提案趣旨が記載されているときは、省略すること。
⑷　補足説明についても同様。
⑸　発言者の役職は、初回時のみ表示すれば足りる。
⑹「質疑応答」と「討論」に大別すること。
⑺　外部講師の意見については、別項扱いとすること。
⑻　議事録上の配列は、提案説明・意見・質疑応答・討論・採決の順にすること。
⑼「動議の提出」は、その旨小見出しを使うとわかりやすい。
⑽　セカンドの有無を明記する（セカンド者名は不要）
⑾　議長職権による議事進行については、特に必要なもののみ記載すれば足りる。
⑿　採決は、何について、どのような方法でしたか、明記する。
⒀　賛成、反対、白票数を明記する。
⒁　案件によっては、可決された原案または修正動議の要旨を摘記すること。
（参考例）
議長は、議案を整理して議場にはかり、挙手によって採決の結果、賛成×、反対×、白票×で、次の通り承認可決した
１）　原案通り承認
２）　一部修正し承認
13「協議事項」は採決を要しない。提案者と協議の概要を摘記すれば足りる。
14　報告事項、請票、所見等についても、簡潔にまとめること。
15　閉会宣言者と閉会時刻を明記する。

16　最後に、日付と会議の名称を表示して、関係者署名捺印のこと。

議事録作成に関する諸注意事項

１．はじめに

会議のあるところに記録ありという言葉がある。ところがこの記録というものが、いかに重要な意義をもっているか観念的にはわかっているようでいて、案外理解されていないようである。

JCのように先進的な団体においてすら、その取扱いは残念ながらかなり無神経で粗雑だといっても過言ではない。

記録－それには様々の形があるが、ここでは、表題の議事録について考えてみたい。

日本JC会務担当各委員会の議事録を一通り集めてみると、様式、内容、方法など、全く千差万別で驚くばかりである。例えば、総務室各委員会の議事録が異なるのは仕方のないことである、だが、それはあくまで審議事項・報告事項・討議事項などの表現の方法や内容が異なるという程度にとどめるべきであって、その他については、統一見解の合意点が求められるべきであろう。

同一委員会においても、回数が進むと議事録に変化が生ずるのは、第１回委員会で議事録作成人に指名された委員が書いた議事録がベースとなり、第２回目以降はそれが踏襲され、その年度が終わるまで続けられるためかと考えられる。とすれば、第１回委員会の議事録は、かなり重要であり、それは指導すべき正副委員長・幹事の責任も当然大きいといわなければならない。

２．議事録の本質

１　議事録とは会議の記録である。即ち、会議の経過及び結果を書きしるした「事実の記録」でなければならない。さらにいうならば、事実の記録とは、会議における事実の“解説”であってはならないし、“意見”とも違う。事実があって、それを正確に記録した事実そのものを指す。

要するに事実に即さない要素が少しでも加われば、それはもはや議事録ではなくなるということを意味する。

従って、あくまでも絶対中立、客観的でなければならない。

２　議事録には、会議における実際のてんまつが、そのまま表現されることが望ましい。詳細に記述されれば、いくら長くなってもよいというものではない。新聞の全頁を一字のがさず読むと５時間かかるそうであるが、そんな代物、記録であっても議事録とはいい難い。

会議自体には各々存在目的があり、それに応じて、会議に記録にも記載すべき事柄がおのずから違ってくるのは当然である。結果が重要であることは勿論だが、経過そのものに重要性のある場合もある。他日の証拠や責任に重点のおかれたこともありうる。

従って一定の事柄が、一定の枠内に必ずしも記載されなければならないというわけのものでもない。だが、通り一片のメモでは困る。誰が読んでも理解できるように、一定のルールにしたがって、事実の記録が要領よく筆記されたものであるべきである。

３　通常、会議の記録とされているものには、次の三つがある。これを混同しないように留意されたい。

・速記録…速記した記録、つまり会議の経過を逐一発言されたとおりに記録したもの（例：裁判所）
・議事録…議事の経過なり結果を要領よく記載したもの
・会議録…速記録と議事録的記載事項の合体（例：国会）

議事録作成ルール

１　ロバート議事法の精神にのっとり、下記の４つの権利を満たす内容を持つべきである。

⑴　多数者の権利（過半数の賛成）
⑵　少数者の権利（少数意見の尊重）
⑶　個人の権利(プライバシーの権利擁護)
⑷　不在者の権利（欠席者にも議事録を送付）

２　そのためには、会議の４Ｗ１Ｈは必ず記載されなければならない。

⑴　When（開催年月日）
⑵　Where（場所）
⑶　Who（出欠者名）
⑷　What（会議に付した議件）
⑸　How（審議の経過と結果）

３　1970年度日本JC会員開発委員会で発表した「議事録記載事項」にも次のように書かれている。

⑴　会議の種類と名称
⑵　日時と場所
⑶　議長による議事録作成人および署名人の指名
⑷　定足数
⑸　議事日程
⑹　前回議事録の承認
⑺　報告事項の要点
⑻　質疑応答の内容の要点
⑼　すべての議題と動議、その決定および提案者の氏名並びに議事経過
⑽　採決の方法と結果（投票については票数）
⑾　閉会の時刻
⑿　その他議長が会議において必要と認めた事項

4　議事録作成人は、会議の日より少なくとも一週間以内に議事録を作成し、自ら署名捺印の上、議長、議事録署名人の署名捺印を得たい。

そしてその会議の出席義務者全員に、出欠にかかわらず､その写しを配布すること。

議事録の標準フォーム

会議の名称は、いつ、誰が見ても容易に、すぐ判断できるよう、略記することなく、正式な名称を書くべきである。

公益社団法人　日本青年会議所
○○○○年度　第○回　○○○委員会議事録

Ⅰ⑴　開催年月日（○曜日）○○：○○～○○：○○
⑵　場　所
地方会議の標準規則は､「場所」は記載事項に入っていない｡国では国会議事堂、県や市では県庁や市役所の各々定められた会議場があるためである。そたがってJCの如く、しばしば会場をかえて行う会議では明記するほうが望ましい。
⑶　出席者名
⑷　欠席者名
欠席者の記入している議事録が時折みられるが、これは罰則のようであまり感心しない。むしろ責任の所在を明らかにするには、出席者名を書くべきである。また、遅刻、早退は明記する必要がない。これは慣例になっている。つまり、出席者数と表決参加者は必ずしも一致しなくてもよいということである。これは、表決の際、所要で席をはずした者も、会議の決定には責任を担わなければならないということと同義である。

以上⑴～⑵までは、本でいえば目次であり、次のⅡ以下とは区別されなければならない。

Ⅱ⑴　開会…開会時刻
⑴～⑹までの順序は、会議にしたがって記入すべきであり、これが会議の開催順序そのものではない。
○○○○幹事の司会により開会
⑵　JC宣言文朗読並びに署名人の指名
⑶　議長就任
⑷　議事録作成人並びに署名人の指名
○○○○委員長より下記の如く指名
議事録作成人○○○○委員
議事録作成人○○○○委員
⑸　定足数の確認（出欠点呼）
出欠者名を列記してある議事録があるが、これはあくまでも定足数の確認であり、本会議が成立することを報告する項目でなければならない。
⑹　議事日程並びに配布資料の確認
正しい会議を運営するためには、審議事項の項目に「その他」という項目は設けるべきではない。また、議事日程は未審議になるかもしれない議件の記録の意味もあり、たとえ当日変更があっても、最初に通知されたものを議事録に書き残しておくべきである。
⑺　前回議事録の承認
⑻　委員長挨拶

Ⅲ　報告事項
⑴　委員長報告
⑵　副委員長報告
⑶　幹事報告
⑷　その他

Ⅳ　審議事項
審議事項とは、結論を出した後、実行されなければならないものであり、協議事項や討議事項は方向性を見出すためのものである。したがって、審議・協議・討議は当然区別されるべきである。

○○○○委員長これより議長となり、各議案を審議
⑴　第１号議案「A」
・提案者名
・提案趣旨
・セカンドの有無
・審議経過

審議経過はその会議が議事法に従って行われれば書きやすい。

a　提案者および提案説明

b　セカンドの有無→セカンドした者の名前は記入の要なし。審議する必要があると思ってセカンドしても採決の際は必ずしも賛成するとは限らないからである。

c　質問を全部受けてしまう。

d　賛成または反対意見を全部出させる。

e　採決→決定

意見の種類は次のとおりである。

・賛　　成
・反　　対
・条件付賛成（修正、再修正）
・保　　留
・議決あるいは決定事項

⑵　第２号議案「B」

⑶　第３号議案「C」

項目を設ける必要があれば、協議事項または討議事項をつくる。

Ⅴ　次回開催日の決定

Ⅵ　閉会…閉会時刻

議　　長　署名　捺印
議事録作成人　署名　捺印
議事録署名人　署名　捺印

議長－委員長とは限らない。副委員長や他の委員が議長を務めるケースもあり得る。議長－委員長であれば問題はないが、そうでない場合は、次の点だけは留意するべきである。

すなわち、議事録とは、その会議全体に容認したものである故、その権限と責任の究極の帰するところは会議全体であり、具体的には、その代表者である議長である。

実際には議事録を作成するのは議事録作成人または委員会セクレタリーであっても、それは議長の監督の下に行うのであるから、つまるところ、議長が議事録作成の最高責任者である。

以上の点から考えると､次の処理が望ましい。

a　議長－委員長の場合

議長○○○○　とする。

b　議長－委員長でない場合

委員長が議長、議事録及び署名人を指名することを条件として連名にする。

委員長　○○○○
議　長　○○○○
議事録作成人○○○○
議事録署名人○○○○

議事録署名人が何らかの理由で署名捺印を拒否した場合でも、議長の署名捺印さえあれば、付箋をつけてその旨記載しておけば、正式な議事録として次回委員会へ提出可能である。

行政裁判所判決でも次の如くである。

「町村会、議事録ハ、外へ署名ヲ欠イテモ、コレガ為ニ、議事録タルノ効力ナシトイフヲ得ズ…」

1971年12月14日、日本JC総務委員会（予定者会議）の席上次の項目を専務理事通達として、日本JC統一見解で発表された。

⑴　議長の署名・捺印を必ず必要とする。
⑵　「議事録作成人」という表現を統一する。
⑶　「議事録署名人」という表現を統一する。

議事録作成について

１．作成者

１　体調を整えておくこと。
２　サブ・セクレタリーと打合せをしておくこと。
３　議事法テキストまたは動議リストに目をとおしておくこと。
４　前回議事録通読しておくこと。
５　議事日程および会議資料を通読しておくこと。
６　録音テープに頼らずメモをとること。
７　会議出席者の席と名前を書いた画面。（ところどころ名前を入れただけでも、役に立つ)。
８　発言中の不明なところは、すぐに発言者に対して、その箇所または発言要旨の教示を乞うこと（サブ・セクレタリーに行動して貰うとよい。）

２．作成通数

４通（内訳）

１．事務局保存（印刷用正本）用
２．署名人用
３．議長用
４．作成人控

(注)専務理事に送ったほうがよい場合もある。

３．作成期間

一週間以内とする。

次回開催日まで余裕のないときは、３～４日で作成しなければならないので、サブ・セクレタリーと適宜に二分して、分担することがよい場合がある。

４．作成要領

１　簡潔を旨とすること。

２　決して録音テープに頼らないこと。委員会要求されているのは、「議事録」であって、「速記録」ではない。会議の経過と結果の容量を記録すれば足りるのである。

３　とはいうものの、１回だけの発言の機会しかなかった人については、できるだけ、議事録の記載にとどめるよう、配慮したい。

４　記録をとるに際して、議案によっては、資料に直接書き込むほうがよい場合もある。

５　議事日程と資料を参照しながら、記録を読み返し、次の諸事項につき、必要な訂正加除をすること（青字の使用がよい）

⑴　議題の通し番号
⑵　資料番号
⑶　資料の訂正箇所
⑷　提案説明の小見出し
⑸　補足説明の小見出し
⑹　特別意見・質疑応答・討論の小見出し
⑺　発言者の役職の表示の整理
⑻　字句の修正・補完
⑼　重複発言の取捨（上記３を配慮する）
⑽　議長の発言は、収録しない方針を貫くこと
⑾　文章の要約に際しては、発言の趣旨を損なわないよう注意すること
⑿　必要な場合は文章を補うこと
⒀　不穏当な発言や不適当な表現と思われるものについては、念のため発言者に照会すること
⒁　「質問」と「意見」を区別すること
⒂　可能なかぎり「質疑応答」と「討論」に整理して、配列しなおすこと
⒃　提出された動議については、何の動議か、小見出しを使うこと
⒄　カッコや補助記号を整合させること

６　再度読み直しながら、大胆な削除を加えること。

７　ていねいに清書すること。

８　用紙は、字数を数えやすくするためマス目の用紙を使用すること。

５．作成上の注意

１　会議の名称は、略記せず、正式に記載すること。

２　日時・場所・出席者を記載。
・出席者名は、役職ごとに、姓のみで可。
・会議構成員とオブザーバーは分けて書くこと。
・欠席者名は書かなくてよい。

３　開会宣言者と時刻を表示する。

４　議長就任を明記する。
・選出方法または就任根拠規定を示すことが望ましい。

５　議事録作成人・署名人（誰が誰を）

６　前回の議事録の承認（方法と結果）

７　資料の確認
・担当者を明記することが望ましい。
・資料は、当日配布資料を含めて、議事日程の順にしたがい、通し番号を付して、列記することが望ましい。

８　議題の確認
・担当者を記載することが望ましい。
・議題の訂正後の議題を掲げれば足りる。

９　新議題を採択したときは、議題を掲げ、提出者と採択した旨を記載することが望ましい。

10　議事日程の変更は、変更後の日程をかかげれば足りる。

11　会頭や議長の挨拶は、特に必要な部分のみでよい。

12　審議事項

⑴　議題を全文掲げること。
⑵　資料および訂正箇所の表示。
⑶　提案説明者の表示。説明内容は、資料に提案趣旨が記載されているときは、省略することが望ましい。
⑷　補足説明についても同様。
⑸　発言者の役職は、初出時のみ表示すれば足りる。
⑹　「動議の提出」は、その旨小見出しを使うと分かりやすい。
⑺　セカンドの有無を明記する。（セカンド署名は不要）
⑻　議長職権による議事進行については、特に必要なもののみ記載すれば足りる。
⑼　採決は、何について、どのような方法でしたか、明記する。
⑽　賛成、反対、白票の票数を明記する。
⑾　案件によっては、可決された原案または修正動議の要旨を摘記すること。

（参考例）

議長は、原案を整理して議場にはかり、挙手によって採決の結果、賛成×、反対×、

白票×で、次の通り承認可決した。
１）　…
２）　…

13 「協議事項」は採決を要しない。提案者と協議の概要を摘記すれば足りる。
14 報告事項、監事所見等についても、簡潔にまとめること。
15 閉会宣言者と閉会時刻を明記する。
16 最後に、日付と議の名称を表示して、関係者署名捺印のこと。

（参考例）

年月日
○○青年会議所６月定例理事会
議長・理事　　○○○○
議事録作成人　○○○○
議事録署名人　○○○○
同　　○○○○

17 清書し終わったら、読み返すこと。
18 発言者に出欠マークがついているか、出欠簿を点検すること。
19 事務局送付分については、次のとおりゴシック活字使用の指示をすること。
⑴ 議事次第
⑵ 議　　題
⑶ 資料の訂正箇所
⑷「質疑応答」「討論」の小見出し
⑸「発言者名」
⑹ 修正動議
⑺ 採決、およびその結果

会館管理・運営規定

第１条　この規定は一般社団法人佐賀青年会議所会館の使用について規定する。

第２条　この会館は会館建設の趣旨にのっとり、また青年会議所運動の目的を推進する場として会館を効果的に使用することを目的とする。

第３条　この会館は前条の目的を達成する為に会員及び非会員の広く貸し出す。

第４条　会館を使用する者は所定の書式により理事長に申し込むものとする。

第５条　会館の使用は原則として申し込み順により許可する。会館使用の申し込みが重複競合した場合には次の順序により許可する。
⑴ 佐賀青年会議所公式スケジュールによる諸会議及び委員会
⑵ 佐賀青年会議所・地区協議会・ブロック協議会が主催する会議
⑶ 会員(特別会員を含む)を伴う諸会議
⑷ 非会員による諸会議

第６条　会館及びその他の使用料金については下記の通りとする。
会　員１時間につき　500円
非会員１時間につき　1,000円
空調設備使用料金１時間につき
500円
会館使用料金について理事長が必要と認めた使用に関しては割引きあるいは、これを免除することができる。

第７条　この会館の開館時間は下記の通りとする。
月曜日～金曜日(午前９時～午後時)
土・日曜日・祝日は原則として開館しない。

第８条　会館の使用時間については原則として開館時間内とし理事長の許可を得た場合はこの限りではない。

第９条　この会館を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。
⑴ 危険物を持ち込まない事。
⑵ 施設・設備・備品等を破損又は亡失した時は修理、または弁償する事。
⑶ 準備・後片付けはすべて使用者で行う事。
⑷ 火の用心には特に注意をする事。
⑸ 使用責任者は会議終了後施錠を確認して退館する事。
⑹ その他管理者の注意する事項。

第１０条　会館内駐車場での利用者の物品、車両その他の盗難、車両破損等の被害については利用者の責任とし、当会議所は一切の責任を負わないものとする。

第１１条　理事長が次の各号に該当する場合に会館の使用許可を取り消すことができる。
⑴ 一般社団法人佐賀青年会議所の運営に支障をきたすと判断した時。
⑵ 保安上の危険があると判断した時。
⑶ 使用目的または条件に違反して会館を使用すると判断した時。

第１２条　理事長はこの規定の実施のため必要な諸規則を理事会を経て定めることができる。

第１３条　この規則は昭和61年１月23日より実施する。

第１４条　この規則は平成11年１月１日より実施する。

減価償却積立金規則

第１条（目的）
　この規定は、本会議所に設置されている減価償却積立金について、その目的及び管理等の方法を定めるものである。
第２条（積立金の目的）
　減価償却積立金（以下、「当積立金」と言う。）は、佐賀青年会議所会館が、建築後50年程度にて建替えを要することから、その建替え費用とするために金銭を積み立てるものである。
第３条（積立金の使用目的）
　１　当積立金は、佐賀青年会議所会館の建替え・新築費用以外の目的に使用することはできない。
　２　前項の規定に関わらず、佐賀青年会議所会館の維持・管理及び改修に必要な場合及び本会議所の運営上必要であると理事会が認める場合に限り、当積立金を使用することができる。
第４条（管理方法）
　１　当積立金は、当会議所の一般会計から分離・独立して管理するものとする。
　２　当積立金の管理方法を変更する場合には、理事会の議決を経ることを要する。
第５条（積立金の使用）
　当積立金を使用する場合には、その使用目的及び使用金額について総会に諮り、その承認を得ることを要する。但し、緊急の場合、理事会の承認を以て使用することができる。尚、この場合速やかに総会での承認を得るものとする。
第６条（積立金への繰入）
　当会議所は、総会の決議をもって、当会議所の毎年の支出額より、一定金額を当積立金に繰り入れることができる。
第７条（規則の変更）
　本規則を変更する場合、理事会に諮り、その承認を得ることを要する。
第８条（細則）
　当積立金に関し本規則に定めのない事項は、理事会が別に協議して決する。
第９条（附則）
　当規則は、平成22年12月６日より施行する。

周年事業積立金規則

第１条（目的）
　本会議所に、周年事業積立金を置く。
第２条（積立金の目的）
　周年事業積立金は、当会議所が設立年度より起算して５年又は10年ごとに記念事業を行うにあたり、当会議所が目的とする公益事業を行うための費用とするために、金銭を積み立てるものである。
第３条（積立金の使用目的）
　当積立金は、当会議所が設立年度より起算して５年又は10年ごとに開催する記念事業のための費用としてのみ使用することができる。
第４条（管理方法）
　１　当積立金は、当会議所の一般会計から分離・独立して管理するものとする。
　２　当積立金の管理方法を変更する場合には、理事会の議決を経ることを要する。
第５条（積立金の使用）
　当積立金を使用する場合には、その使用目的及び使用金額について総会に諮り、その承認を得ることを要する。
第６条（積立金への繰入）
　当会議所は、総会の決議をもって、当会議所の毎年の支出額より、一定金額を当積立金に繰り入れることができる。
第７条（事業計画の策定）
　本会議所は、記念事業終了後遅滞なく、次回の記念事業のための計画を立案しなければならない。
第８条（規則の変更）
　本規則を変更する場合、理事会に諮り、その承認を得ることを要する。
第９条（細則）
　当積立金に関し本規則に定めのない事項は、理事会が別に協議して決する。
第10条（附則）
　当規則は、平成22年12月６日より施行する。

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和2年1月1日から令和2年12月31日まで　　（単位：円）

科　目		金　額
Ⅰ　一般正味財産増減の部		
1．経常増減の部		
① 経常収益		
(1) 受取入会金		
	受取入会金	1,080,000
(2) 受取会費		
	正会員会費	10,670,000
	臨時会費	
	賛助会員会費	
(3) 事業収益		
	登録費収益	
	広告料収益	
(4) 受取補助金等		
地方公共団体補助金	栄の国まつり事業	
	支援事業	205,000
	国際交流事業	
(5) 受取寄付金		
	受取寄付金	100,000
(6) 雑収益		
	受取利息	416
	雑収益	579,707
	（A）経常収益合計	12,635,123
② 経常費用		
(1) 事業費		
	委員会事業費	1,016,064
	事業費合計	1,016,064
(2) 管理費		
	給料手当	1,555,675
	福利厚生費	11,212
	会議費	128,084
	通信運搬費	496,564
	減価償却費	507,150
	広報費	112,560
	消耗品費	504,307
	印刷製本費	1,378,228
	研修費	8,000
	光熱水料費	598,775
	賃借料	909,904
	保険料	94,920
	顧問料	220,000
	租税公課	30,000
	渉外費	286,367
	支払負担金	2,092,761
	支払手数料	67,970
	雑費	717,885
	管理費合計	9,720,362
	（B）経常費用合計	10,736,426
	評価損益等調整前当期経常増減額（A）－（B）	1,898,697
	評価損益等計	0
	当期経常増減額	1,898,697
2．経常外増減の部		
① 経常外収益		
	経常外収益合計	0
② 経常外費用		
	雑損失	851,000
	経常外費用合計	851,000
	当期経常外増減額	△ 851,000
	税引前当期一般正味財産増減額	1,047,697
	法人税・住民税及び事業税	81,000
	当期一般正味財産増減額	966,697
	一般正味財産期首残高	16,257,610
	一般正味財産期末残高	17,224,307
Ⅱ　指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
Ⅲ　正味財産期末残高		17,224,307

貸　借　対　照　表

令和2年12月31日現在　　（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ資 産 の 部			
①流 動 資 産			
現　金	134,391		
預　金	2,811,130		
未収会費	1,090,000		
未収金	245,000		
流動資産合計	4,280,521	4,280,521	
② 固 定 資 産			
(1)特定資産			
周年事業積立預金	500,000		
減価償却積立預金	5,250,836		
特定資産合計	5,750,836		
(2)有形固定資産			
建物	24,500,000		
減価償却累計額　△	17,452,650		
有形固定資産合計	7,047,350		
(3)無形固定資産			
電話加入権	145,600		
無形固定資産合計	145,600		
固定資産合計		12,943,786	
資産の部合計			17,224,307
Ⅱ 負 債 の 部			
①流 動 負 債			
未払金	0		
流動負債合計		0	
②固 定 負 債			
	0		
固定負債合計	0	0	
負債の部合計			0
Ⅲ 正 味 財 産 の 部			
①指定正味財産			
②一般正味財産	17,224,307		
正味財産の部合計		17,224,307	
負債及び正味財産合計			17,224,307

（一社）佐賀青年会議所2020年度収支決算書（案）

令和2年1月1日から令和2年12月31日まで

○収入の部

（単位：円）

項　目	勘 定 科 目	単価	人員	2020年 当初予算額	2020年 補正後予算額	決算額	差　異	摘　要
受取入会金	入会金	40,000	20	800,000	840,000	1,080,000	240,000	40,000円×27名
受取会費	正会員会費	120,000	80	9,600,000	10,610,000	10,670,000	60,000	新入会員27名（第3期会費免除26名 78万）
	臨時会費			0	0		0	
	賛助会員会費(法人)			0	0		0	
	賛助会員会費(個人)			0	0		0	
事業収益	登録費収益(出店料)			0	0		0	
	広告料収益			0	0		0	佐賀城下栄の国まつり中止
受取補助金	地域活性化事業			0	0		0	佐賀城下栄の国まつり中止
	支援事業			0	205,000	205,000	0	布マスク製作費補助(日本JCより)
	国際交流事業			0	0		0	佐賀県国際交流協会より
受取寄付金	新型コロナ対策			0	100,000	100,000	0	佐賀青年会議所シニア・クラブより
雑収益	受取利息			1,000	1,000	416	-584	定期利息
	佐賀ブロック協議会事務委託費			140,000	140,000	140,000	0	佐賀ブロック協議会より
	シニア・クラブ事務委託費			200,000	200,000	200,000	0	佐賀青年会議所シニア・クラブより
	卒業生記念品代	10,000	14	140,000	150,000	150,000	0	15名
	ジュース自販機収入			120,000	120,000	41,226	-78,774	
	その他			35,000	35,000	48,481	13,481	カード利用手数料
	その他			0	0		0	雑損失で計上していた未収会費回収分
定期預金解約	減価償却積立預金繰入収入			0	0		0	
	周年事業積立預金繰入収入			0	0		0	
	当期収入合計（A）			11,036,000	12,401,000	12,635,123	-234,123	
	前期繰越収支差額			2,806,717	2,806,717	2,806,717		前期の流動資産から流動負債を差引いた額
	収入合計（B）			13,842,717	15,207,717	15,441,840	-234,123	

○支出の部

項　目	勘 定 科 目	単価	人員	2020年 当初予算額	2020年 補正後予算額	決算額	差　異	摘　要
支払負担金	JCI会費	1,612	80	128,960	162,812	166,036	-3,224	10.5＄（単価1,612円）
	日本JC基本金		0	60,000	60,000	75,000	-15,000	
	日本JC付加金	5,000	80	400,000	505,000	485,000	20,000	
	国際協力資金	1,825	80	146,000	184,325	187,975	-3,650	
	WeBelieve購読料	3,000	80	240,000	303,000	268,250	34,750	
	九地区運営負担金	4,000	80	320,000	404,000	342,000	62,000	運営負担金2,000円・地区大会登録料2,000円
	佐賀ブロックLOM負担金			0	30,000	30,000	0	
	佐賀ブロック会員負担金	3,500	80	280,000	353,500	318,500	35,000	
	出向費(日本JC)	20,000	8	160,000	80,000	80,000	0	4名
	出向費(九州地区)			0	0	0	0	
	佐賀JCシニア・クラブ入会金	10,000	14	140,000	150,000	140,000	10,000	14名　1名減
	支払負担金　計			1,874,960	2,232,637	2,092,761	139,876	
事務費	給料手当			1,550,000	1,550,000	1,555,675	-5,675	
	福利厚生費			20,000	20,000	11,212	8,788	労働保険料等
	通信運搬費			500,000	500,000	496,564	3,436	電話FAXネッ利用料・郵送料・葉書切手代・郵送関係費
	広報費			250,000	112,560	112,560	0	WEBサイト更新制作料
	印刷製本費			1,550,000	1,550,000	1,378,228	171,772	基本資料・会員名簿・新入会員追加シール・印刷関係備品
	消耗品費			450,000	450,000	504,307	-54,307	事務用品・ネームプレート・JCバッジ・卒業生記念品代等
	光熱水料費			650,000	650,000	598,775	51,225	電気・ガス・灯油・水道代
	支払手数料			80,000	80,000	67,970	12,030	振替手数料・振込手数料・法人INB基本手数料
	保険料			94,920	94,920	94,920	0	JC会館火災保険料
	租税公課			35,000	35,000	30,000	5,000	理事登記簿変更代・収入印紙代
	法人税			81,000	81,000	81,000	0	法人市民税60,000円・法人県民税21,000円
	事務費　計			5,260,920	5,123,480	4,931,211	192,269	
雑費	雑費			100,000	100,000	99,666	334	新聞代・事務用品以外の備品
	警備料			234,576	238,920	238,920	0	JC会館警備料
	会館維持費			280,000	380,000	379,299	701	ゴミ収集代・会館WAX清掃代・修繕費等
	雑費　計			614,576	718,920	717,885	1,035	
顧問料	会計顧問料			220,000	220,000	220,000	0	会計顧問料
	顧問料　計			220,000	220,000	220,000	0	
会議費	会場使用料			100,000	100,000	128,084	-28,084	会場使用料・西神野運動広場駐車場使用料・ZOOMライセンス費用
	会議費　計			100,000	100,000	128,084	-28,084	
賃借料	土地賃借料			494,680	494,680	494,680	0	JC会館土地賃借料
	リース料			470,000	470,000	415,224	54,776	JC会館備品リース料・再リース料
	賃借料　計			964,680	964,680	909,904	54,776	
渉外費	渉外費			250,000	150,000	104,027	45,973	御樽代・お土産代
	慶弔費			120,000	120,000	58,500	61,500	結婚出産祝い・佛花代・電報代
	理事長活動費			250,000	150,000	77,960	72,040	寸志・理事長経験者バッジ等
	褒賞費			40,000	40,000	39,880	120	個人褒賞・理事長特別褒賞等
	諸会費			8,000	8,000	6,000	2,000	西神野自治会会費・外部団体会費等
	渉外費　計			668,000	468,000	286,367	181,633	
事業費	総務委員会			0	0	0	0	
	国際・ビジネス委員会			300,000	120,000	114,780	5,220	
	人財づくり委員会			400,000	114,000	103,976	10,024	
	青少年・環境委員会			450,000	453,800	443,505	10,295	
	まちづくり委員会			100,000	281,000	275,063	5,937	
	会員拡大委員会			100,000	80,000	78,740	1,260	
	事業費　計			1,350,000	1,048,800	1,016,064	32,736	
研修費	佐賀ブロック大会登録料	3,000	80	240,000	0	0	0	コロナによりWEB形式での開催の為
	九州地区大会			0	0	0	0	
	大会参加補助費			0	0	0	0	
	登録料			8,000	8,000	8,000	0	京都会議登録料
	研修費　小計			248,000	8,000	8,000	0	
その他支出	雑損失			0	0	851,000	-851,000	2019～2019年度未収会費
	雑損失　小計			0	0	851,000	-851,000	
定期預金開設	減価償却積立預金繰入支出			0	0	0	0	
	周年事業積立預金繰入支出			0	0	0	0	
	当期支出合計（C）			11,301,136	10,884,517	11,161,276	-276,759	
	当期収支差額（A）-（C）			-265,136	1,516,483	1,473,847	42,636	
	次期繰越収支差額（B）-（C）			2,541,581	4,323,200	4,280,521	42,679	今期の流動資産から流動負債を差引いた額

財　産　目　録

令和2年12月31日現在　　（単位：円）

貸借対照表科目		金額
Ⅰ 資産の部		
①流動資産	現金預金	2,945,521
	現金	134,391
	普通預金	2,811,130
	佐賀銀行 No.1665919	2,811,130
	佐賀信金 No.0000088	0
	佐賀共栄 No.0202018	0
	未収会費	1,090,000
	未収金	245,000
	流動資産合計	4,280,521
②固定資産		
(1)特定資産	周年事業積立預金	500,000
	佐賀銀行 No.850275	500,000
	減価償却積立預金	5,250,836
	佐賀銀行 No.81635	600,000
	佐賀銀行 No.850289	150,000
	佐賀信金 No.0681717	1,000,750
	佐賀共栄 No.1027900-003	1,000,000
	佐賀共栄 No.1027900-005	1,000,000
	佐賀共栄 No.1027900-006	500,000
	佐賀共栄 No.1027900-012	500,086
	佐賀共栄 No.1027900-010	300,000
	佐賀共栄 No.1027900-011	200,000
	特定資産合計	5,750,836
(2)有形固定資産	建物（JC会館取得価格）	24,500,000
	減価償却累計額 △	17,452,650
	有形固定資産合計	7,047,350
(3)無形固定資産	電話加入権（TEL 32-1565 76年6月購入）	72,800
	電話加入権（FAX 30-6964 82年1月購入）	72,800
	無形固定資産合計	145,600
	固定資産合計	12,943,786
	資産合計	17,224,307
Ⅱ 負債の部		
①流動負債		
	未払金	0
	流動負債合計	0
②固定負債		0
	固定負債合計	0
	負債合計	0
	正味財産	17,224,307

監査の結果、計算書類は(一社)佐賀青年会議所の2020年12月31日現在の財政の状態及び同日をもって終了する事業年度の収支の状態を正しく示しているものと認める。

2021年度1月4日
一般社団法人佐賀青年会議所

監事　松永公助

監事　音成信介

2020年度会費・入会金徴収内訳(案)

項　目					人　員		金　額
当初予算					80	名	9,600,000
年初実数					80	名	9,600,000
会員資格喪失者 退会者	退会日		正会員会費 増加額	氏　名			正会員会費 減少額
	1	2020/5/31	50,000	松尾　玖美			70,000
	2	2020/7/31	70,000	木下　優太			50,000
	3	2020/9/30	90,000	松下　星矢			30,000
	4	2020/10/31	100,000	小島　稔			20,000
	5						
	6						
	増加額　計		310,000	減少額　計			170,000
①現会員からの会費 合計							9,430,000
新入会員	入会金　@20,000円		1年以内に同じ企業・団体からの入会者			0名	0
	入会金　@40,000円		新　規　入　会　者			27名	1,080,000
	1月仮会員承認		会　費（1～12月）@120,000円			7名	840,000
	2月仮会員承認		会　費（2～12月）@110,000円			3名	330,000
	6月仮会員承認		会　費（6～12月）@70,000円			4名	280,000
	7月仮会員承認		会　費（7～12月）@60,000円			2名	120,000
	8月仮会員承認		会　費（8～12月）@50,000円			3名	150,000
	9月仮会員承認		会　費（9～12月）@40,000円			2名	80,000
	10月仮会員承認		会　費（10～12月）@30,000円			6名	180,000
	12月仮会員承認		会　費（12月）@10,000円			4名	40,000
②新入会員からの会費 合計						31名	2,020,000
③入会辞退者からの仮会員会費 合計						0	0
④新型コロナウイルス感染症の影響による会費免除(7～9月分)　合計						26名	780,000
会費徴収額 合計　①＋②＋③－④							10,670,000
入会金徴収額 合計	※12月仮会員承認者4名分は次年度で請求 ※内1名は他LOMから移籍の為、免除となります					27名	1,080,000
会員総数　※うち卒業生15名							107名
次年度スタート会員数　※仮会員4名含む							92名

※１２月仮会員承認者４名は次年度1月理事会にて正会員承認となります。

※会費請求は正会員承認後の為、12月仮会員会費4名分(@10,000円)は本年度未収会費とし、入会金は次年度で請求します。

公益社団法人日本青年会議所
九州地区協議会
佐賀ブロック協議会
関係資料編

公益社団法人　日本青年会議所　２０２１年度会頭所信

野並　　晃

【はじめに】

新型コロナウイルスを起因とするパンデミックは、人類のあらゆる尊厳を脅かし、世界規模で社会的、経済的、そして政治的危機を引き起こしながら、依然として私たちの生活に甚大な影響を与えている。

青年会議所もまた、その活動に大きな影響を受け、日々、生命の安全と経済の再生という難しい選択を突きつけられた。

「昨日までの日常が失われ、混沌とした空気が蔓延し、誰もが不安になる時代」

「今までの価値観が変容し、新しい時代を迎えざるを得ない時代」

私は、こんな時代だからこそ、７０年前に制定された私たちの創始の精神を今一度、噛みしめ、改めて青年会議所の本来の姿を明確にして、行動していくことが求められていると信じている。

「新日本の再建は我々青年の仕事である。更めて述べる迄もなく今日の日本の実情は極めて苦難に満ちている。この苦難を打開してゆくため採るべき途は先ず国内経済の充実であり、国際経済との密接なる提携である」

いつの世も、光は辺境から差し込み、時代が変革していくように。

【今、私たちが問われている】

戦後の荒廃期において、祖国日本の再建は、私たちが成すべきことであるのだという圧倒的な当事者意識の集積が青年会議所を創り、その意志は全国へと伝播された。様々な時代を背景として、日本の青年の運動は設立から７０年にわたって今日まで連綿と流れ続けている。

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令という、私たちが未だ経験したことがない事態を前に､今まで当たり前に行ってきたことを強制的に止められるという経験をした。多くのことが止められても、家族のため、地域のため、生業のためと考えたとき、自分たちが起こすべき行動は､「明日、世界が滅びるとしても、今日、君はリンゴの木を植える」という言葉に当てはまるものであった。

企業にとっては、継続は１つの命題である。特に我が国においては、江戸時代の商家が暖簾を守ることを使命として、日々の商いに努めてきたと言われている。仕事に励み、利潤を上げていくことは、生活の維持向上のためでもあったが、それにも増して営業の基盤を固め、商いの永続性を確立していくことが主人たるものの使命と心得、その使命遂行の責任を持つ故に、従業員に仕事を命じることも協力を要請することもできたということである。

青年会議所にとって、継続とは手段である。拠り所とする価値観を踏み外すことなく、一方で時代に即した形で変わり続けてきたからこそ、今日の青年会議所が存在するのだと私は解釈をしている。だからこそ、未来へ歩みを進めるために不可欠となる、原点への回帰という作業を確認することで、立脚点を明確にし、その立脚点を前提として、未来への進化を図っていきたいと考えている。

今までの中心が明日には周辺になり、価値観や文化をも覆しかねない。過去から容易に導くことができない事態の出現が頻発する、 今という大きな揺らぎの中にあっては、過去が未来を決定するのではなく、どのような未来を描くかによって、過去と現在がどのような意味を持つのかが創られるという文脈において、私たちは根源的な時間を生きるのである。今という時代に光明を見出すのは、私たちの「純粋な正義感と、目的完遂の確固たる実行力」 に他ならず、「打開してゆくため採るべき途は国内経済の充実であり、国際経済との密接なる提携」に他ならないのだ。

【危機はどんなときも私たちの隣で「ほんとうにそれでいいのか」と囁いている】

今日までに経験した、時には多くの命が奪われた災害から、かつて私たちはどれだけの教訓を得ることができたのだろうか。危機に直面し、誰もがいつもの日常に戻ることを求めて、結局は何も学ばず変化しないことを私は最も恐れている。

私たちが、この世の中で生活するということは、常に何かを学ぶ姿勢であり、「生きること」と、「生き残ること」の両義性こそが重要であって、ただひたすらに生き残ることだけを目指していたのでは、むしろ私たちの生活を破壊しかねない。生き残ることだけを目指し、友人と親交することをやめ、危機を完全に排除しようと他者を差別することは、反対に生活を破綻させることにつながる。それは私たちの生活を、生きるか、生き残るかという二元論に押し込めてしまう議論の在り方そのものに問題があるからだ。そうだとすれば、どちらにも偏らない生活への気遣いこそが、今を生きる私たちが危機と共生する時代の、倫理の導きの糸となるのではないだろうか。

私たちは、あらゆる事柄に倫理的に完全に無関心になることは決してできない。誰もが不安と鬱屈を抱えている。それでも他者への想像力を働かせることが、自身を救い、そして人を救うのだ。倫理とは、異質という錯覚を「今のあなたは私だったかもしれない」という事実に転換することである。

危機から私たちが試されているのは、そこから学ぶ態度を持ち、変化する関係性の中から生み出される矛盾を、二者択一で解決するのではなく、矛盾を内包したより高次のレベルへ統合する思考を持てるかということである。世界は様々な矛盾で満ちており、その中で何かを実現しようとすれば、二面性の壁にぶつかるのが現実の姿だ。この二面性を否定せずに受け入れ、統合することによって、「どちらか」の二項対立を乗り越えて矛盾を克服し、「どちらも」を実現する新たな価値の創造へと至るのである。

【新たな時代への視座】

１８世紀イギリスに端を発した産業革命は、産業の効率化を推し進め、産業資本の成立によって資本主義経済が完成した。その後、資本主義社会は展開され、都度修正を経ながらも２１世紀を迎え、市場経済万能の様相を呈している。世界的な恐慌や危機を回避するべく様々な網目が張られているものの、世界的な課題はより複雑化し、過去からの延長や教訓では太刀打ちできないような病理を浮き彫りにしている。

経済の対象は言うまでもなく人間であり、人間を取り巻く社会である。経済とは、それ自体が目的ではなく、人間としての目的や社会としての目的を達成するための手段だ。人間としての幸福は、資本主義の金銭による計算では表せない。株主資本利益率や市場の効率化のみを追求しても、経済の本来の目的を達成することはできない。私たちに問われているのは、新たな手口を編み出すことではなく、本質的な目的に正対することに他ならない。

人口減少・超高齢化に向けた流れが着実に進行し、財政にも課題を抱え、慢性的なデフレが続き、力強い経済成長をなかなか実現できず、地域社会が疲弊するという悪循環に陥っている。今こそ、本質的な目的に正対し、物量を指標とするのではなく、質的な指標を掲げて、新たな時代を生き抜いていくべきである。つまりは、クオリティ国家を目指すべきである。クオリティ国家を目指すためには、国を構成する地域が自立し、自ら積極的に輝こうとする主体性が前提となる。

企業においても、個々の企業が利潤最大化を通じて株主利益を追求することにより、結果として社会全体の善や幸福が達成されるという思考は、現在、修正を迫られていることに議論の余地はない。ビジネスの本質とは利益の最大化のために競合他社をしのぐことではなく、その企業に特有の価値観やビジョンに基づいた卓越性を求め続けることである。卓越性を追求していくことは、携わるステークホルダーのみならず、社会に対する共通善に貢献しようとする姿勢を同時に形成する。つまり、利益は価値の創造の結果であり、それ自体が第一優先ではないのだといった価値観への共感の連鎖を紡いでいくことが、今日に対峙すべき視座なのである。

【地域が主体的に自立し、自ら輝こうとする姿勢を訴求したい】

質的価値を追求する国家を目指す上で鍵となるのが、私たちが住み暮らす地域である。量的なＮＯ．１を目指すためには、各地域がバラバラに産業発展の努力をするのではなく、国家が主導して、全体としての効率を優先しなければならない。そのためには、権限や資本を中央に集中させ、より錬成され統一された技法を各地域に水平展開して、強力に開発を推し進めることが最も有効かつ効率的であった。

実際、日本は、世界に誇る識字率の高さとも相まって、加工貿易立国として奇跡的とも言える量的発展を成し遂げた。しかし、こうした時代が終わりを告げた今、過去の成功モデルから脱却しなければ未来はない。かつての成功モデルに則った、上からの地方創生は

既に限界を迎えている。質的優位を達成するためには、統一された技法が全国で用いられることよりも、多種多様なイノベーションが日々巻き起こることのほうがずっと重要である。だから、新たな時代において、質的優位を達成するためには、かつて中央に集中した権力や資本を地方に分散させ、日々イノベーションを産み出すための土壌を全国各地に創り出す必要がある。そうした意味で地域こそが鍵となるのである。青年会議所においては、各地域の会員会議所が全ての根源である。メンバーは必ず各地の会員会議所に所属し、そこでの地域活動が最初の青年会議所活動となる。全ての基本は地域である私たちだからこそできるイノベーションを産み出す手法があるはずだ。

また、単に土壌を創り出すだけではそこにイノベーションは産まれない。地域に生きる青年経済人の責任として、まちづくりに向き合い、地域に根差し、そして向き合い続けていく私たちだからこそ、能動的な当事者として、自らの地域の成長戦略を可視化できるような、未来の補助線を描く責任があるのだ。新たな時代を肯定し、地域の生き方を再定義する必要がある。かつて日本では、一村一品運動という地域の活性化策があった。１つの村に１つの特産品を創り、日本全国に展開し、地域を盛り上げようというのである。また、まちおこしの名の下に、祭やイベントを企画し、名所を掘り起こそうとした時代があった。今の時代に創り出すのは特産品ではない。産み出すのは「モノではなく価値」である。実際、全国に展開可能な特産品を産み出すことなど容易ではない。また、国民の多くが訪れる新たな名所などそうそう見つかるものでもない。

地域において新たな価値が産み出されたとき、それを全国に水平展開しようとする必要はない。先にも述べたように、各地域において活動する私たちの手の届く範囲で質的に高い価値が提供されていること、それは、その地域でしか提供できない価値だからである。同じ成功モデルを全国展開しようという考え方は、多様性が基軸となる新たな時代にそぐわない。それは、ともすればモデルの「押しつけ」になり、かつての上からの地方創生の同じ轍を踏むことにもなる。私たちは他地域の成功モデルを追い求めるのではなく、一人ひとりが創造者であることを自覚する必要がある。そして、各地域でそれぞれのメンバーが輝き、それぞれの地域にあった運動を展開することが、日本国内全体における青年会議所の価値を高めることにつながる。

多くの地域では人口減少への対応策についても、人口を闇雲に増加させるような政策ではなく、経済、産業政策をもって新たな財を稼ぐ方法を検討し、乗り越えていくしかない。人口過剰状況を前提とした過去の低生産性社会から脱却し、人口減少時代における低需要でも、質の高さで人々を引き寄せる新たな需要を生まなければならない。また、人口に左右されない高い生産力による稼ぐ力を確保するために、進行する超高齢化社会を受け入れ、高齢者も高い生産性を持って活躍できる社会を実現しなくてはならない。

地域経済的観点からも、より持続性の高い企業やまちに投資が集まる時代が目の前に到来している。たとえ小規模でも持続可能な地域を実現するビジネスモデルが資金を調達できる機会を提供し、持続可能性や取り組みを可視化し、世界基準での評価を得られること

で、地域内のパイをお互いに奪い合うのではなく、ＥＳＧ投資をはじめとする、経済の水源としての人・モノ・情報が世界から集まる自立した地域を創ることができる。このように考えると、いわば人類の目標であり世界の目標であるＳＤＧｓについても、それが地域の在り方という文脈で必ずしも水平展開される必要はないことに気付くだろう。実際、最近の企業の統合報告書においては、各社においてどの項目に取り組んでいるかを丁寧に示してアピールに余念がないが、その内容はどうしても横並びにならざるを得ない。しかし、持続可能性という概念の達成に向けて、各地域が創造的努力をするのであれば、自然と各地域に独自の指標が設定されるはずなのである。こうした１８番目のゴールのように、余白の世界に価値を持つことがニューノーマルの中で求められており、その創出が今の社会に対して提供することのできる価値となるのである。

地域で輝く人財には、与えられる環境が重要である。その人財の価値観は、私たちの住み暮らす地域の中でだけ提供される価値であっても良い。その価値が十分に質的に高く、さらには人財が各地域で生み出され活躍すれば、各地域はそれぞれの色で輝き出す。スポーツを通じた取り組みもその一部である。地域や分野に尖った人財が生まれる環境が整うことで、それぞれに彩のある質の高い地域が生まれ、社会により良い影響をもたらすのである。

リアルな活動が制限される中において、デジタル活用が様々な場面で必要性を増し、一方でデジタルが強化されることで、リアルな活動においても新たな価値を創出する必要性に迫られている。従来の仕組みを単にデジタルに置き換えるのではなく、体験の本質は何かを追求し、体験することでその先に行けることが重要だ。デジタルにより、できなかったことができるようになる。それぞれの仕事の価値を高める。仕事の仕組みが変化することで一人ひとりの価値を掴み、一人ひとりが納得し満足できる商品やサービスを作る。それがニッチなものであっても、品質を高めていけば社会とも共有できる価値になる。そういう体験をビジネスにつなげていくことが、これからの企業に求められているのである。

【地域の自立を促し、背中を押すことが柔靭な国家の形成につながる】

地域に権力や資本を分散させたとしても、国家レベルの課題を地域に担わせることが妥当でないことは言うまでもない。国防や巨大インフラの整備といった事業を、地域の手に分散して担わせることはできない。そして、国家的課題に対する各戦略について、私たち日本青年会議所は必ずしも専門的知見も経験も有していない。

しかし、国家とは地域の延長であり、地域に住み暮らす人々を抜きにして成り立つものではない。したがって、地域に密着し、地域で新たな価値を提供する私たちが、国家的課題を把握し、それを各地域において実践することは重要な意味を持つ。私たちが実践すべきは集積された権力や資本を運用するための戦略ではなく、多様性ある各地域でなし得る地に足の付いたリアルな戦略である。そうした戦略を、国家的戦略の立案・遂行を担う人・団体とパートナーシップを組み、これを継続することによって、よりリアルに実践してい

くことこそが、新たな時代の日本青年会議所に課せられた担いである。

経済についても、人口が減少局面に入り、行き詰まることの明白な社会保障費の激増に対し、収益の確保は重要であるものの、量的観点からいたずらにＧＤＰの拡大を追いかけるべきではない。そうではなく、少ない費用でも質的に良好な生活を送れる環境を実現することで解決を図るべきである。そのために鍵となるのは、海外を含めた優れた知見を呼び込む環境の整備である。総務省がまとめた２０１９年の人口推計では、死亡数から出生数を引いた日本人の自然減は４９万人で過去最高となった。一方で７５歳以上の人口は５０万人超増えて総人口の１５％に迫り、超高齢化が加速する。一方で、外国人の入国者から出国者を引いた社会増加は初めて２０万人を超えた。４年前と比べて倍の規模であり、人口減が進む日本の人手不足を補う層として厚みを増している。出産・育児に関わる支援を引き続き推し進めるとともに、ラグビーワールドカップにおける日本代表のように、もともと外国籍だった人を含めたワンチームを創り出すために、能力のある外国人を日本社会に適応・融合させる実績を積む必要がある。こうして、海外も含めた優れた知見を呼び込み、各地域においてこれを実践するために、賃金という量的な観点だけでなく、質的に魅力的な雇用環境の整備を今すぐにでも始めるべきである。

優れた知見の確保という意味では、日本の将来を担う子供たちや若者に対する教育の質的転換も重要である。インドはフォーチュン５００社（米フォーチュン誌が毎年発表する上位５００社のリスト）に多くの副社長以上の役職者を提供している。人財育成という観点において、世界の経営陣の中で活躍できる人財を大量に輩出しているのである。インドの教育において力が入れられているのはＳＴＥＡＭ（サイエンス・テクノロジー・エンジニアリング・アート・数学）教育と英語である。現在、日本の教育は日本の社会の中で生き抜くことを前提とされているが、教育においても、日本にとどまることなく世界化していかなければならないという危機感を持たない限り、教育レベルの世界の中での相対的な低下とともに、国民のレベルの低下にもつながる。答えがある時代の教育から、答えのない時代の教育への変化が必要なのである。また、メディアリテラシーに関しても、現実が刻々と変化することを理解したうえで学び続ける必要がある。

これらの国家的取り組みは、かつてのような中央からの押しつけであってはならない。地域がその実情に応じ、質的観点で自発的な、そしてその地域に限定した取り組みを実践すべきなのである。そのためには国と地方の権限に関して、今一度その在り方を見直すべき必要性がある。私たちは各地域の目線からこうした研究を行い、質的な権限委譲を実現させていく。現在の都道府県の立ち位置としては、機関委任事務は廃止されたものの、地方における行政サービスを中心として、国から委託された範囲の中で行う機関としての役割が未だ多く残っている。つまり、地方にはまだまだ制限された自治権しかないというのが現状である。アメリカやドイツはそれぞれの州が三権を持ち、企業誘致をはじめとした産業政策、すなわち地方の繁栄と雇用創出は州の権限で実施し、連邦政府は国籍や外交、国防、金融政策に関することを決定するという役割分担がされている。中国も人事権は中

央が押さえているが、経済政策に関しては市長に権限が与えられており、経済成長の目標さえ達成していれば、開発原案は通るようにできている。結果、１００万人都市は１４０以上にも増え、計画経済と言われながらも地方に権限を与え競わせたからこそ全体として高い経済成長を達成できたと言える。国民幸福度が高く福祉国家、高生産性国家として名高いデンマークでは、国家の権限は医療行政に集中しており、それ以外の各種政策は地方の状況に合わせて各地方が高度な自治権を有している。

もちろん、主権国家がどのような統治制度を採るかは、歴史や国柄が大きく関わってくるため、他国の制度をそのまま我が国へ水平展開しようとするのは愚の骨頂である。とはいえ、常に今日が起点であるという意識で世界を見渡し、我が国を見直せば、憲法を聖域と考える必要はまったくないことに容易に気付くのである。私たちは、質的価値を重視する国家の観点から、改めて主権者として統治の在り方を考えることが重要である。

新型コロナウイルスの蔓延は国家に大きな被害をもたらしたが、一方で、病院や避難所などの社会インフラの拡充と、これらへの投資の必要性を再認識するきっかけになった。実際、当初は有症者を全て病院において対応するという方針で進んだものが、その後の情勢からホテルを借り切るなどの施策も合わせることで、病床不足に陥ることを補った。避難所生活においても今までの行動を変容することが必要とされるとともに、平時の想定が予想以上の混乱をきたさないことにもつながる。地震や暴風雨のようにある程度地域が限定されたものから、疾病のように国全体を覆いつくすものまで想定範囲が広がった中で、地域におけるインフラ投資を推し進めるとともに、今までのパートナーとの連携を緊密にしたうえで、新たなパートナーとの連携を構築する必要性も認識されたのである。これまでの災害の調査から、友人、家族、近所の人々が、有事の際に最も重要な支援元であることが多いと分かっている。行政とコミュニティの非常時対応の役割を明確にするとともに、地域社会の活動を通じて築かれる地域コミュニティに生まれる人間関係は、災害対応を超えて地域の連携と信頼関係を高める取り組みとなる。

強靭な国土を創るための国防やインフラ整備について、国家的事象としてこれを自らと無関係とし、乏しい情報と知見に基づいて空論を交わすことは容易いが無意味である。私たちは量的観点から質的観点へとパラダイムシフトするとともに、国家的事象を自らと自らの地域に落とし込んで課題を探り、解決する視点を持たねばならない。国家有事の際、作戦に必要な物資、生活に必要な物資はどこでどのように不足するのか。地域にはどれほどの不便や混乱が生じるのか。食糧自給率や土地の管理に関する問題など、無論、専門家によるシミュレートはされているものの、地域を知り地域を動かすことのできる私たちには、できる備えがあるはずであり、それが地に足の付いたリアルな国防である。

【世界が内側への志向を強める中にあって、民間レベルにおけるさらなる連携を求めたい】

ウイルスのような目に見えない敵と対峙したとき、一時的にその敵に打ち勝つために、

人の往来を止めるということは合理的な判断である。だからといって、人・モノ・情報がボーダーレスで移動・流通するのが当たり前となった世界において、世界が恒久的に分断されるということはあり得ないし、あってはならないのである。国家という基本的枠組みは失われないものの、グローバル化した世界において、人類は相互理解と連携をこれからも続けていくことになる。渡航に物理的な制限が生じることは、各国との相互理解と連携の必要性を些かも失わせない。ウイルスとの対峙が長引く今だからこそ、ニューノーマルな世界を先駆け、あらゆる方策と新技術を用い、他の国際組織と協働し、ときにはイノベーションを産み出して、国際社会の一員としての役割を全うしていくべきなのである。

地球上のいかなる国家も、自国のことのみに専念し、他国を蔑ろにしてはならないのであって、我が国はこの理念を共有する国際社会において名誉ある地位を占めてきた。日本を取り囲む海と空は世界中いかなる国・地域ともつながっており、近隣諸国という距離的概念に囚われない国際戦略が必要とされている。中国とは常に次世代の関係構築を行っており、世界の平和を意識した関係の深化が求められている。その際に鍵となるのが、成熟国家・課題先進国として世界をリードする我が国の立ち位置である。お互いが強みとするものを民間交流の視点で活かすことが重要である。

ＪＣＩに対し、日本は世界に誇る会員数を提供し、そのプレゼンスを高めてきた。しかし、会員数といった量的優位だけに依存してはならないことは繰り返すまでもない。ましてやここ近年では、毎年拡大に成功している国家青年会議所や地域に対して、会員数における量的優位という観点において、日本が会員数トップでいられるのも時間の問題である。しかし、ＪＣＩにおいて日本のプレゼンスが高いのは会員数による量的優位だけでは決してない。毎年展開している運動や事業の質、組織としての運営方法、さらには政府や地方自治体との連携など、他国の国家青年会議所との違いは明確である。２０２１年度は、ＪＣＩ会頭を日本から輩出する特別な１年であり、ＪＣＩとの協働をさらに強く推し進めることのできる年となることから、この機会を通じて世界で活躍するリーダーから多くの学びを得ることが重要である。また、全世界から注目を浴びる年だからこそ、各国青年会議所の模範となる運動を推し進めることで、ＪＣＩにおける日本のプレゼンスをさらに高めることができるチャンスの年でもある。ウイルスによって人の往来が難しくなった今、他国との連携を図ることは難しくなったかのように思われるが、実際には技術的な発達によりオンラインを用いて世界とつながることは容易であり、そのことに気付いた各国青年会議所では、今や会議やトレーニングのみならず諸大会においてもオンラインを使用して行うことが主流になりつつある。コロナ禍だから国際交流は難しいのではなく、コロナ禍だからこそ、逆に世界との壁がなくなりつつあることを認識し、民間レベルにおけるさらなる連携を推し進めていくことが大切である。

私たちが各地域で成すべき価値の創出と質的向上は、世界という舞台においても成すべきことである。ＳＤＧｓの１７の目標はその際の有効な指標であり、世界各地での実践をさらに加速させていかなければならない。ただし、ある地域で成した実践を、他地域へ、

または世界へと波及させることを重視する必要性は低い。その地域の実情にあった、その地域にのみ妥当する手法で十分であり、これを数多く実践するほうが重要なのである。日本青年会議所においては、２０１９年にＳＤＧｓを運動の主軸に置き、各地会員会議所とともにＳＤＧｓ推進宣言を採択し、一丸となって推し進めてきた。このことは、世界の青年会議所も注目しており、今やＪＣＩにおいても日本のＳＤＧｓの推進事例は注目を浴びている。今後は、コロナ対策とＳＤＧｓを絡めた運動をオンラインなどの技術を駆使して展開することで、さらなるプレゼンスを高めていく必要がある。

このように、世界を１つのフィールドと捉えたとしてもなお、ロシア、そしてアジアとの関係維持は戦略上重要である。距離的概念は別にしても、その歴史的関係の深さ、感情的なつながりと対立は、今なお全ての日本人が向き合うべきアジェンダである。これまで培ってきた両地域との関係を維持し、相互理解をより進めるべきである。今後、世界が置かれる状況から明らかであるのは、これから確実に起こり得るリスクに備える適応ビジネスが、世界中で成長する分野であるということだ。世界的にも多くの課題を経験してきた日本のそれぞれの地域が、自らの解決力を他のまちより先んじて高めることで、この適応ビジネスを信頼される質の高い輸出産業に育てることが成長戦略の１つとなるのである。

ところで、このような国際事業に取り組む際、私たちに大きく立ちはだかるのが言語の問題である。世界で最も広く使われている英語と我が国固有の言語である日本語とは、他の言語に比べ、言語構造が最も離れているとの研究がある。すなわち、英語圏の人々にとって日本語は最も身につけがたく、私たち日本人にとって英語は最も身につけがたい言語なのである。ＪＣＩにおいては、日本語は主要言語の１つである。しかしながら、実際に日本語を使用できるメンバーが他国にいるわけでもなく、コミュニケーションには英語が必要不可欠である。一方で世界会議などの総会を見てもわかるように、他国の多くのメンバーは英語を使用することができ、英語によって民間外交を推し進めている。日本語が主要言語であるからと言って、いつまでもそのことに甘んじていては、日本が世界から取り残されることになってしまう。どんなに素晴らしい運動を展開しても、どんなに画期的なアイデアを持っていたとしても、それを共有する術がなければ、世界から共感を産むことは難しい。日本人は誰しも義務教育や高等教育において英語の勉強をしている。国内において英語を習ったことがないという日本人はほとんどいない。それにもかかわらず、英語を使用できない、英語を扱うことに強い抵抗感を持っている日本人はあまりにも多い。日本青年会議所の組織及び１０年後、２０年後の未来を見据え、他言語及び他文化理解に関する国際教育の推進が急務である。

【新たな自己生成を繰り返す能動的存在であり続けたい】

組織の現状から組織の改革への決断を行った２０２０年度において、現状を悲観的に捉えず、時代に即した組織へと改革できる絶好の機会であると受け止めようという観点が起点となった。新型コロナウイルスの感染拡大に直面をして、あらゆることが、従来と同様

の進め方ができないからこそ、未来にビジョンを定め、組織の本来的な目的を見失わずに、どのような手段としての選択肢があるのかということに向き合う機会でもあった。

若者や女性活躍社会の実現を謳いながら、メンバーの平均在籍年数も増えず、女性メンバーが極端に少ない現状について、根本的な原因分析を行い、数値目標ではなく質的な環境整備を行うべきである。事業の魅力、人財の魅力が相まって会員拡大が果たせるのである。新型コロナウイルスの蔓延によってメンバーが疲弊し、会員数を減少させている各地会員会議所がある一方で、コロナ禍においても会員拡大や組織改革を推し進め、成功させている各地会員会議所も少なくない。ピンチをチャンスとして捉え、前向きに活動を推し進めていくことで、様々なアイデアが浮かび、組織を前進させることができるのである。また、パートナーシップを持つ団体との連携を、個人間のつながりにとどめることなく、組織の資産として蓄積することで会員拡大に活かす仕組みを構築する必要がある。

２０２１年は日本青年会議所設立から７０年目という節目の年を迎える。この節目の年に、先人たちが積み上げてきた７０年の歴史を振り返り、私たちが過去から積み重ねてきたものを整理し、いつの時代にも常に振り返りができる環境を整備する必要がある。また、経験を積み巨大化した組織とは、時に様々な不合理を生み出すこともある。調和と共生を宗とする日本人の在り方も相まって、曖昧で情的、そして硬直した組織関係が弊害として生じていることもまた直視せねばならない。日本青年会議所の組織の在り方は、これまで多くの具体的な成果を挙げ、メンバーの人生をポジティブに変えてきたが、同時に生ずる弊害が、疲弊し消耗するメンバーをも生んできたことは否めない。また、社会が高度なコンプライアンスを要求するようになっているところ、曖昧で情的な組織は、社会が求めるだけの規律を維持できない危険が高まっている。コンプライアンスの確立と維持のためにチェック機能を強化することは当然であるが、そもそもメンバーが自律的且つ主体的に規律を維持するような組織運営の在り方や、組織としての生き方に向き合うべきである。また、不確実で複雑な時代に、様々な労力を費やす大義を踏み外すことのないように、メンバー全員が、青年会議所の普遍的な理念と、時代に即したビジョンを腑に落とす必要がある。これまでは経験的理解と人的交流に重点をおいて継承されてきた日本青年会議所の理念、ビジョン・ミッションを、入会して間もないメンバーでも共有し実践できるような方策を進めなければならない。新型コロナウイルスの蔓延は、三信条をはじめとする日本青年会議所の理念を、メンバー一人ひとりの中でアップデートする大きな機会となるはずである。

コロナ禍により集合型の事業の開催が難しくなる中で、巷ではオンライン研修など個々の能力を向上させるニーズは高まりを見せている。私たちが持つ、個人能力開発に適しているＪＣＩ公式コースやＪＣＩ推奨コース、日本ＪＣ公認プログラムはさらなる受講しやすい環境作りが必要である。また、経済情勢が不安定な中、青年会議所活動より仕事に集中すべきであるという意見もある。学びの過程においては、インプットにとどまらずアウトプットを重ねることで、理解の強化やさらなる視点の獲得につながる。私たちはなぜ青

年会議所活動に時間を費やすのかという問いに立ち戻った際に、青年会議所という仕組みを通じて、自らの地域を、社会を、自身が守るべき者のためにより良く変えていくという活動の本質的な大義を、一人ひとりが胸を張って語るべきである。

世界約８０か国のリーダーとの出会いは、個人と個人との関係性を強力に構築する。民間外交の基盤となるものは、この個人と個人との関係性である。日本青年会議所がＪＣＩに加盟するまでの経緯や、国際アカデミーの歴史を学ぶことは、現在の世界情勢の中で日本が果たすべき役割を明確にする。また、我が国が目指すべき質的国家への転換について、今後経済発展を終え、日本と同じような課題に直面すると考えられる世界中の国に対して、警告し教示し支援すべき道義上の義務を負うのである。

ブロックにおいては、会員拡大やアカデミー事業を重要視しているところが多い。しかしながら、その事業の質が全て高いところで維持されているという訳でもない。日本の未来のために活動する会員会議所のメンバーを、地域で育てる組織体制を創るとともに、今後の会員候補となる世代を事業に巻き込む仕組みを構築することで、運動の発信と会員拡大の両輪が回るようにする必要がある。私たちはこの青年会議所を、最高のリカレント教育の場として開かれた存在にする必要がある。かつては「ＪＣしかない」と言われた時代から、今は「ＪＣもある時代」とよく耳にする。今後リカレント教育を行う組織が増えることが予測される中で、青年会議所が実践を通じ、まちづくり、組織のリーダーとして、家族を守るものとして、唯一無二の世界最高レベルの学びと気付きのリカレント教育の場となる努力を行う組織であることが、社会に必要とされる組織となる条件である。

私たちは、共通した志と目的を有した組織であるが、隣町の青年会議所が行っている事業すら知らないことが多い。これまで、世界中、日本全国の各地会員会議所において、経済、環境、地域再生、メンバー育成など様々な課題を解決するための事業がその地域のために行われてきた。これらの蓄積が共有される横のつながりを強めることこそ、連絡調整機関としての重要な役割であり、組織の生産性向上への必要な機能である。ある地域で既に存在している事業が、違う地域でも引き継ぎをされることなく、同じように産みの苦しみを経て産まれることは珍しくない。そして、ある地域では失敗に終わった過去の事業でも、違う地域ではうまくいく事業もこの広い日本、世界では存在するはずである。これまでの財産である全ての事業の蓄積を、各地会員会議所が共有し、より有効で効率的な事業運営を行うことが必要である。また、日本青年会議所は、「頼られる組織」でなければならない。頼られるためには、信頼を得ることが必要となる。そして信頼を得るとは、共感を得ることと同義である。日本青年会議所とつながったら楽しそうだ、何か良いことがありそうだといった期待感を感じられる事業を構築し、これらの共有から共感をさらに外部へと広げることを意識する必要がある。

【組織の内側を強固にすることで、ブランド価値を高める】

様々な組織が乱立する時代にあって、青年会議所は地域の課題を自ら発掘し、自らの手

で解決策を模索し、政策の立案、実行までを行う組織である。青年会議所という組織だからこそ、社会の問題点に対して純粋な気持ちで、取り組むことができる。この組織の変えてはならないことは、常に実現に向けた道筋を見定め、そのためのアクションを起こし続けることである。

情報は相手に伝わった時、初めて発信となる。実質的な情報伝達ができていないのであれば、青年会議所運動は自己満足の世界でしかなくなり、標榜する変化を創ることはできない。時代に即した情報媒体や効果的な発信手法を考え、他者を巻き込むことのできる広報活動は、組織のブランディングにおいても重要である。

組織が管理する資産の中には、長期間の視点を持って考慮すべきものがあり、ＪＣ会館もその１つである。２０２０年度に出される答申書の内容に沿って、今後のＪＣ会館の未来におけるあるべき姿を描く議論を進める必要がある。

優れた組織と凡庸な組織との違いは、メンバーが要求された仕事以上のことを実行する意欲があるかどうかと言われる。協調の前提は個人の確立であって、各自の主体的な行動の総和が真の協調性を創出する。つまり、優れた組織に求められるものは、表層的な協調性ではなく、自分が動かす覚悟に帰結するのである。コンプライアンスや財政の面においても、社会の変化に合わせてルールをどのように解釈するかが求められている。

【交わる関係性を重視し、地域に光を当てたい】

日本青年会議所は、国家的視点から青年会議所としての政策を展開するだけでなく、会員会議所の連絡調整団体としての性格を有している。その主眼は単なる事務的な通知・通達にあるのではなく、特に、日本青年会議所に出向して得られる経験をもって、各地会員会議所を活性化させ、メンバーを変化させる契機とすることにある。メンバーに多くの出向の機会を提供できるよう、環境の整備を進めていく。

こうした青年会議所運動の実践において、極めて重要な役割を担うのは各地区・ブロックである。独自の視点から地域の実情に応じた事業を展開する各地区・ブロックと、国家的な視点を持って運動を水平展開したい日本青年会議所との間に、お互いの意図の齟齬が生じてはいなかったか。国を構成する各々の地域が、自ら主体的に輝こうとすることで国が輝く。日本青年会議所は、地域が実情に応じて、その地域に妥当する新たな価値を創出することを後押ししていくべきである。

【おわりに】

私が生まれ育ったまちは江戸時代末期、僅か１００戸ばかりの小さな漁村であった。今の時代でその人口を評価すれば、消滅可能性都市に組み入れられるだろう。そのまちが人口３７６万人を数えるまでに成長できた要因は、変化を積極的に受け入れ、過去の延長線上の対策ではなく、柔軟かつしなやかにリスクに対応するレジリエンスがあったからである。それまでの道のりにおいて、関東大震災や空襲により焼け野原となる経験をしながら

も、そのたびに自分自身の力でこのまちを良くするという想いと、最後までやり切るという本気の覚悟を持ってアクションを起こしてきた。

しなやかな再起力、復元力などの意味を持つレジリエンス。これは社会、組織、個人など様々なレベルで必要なスキルとして注目されている。背景には、不確実性の高まりがある。気候変動の深刻化やＡＩに象徴される破壊的な技術革新、グローバル化、先進国の高齢化と新興国における人口爆発など､私たちは常に未曾有の変化に直面している｡加えて、自然災害や疾病、不安定な政治情勢、水不足など多くのリスクを抱えている。

これまで数々の想定外の事態が発生し、大きな被害をもたらした。不確実性の高い将来に備えるためには、過去の延長線上の対策ではなく、柔軟かつしなやかにリスクに対応するレジリエンスが重要なのである。ＳＤＧｓの中にも､「エンパワーメント」､「インクルージョン」､「レジリエンス」の３つの言葉が繰り返し出てくる。これらを実現せずして、持続可能性の向上は不可能という考え方が根底にある。

レジリエンスを向上させるためには、格差と不平等を是正し、全ての人々に安心・安全な生活基盤と質の高い教育機会が確保され（エンパワーメント）、政治・経済・教育・公共など様々な分野で積極的に参加し活躍できる（インクルージョン）環境を整備することが重要である。女性を含む社会を構成する全ての人々に公平な権利と機会が与えられ、活躍できる土台があれば、ＳＤＧｓが目指す誰一人取り残さない社会が実現され、結果、多くの人の英知が結集されることになり、レジリエンスと持続可能性が向上する。

正解のない時代だからこそ、個人としても、地域や国としても、真のレジリエンスが求められている。困難や矛盾のある所には、必ず新たな発想の機会があり、それらを克服しようと向き合う所にイノベーションが生み出されるのだ。

あらゆるカウンターパートと手を携え共鳴を起こし、
様々な善意や価値の結節点となって新たな価値を共創し、
有機的な共感の連鎖の輪を幾重にも描こう。

公益社団法人日本青年会議所
2021年度　スローガン

Idea & Action
光を放つ起点となろう！

公益社団法人日本青年会議所
2021年度　基本資料
基本計画
（基本理念・基本方針）

基本理念

輝く個が切り拓く
真に持続可能な国
日本の創造

基本方針

１．質的価値追求による自立した地域の創造

２．地域の多様性が織り成す柔靭な国家の確立

３．ニューノーマルの世界を先駆ける国際戦略の推進

４．未来ビジョンと自己生成による能動的組織の進化

５．運営力向上とブランディングによる組織基盤の強化

公益社団法人日本青年会議所
2021年度　基本資料
事業計画

［1］日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIとともに連携して行う運動･事業

1．持続可能な地域の創造（ＳＤＧｓ推進宣言）
2．選挙における各種公開討論会の実施

［2］日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIや各国青年会議所に対して、参加や参画など協力を依頼して行う事業

1．京都会議　【1月】
2．サマーコンファレンス　【7月】
3．全国大会とちぎ宇都宮大会　【10月】
4．国際アカデミー
5．TOYP大賞
6．褒賞
7．各種視察団・使節団の派遣
8．国際協力

［3］JCIが主催し、日本青年会議所が連携して行う運動・事業

1．JCI　ASPAC（台湾／台中）　【6月】
2．JCI　世界会議（南アフリカ／ヨハネスブルク）　【11月】
3．JCI　AWARDSへの申請　【5月・10月】
4．JCI　TOYPへの申請　【5月】

［4］日本青年会議所が会頭所信に基づき、地区協議会と連携する事業

1．ＪＣカップＵ－11　少年少女サッカー全国大会予選大会の実施
2．地域ネットワークを活用した災害・疾病ネットワークの構築

［5］日本青年会議所が会頭所信に基づき、ブロック協議会と連携する事業

1．日本青年会議所が指定する事業のうち２つ以上を選択して実施

公益社団法人日本青年会議所　2021年度　基本資料（案）
グループ構成　（会議・委員会）

【1】地域グループ　（1会議／6委員会）

質的価値追求による自立した地域の創造

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1）質的価値創造会議【新設】					
1. 地域や次世代による質的価値の創造	1	地域の質的価値を創造する推進事業の企画・運営・実施	プロ連	通年・京都会議・サマコン	メンバー・一般
	2	次世代の質的価値を調査研究し新たな価値を発掘する事業の企画・運営・実施	プロ連	通年	
	3	新たな価値を発信する事業の企画・運営・実施		通年・全国大会	メンバー・一般
2. グループ運動の効果を高める業務	1	有識者・各団体との協議・連携		10～12月	メンバー
	2	JCのブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー・有識者
	3	アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め		通年	メンバー
（2）サマーコンファレンス運営特別委員会【継続】					
1. 新たな価値の結節点の創造	1	新たな価値を共創するサマーコンファレンスの企画・運営・実施		～7月	メンバー・一般
	2	グループを横断した政策の取りまとめの実施		通年・サマコン	マスメディア・一般
	3	各政策と新技術を用いたニューノーマルな事業の企画・運営・実施		通年・サマコン	メンバー・一般
（3）価値デザイン実践委員会【名称変更】					
1. 質的価値を創造し地域の自立性を高める事業の実施	1	プラットフォームを活用した価値デザインをする企業を支援する事業の企画・実施		通年	メンバー・一般
	2	新たな価値をデザインする人財と企業を創出する事業の企画・実施		通年	メンバー・一般
2. 地域経済の再建	1	地域経済の再建を推進する事業の企画・実施	プロ連	通年	メンバー・一般
3. 関係諸団体との連携	1	全国青年友好団体との連携・情報共有		通年	メンバー・一般
（4）持続可能なビジネス推進委員会【名称変更】					
1. SDGsを通じたビジネスによる地域創造	1	SDGs評価基準の策定		通年	メンバー・一般
	2	SDGsを原動力とした地域再建推進事業の企画・実施		通年	メンバー・一般
2. SDGsビジネスによる新たな価値の創造	1	SDGsビジネスモデルを創出する事業の企画・実施		通年・サマコン	メンバー・一般
3. 関係諸団体との連携	1	業種別部会連絡会議等との連携・情報共有の窓口		通年	メンバー・一般
（5）TOYP委員会【継続】					
1. TOYPを通じて輝く人財の創出	1	JCI TOYP の事業の推進　情報発信		2月～8月	メンバー・一般
	2	JCI JAPAN TOYP事業の募集・選考会の企画・実施		6月	メンバー・一般
	3	JCI JAPAN TOYP事業の企画・実施		7月	メンバー・一般
	4	JCI JAPAN TOYP事業の持続可能性を追求する事業の企画・実施		通年	メンバー・一般
	5	JCI JAPAN TOYP事業の国内価値を高める事業の企画・実施		通年	メンバー・一般
（6）スポーツ活性化委員会【名称変更】					
1. JCカップU－11少年少女サッカー全国大会の実施	1	JCカップU－11少年少女サッカー予選大会の実施	プロ連 地区連	2月～8月	メンバー・一般・関係諸団体
	2	JCカップU－11少年少女サッカー全国大会の実施		9月	メンバー・一般・関係諸団体
	3	JCカップU－11少年少女サッカー全国大会の開催ロードマップの策定		通年	関係団体

2. スポーツを通じて輝く地域の人財を創出				
	1	スポーツを通じた地域の新たな価値を創出する事業の企画・実施	通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	eスポーツによる新たな枠組みの調査研究およびeスポーツ大会の実施	通年・サマコン	メンバー・一般
（7）デジタル推進委員会【新設】				
1. デジタル技術を活かした新たな価値の創造				
	1	中小企業のデジタル活用による生産性向上を実現する推進運動の企画・実施	通年	メンバー・一般
	2	全国の青年会議所の全ての事業を対象としたデジタル化の促進	ブロ連 通年	メンバー・一般
2. 地域における次世代のデジタルリテラシーの底上げ	1	デジタルリテラシー向上させるため学校改革を推進する事業の企画・実施	ブロ連 通年	メンバー・一般・関係諸団体

公益社団法人日本青年会議所　2021年度　基本資料（案）
グループ構成　（会議・委員会）

【2】国家グループ　（2会議／5委員会　）

地域の多様性が織り成す柔靭な国家の確立

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1）クオリティ国家戦略会議【名称変更】					
1. 質的に良好な生活を送れる環境の整備	1	海外を含めた優れた知見を呼び込む環境整備推進事業の実施	ブロ連	通年・京都会議	メンバー・一般
	2	質的に魅力的な雇用環境の整備の推進事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般
	3	自殺者抑制につながる環境の整備に関する事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般
2. グループ運動の効果を高める業務	1	有識者・各団体との協議・連携		通年	メンバー
	2	JCのブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー
	3	アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め		通年	メンバー
（2）全国大会運営会議【継続】					
1. 2021年度の運動の検証並びに2022年度への継承	1	第70回全国大会とちぎ宇都宮大会の実施		全国大会	メンバー・一般
2. 開催地をはじめとする全国の地域の発展	1	第70回全国大会主管LOMの連絡・調整		通年	主管LOM
3. 持続可能な全国大会の方針の研究と検証	1	第71回大会主管LOMに関する調査・連絡・調整		通年	主管決定LOM
	2	第72回以降の全国大会主管立候補の調査・研究		通年	主管決定LOM
	3	持続可能な全国大会についての調査・研究・協議		通年	メンバー・一般
4. 地方都市における全国大会の在り方についての研究調査	1	地方都市でも開催できる全国大会についての調査・研究・協議		通年	メンバー・一般
（3）次世代教育推進委員会【新設】					
1. 教育による優れた知見の確保	1	次世代に対する教育の質的転換を推進する事業の実施	ブロ連	通年・京都会議・5月・サマコン	メンバー・ブロック・一般・企業
2. 教育への国家予算の確保	1	教育に対する国家予算を増額するための推進運動の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般・省庁
3. メディアリテラシーの向上	1	受信者のメディアリテラシー教育を推進する事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般
	2	発信者のメディアリテラシー教育を推進する事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・メディア・一般
（4）権限移譲促進委員会【新設】					
1. 地方自治体における高度な自治権の確保	1	地方行政への質的権限移譲の実現を推進する事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般
	2	日本の地域に即した権限移譲モデルの策定に関する調査・研究	ブロ連	サマコン	メンバー・一般・関係諸団体
	3	地方権限移譲に関する憲法等の制度に関する事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般・関係諸団体
2. 政治参画と主権者意識の向上した人財の育成	1	政治参画と主権者意識を向上させる事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般
	2	選挙における各種討論会の実施・支援	ブロ連	通年	メンバー・一般
（5）国土強靭化委員会　【継続】					
1. 国土強靭化のための社会的インフラの確立	1	社会的インフラ確立推進事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁
2. 国土強靭化のためのインフラ投資の促進	1	地域の実情に即したインフラ投資の推進	ブロ連	通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁
3. 防災につながる地域コミュニティの強化	1	有事に備えた地域コミュニティ強化に関する事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁
4. 災害プラットフォームの構築	1	有事に備えた行政との連携による社会的インフラの確保		通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁
	2	関係諸団体との連携による防災・疾病ネットワークの構築	地区連 ブロ連	通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁

	5. 被災地の支援			
（6）	安全保障確立委員会【継続】			
	1. 地域に根差したリアルな国防の確立			
1	地域の視点に基づいたリアルな国防、インフラ設備の推進事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般
2	地域の視点に基づいたリアルな食料自給率や土地の管理に関する調査・研究・発信		通年	メンバー・一般
	2. 国土と国民生活を守る防衛策の確立			
1	領土領海領空及び宇宙空間の安全保障の確立に向けた運動と認知向上	ブロ連	通年	メンバー・一般
	3. サイバー空間における安全保障の確立			
1	サイバーセキュリティの脅威を防ぐための運動の実施	ブロ連	通年	メンバー・一般
（7）	総活躍社会確立委員会【継続】			
	1. 持続可能な社会保障の確立			
1	持続可能な社会保障に関する事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・関係省庁
	2. 子供を産み育てやすい社会の実現			
1	子供を産み育てやすい社会を推進する事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・関係省庁
	3. 女性が活躍できる社会の実現			
1	ジェンダー・ギャップのない社会を推進する事業の実施	ブロ連	通年	メンバー・関係省庁
3	災害経験を踏まえた災害対策マニュアルの作成		通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁
4	災害発生時におけるJCI日本初動対策マニュアルの作成		通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁
1	国内で発災した災害及び疾病に対する支援	地区連 ブロ連	通年	メンバー・一般・関係諸団体・関係省庁

公益社団法人日本青年会議所　2021年度　基本資料（案）
グループ構成　（会議・委員会）

【3】 国際グループ　（1会議／6委員会）

ニューノーマルの世界を先駆ける国際戦略の推進

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1） 国際イノベーション開発会議【名称変更】					
1. レジリエンス強化に向けた国際取引の活性化	1	日本企業の国際取引における脆弱性の調査・研究		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	ニューノーマルでの国際取引活性化推進事業の企画・実施	プロ連	通年	メンバー・一般・関係諸団体
2. ニューノーマルでのインバウンド受け入れ	1	ニューノーマルでのインバウンドビジネスモデルの調査・研究		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	ニューノーマルでのインバウンドビジネスモデル推進事業の企画・実施	プロ連	通年	メンバー・一般・関係諸団体
3. 関係団体との連携	1	G20YEA関係会議への参加・対応・検証		通年	メンバー・一般・関係諸団体
4. グループ運動の効果を高める業務	1	有識者・各団体との協議・連携		通年	メンバー・有識者
	2	JCI日本主催事業への協力		通年	メンバー・一般
	3	JCブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー
（2） 日中協働委員会【名称変更】					
1. 未来志向の日中協働関係の構築	1	世界をリードする日中パートナーシップ推進事業の企画・実施		通年	メンバー・一般
	2	中華全国青年聯合会等との交流事業の企画・実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	3	ニューノーマルでのインバウンドビジネス受け入れ事業の企画・実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	4	日本JC日中友好の会等との連携		通年	メンバー・関係諸団体
2. 国内で協働機会の創出	1	国内華僑コミュニティの調査・研究		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	国内華僑コミュニティとの協働事業の企画・実施	プロ連	通年	メンバー・一般・関係諸団体
（3） JCI関係委員会【継続】					
1. JCIメンバーとして成長の機会創出	1	JCIが行う事業の推進・連携・情報発信		通年	JCI・メンバー
	2	JCI ASPAC 台中での日本JC主催事業の企画・実施		ASPAC	JCI・メンバー
	3	JCI World Congress ヨハネスブルグでの日本JC主催事業の企画・実施		世界会議	JCI・メンバー
	4	ニューノーマルでの国際会議議事法の調査・研究		通年	JCI・メンバー
	5	世界会議・エリア会議で質の高い時間を共有できる事業の企画・実施		ASPAC・世界会議	JCI・メンバー
	6	JCI役員、指名委員、歴代会頭及び役員との意見交換会や勉強会の実施		通年	JCI・メンバー
2. JCIにおける友好関係の構築	1	JCI役員関係への対応・協力・支援		通年	JCI・メンバー
	2	JCI諸会議でのJCI日本役員対応		通年	JCI・メンバー
	3	海外メンバーとの交流推進事業の企画・実施	プロ連	通年	JCI・メンバー
	3	アジア太平洋地域以外の海外NOMへの対応		通年	JCI・メンバー
	4	JCI関連事業との連携		通年	JCI・メンバー・一般
（4） 国際シナジー創出委員会【名称変更】					
1. レジリエンス強化に向けた国際的なパートナーシップ活用	1	海外の自然災害や疾病対策に向けた適応ビジネスの調査・研究		通年	メンバー・一般
	2	適応ビジネスと国際的なパートナーシップ活用推進事業の企画・実施	プロ連	通年	メンバー・一般

2. 持続的な国際協力の推進	1	SMILE BY WATER事業の企画・実施・検証		通年	JCI・メンバー・一般
	2	国際的な疾病対策協働事業の企画・実施・検証		通年	JCI・メンバー・一般
3. 姉妹JC締結支援	1	各地青年会議所と海外青年会議所の姉妹LOM締結支援		通年	JCI・メンバー
4. 関係諸団体との連携	1	NPO法人国境なき奉仕団との連携・情報共有		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	JCIオペレーションホープの対応		通年	メンバー・一般・関係諸団体
（5） アジアアライアンス構築委員会【継続】					
1. ニューノーマルでの広域的経済文化圏の構築	1	アジア太平洋地域の協働環境推進事業の企画・実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	日本とアジア太平洋諸国の平和を担う人財育成事業の企画・実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	3	ニューノーマルでのインバウンドビジネス受け入れ事業の企画・実施		通年	メンバー・関係諸団体
2. アジア太平洋地域におけるＪＣ運動の推進	1	アジア太平洋地域の国家青年会議所との意見交換会・勉強会の実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	JCI APDCの支援		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	3	アジア太平洋地域の国家青年会議所への対応		通年	メンバー・関係諸団体
3. 国内での協働機会の創出	1	国内アジア太平洋諸国コミュニティの調査・研究		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	国内アジア太平洋諸国コミュニティとの協働事業の企画・実施	プロ造	通年	メンバー・一般・関係諸団体
（6） ユニバーサル人財委員会【新設】					
1. 地域と国際社会を結びつける人財の育成	1	地域と国際社会を結びつける人財育成手法の調査・研究		通年	メンバー・一般・関係諸団体・有識者
	2	地域と国際社会を結びつける人財育成推進事業の企画・実施	プロ造	通年	メンバー・一般
	3	JCI JAPANグローバルユース国連大使育成事業の企画・実施・検証		通年・サマコン	メンバー・一般
2. 多文化理解の促進	4	国家青年会議所との意見交換会・勉強会の実施		通年	JCI・メンバー
	1	ニューノーマルでの国際的マナーの調査・研究		通年	メンバー・有識者
	2	ニューノーマルでの国際的マナーの啓蒙		通年	メンバー・一般・関係諸団体
3. 多言語理解の促進	1	他言語での効果的なメッセージ発信手法の調査・研究		通年	メンバー・有識者
	2	他言語での効果的なメッセージ発信手法の活用・検証		通年	メンバー・一般・関係諸団体
（7） ユーラシア共創委員会【名称変更】					
1. 距離的概念に捕らわれない民間外交	1	日本・ロシア・ヨーロッパとの経済文化圏の構築推進事業の企画・実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	日本・ロシア・ヨーロッパ諸国との国際取引活性化事業の企画・実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	3	ニューノーマルでのインバウンドビジネス受け入れ事業の企画・実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体
2. 日ロ協働環境の創造	1	日本とロシアの平和構築を担う青年交流事業の企画・実施		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	日本JC日ロ友好の会との連携		通年	メンバー・関係団体
3. 国内での協働環境の創出	1	国内ロシア人コミュニティの調査・研究		通年	メンバー・一般・関係諸団体
	2	国内ロシア人コミュニティとの協働事業の企画・実施	プロ造	通年	メンバー・一般・関係諸団体

公益社団法人日本青年会議所　2021年度　基本資料（案）
グループ構成　（会議・委員会）

【4】組織グループ　（2会議／5委員会）

未来ビジョンと自己生成による能動的組織の進化

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1）組織戦略会議【名称変更】					
1. 時代に即した組織への改革	1	柔軟かつ開放的な組織改革の推進	ブロ連	通年・京都会議・サマコン	メンバー
	2	組織改革に関する連携・情報共有		通年	メンバー
	3	時代に即したJCプロトコルの検討・改訂・推進		通年	メンバー
	4	「2020年代協議会モデル」の調査・推進		通年	メンバー
2. 若者や女性活躍社会を実現するための組織体制の構築	1	若者、女性が活躍できる質的な環境整備の推進		通年	メンバー
	2	学生、若年層社会人向け事業の企画・実施		通年	メンバー
3. グループの運動の効果を高める業務	1	有識者・各団体との協議・連携		通年	メンバー・関係団体
	2	JCI日本政策とSDGsとの連携		通年	メンバー・一般
	3	JCブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー・一般
	4	アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め		通年	メンバー・一般
（2）JC運動確立会議【名称変更】					
1. 70周年式典の開催	1	JCI日本の歴史の調査・研究・集約		～10月	メンバー・一般
	2	70周年記念式典の広報		～10月	メンバー・一般
	3	70周年記念式典の実施		全国大会	メンバー・一般
2.. 中長期ビジョンの策定	1	2020年代中長期ビジョンの理解・浸透		通年	メンバー・一般
	2	70周年記念誌「明日への黎明」発行		通年	メンバー・一般
3. 70周年記念事業の開催	1	70周年記念事業の広報		10月	メンバー・一般
	2	70周年記念事業の実施		～10月	メンバー・一般
4. JC宣言文、ミッションビジョンの普及	1	JC宣言文の理解・浸透	ブロ連	通年	メンバー・一般
	2	JCの理念、ミッション、ビジョンの理解・浸透	ブロ連	通年	メンバー・一般
	3	LOMの相談窓口、支援		通年	LOM
（3）会員拡大委員会【名称変更】					
1. LOMの会員拡大の支援・連携体制の構築	1	会員拡大を推進する資産の集約・蓄積・承継		通年	メンバー・一般
2. 退会者の減少及び若者、女性会員の拡大	1	退会者の減少、若者、女性会員拡大案の策定及び普及	ブロ連	通年	メンバー
3. LOMブロックへの拡大支援	1	ブロック協議会への拡大支援		通年	メンバー
	2	LOMへの拡大支援	ブロ連	通年	メンバー
	3	JCI日本シニア・クラブとの連絡調整		通年	メンバー
4. 会員拡大に資する新たな制度の検討	1	LOMの新設及び発展のための情報収集・支援・相談窓口	ブロ連	通年	メンバー
（4）JCプログラム革新委員会【名称変更】					
1. 日本JC公認プログラムの制度改革	1	JCIコース及び日本JC公認プログラムの制度運用の調査・検討		通年	メンバー・一般

	2. 実践的知識を身に付けたリーダーの育成	2	日本JCトレーニングガイドラインの改定案の策定	通年 メンバー
		1	JCIコース及びJC公認プログラムの導入推進・実施	通年 メンバー
		2	JCIコース及びJC公認プログラムのトレーナーの育成	通年 メンバー
	3. LOM会員拡大への貢献	1	LOMからの依頼による各種プログラムの窓口	通年 LOM
		2	会員の利益に資する新たな日本JC公認プログラムの再調査・新規作成・実施	プロ連 通年 メンバー
（5）	グローバルリーダー育成委員会【名称変更】			
	1. 国際社会で活躍できる人財の育成	1	日本の魅力を海外に伝え地域と世界を結ぶ人財の育成	7月 JCI・メンバー
		2	国際アカデミーの企画・運営	7月 JCI・メンバー
		3	ミニ国際アカデミーの開催	ASPAC・世界会議 JCI・メンバー
		4	非対面でも行える海外との友情構築	通年 JCI・メンバー
		5	国内グローバルネットワーカーによる啓発活動の企画・実施	通年 メンバー
		6	グローバルネットワーカーのリユニオンの企画・開催	世界会議 JCI・メンバー
		7	国際アカデミー開催希望LOMの対応	8月～10月 LOM
（6）	アカデミー委員会【名称変更】			
	1. 地域で活躍できる人財の育成	1	地域によりよい変化をもたらし組織を最大化するリーダーの育成	通年 メンバー
		2	ブロックアカデミー事業の支援・推進	プロ連 通年 メンバー
		3	LOMアカデミー事業の情報収集・推進・支援	通年 メンバー
	2. LOMの発展に関する支援・連携	1	若者入会へのステップとなる新しい組織形態の調査・検討・発信	プロ連 通年 メンバー
	3. リカレント教育の場の構築	1	JCによるリカレント教育の形についての調査・研究・実施	通年 メンバー
（7）	LOM財産共有委員会【名称変更】			
	1. JC組織の生産性向上	1	各LOMの実績の集約・データベースの整理・蓄積	通年 メンバー
		2	各LOMの実績の活用方法の構築・提供	通年 メンバー
	2. 地域の課題解決に寄与した事業と人財の褒賞	1	褒賞事業の募集・選考会実施	通年・京都会議 メンバー・一般
		2	褒賞事業の企画・運営・実施	通年・京都会議 メンバー・一般
		3	褒賞事業のマスメディア連携・対応	通年 メンバー・一般・関係団体
	3. 包括的な支援体制の構築	1	提携企業・スポンサー企業との企画提案・実施・相談窓口	通年 メンバー・一般・関係団体
		2	官公庁・NPO団体との企画提案・実施・相談窓口	通年 メンバー・一般・関係団体・関係省庁
	4. JCI AWARDSへの申請	1	JCI AWARDSの発信と申請支援	プロ連 通年・ASPAC・世界会議 メンバー
		2	JCI AWARDS申請への支援体制の整備	通年 メンバー
		3	LOMへの情報発信・対応	通年 メンバー

公益社団法人日本青年会議所　2021年度　基本資料（案）
グループ構成　（会議・委員会）

【5】 総務グループ　（4会議／3委員会）　　ver.25

運営力向上とブランディングによる組織基盤の強化

会議・委員会名及び活動概要	手段		手法	実施時期	対象者
（1）ブランディング戦略会議【名称変更】					
1. JCのブランドイメージを向上させる広報業務	1	効果的なブランディング戦略を構築するための専門家との連携		通年	メンバー・関係団体・一般
	2	JCのブランドイメージを高める外部メディアとの連携及び広報戦略の検討・実施・検証	プロ連	通年	メンバー・関係団体・一般
	3	ブランディング戦略会議実施		通年	メンバー・関係団体・一般
	4	各種メディア対応	プロ連	通年	LOM
	5	各会議・委員会の広報活動の支援・検証		通年	メンバー
	6	機関紙（WeBelieve）の作成・発刊・検証		通年	メンバー
2. グループの運動の効果を高める業務	1	JCブランディングを高める広報戦略の実践		通年	メンバー
	2	アニュアルレポートの作成及びグループの取り纏め		通年	メンバー
（2）財務運営会議【継続】					
1. JCI日本の財務基盤強化	1	JCI日本財源の確立及び新規賛助企業の拡大		通年	メンバー・一般
	2	賛助企業との連携及びブースの設営・対応・推進		通年	メンバー・一般
	3	収益部門の再検証・管理		通年	メンバー・一般
	4	会議・委員会の諸事業と協賛企業とのマッチングを実施		通年	メンバー・一般
2. JCI日本の財産の管理運営及び運用	1	青年会議所会館の管理・運用		通年	メンバー・一般
	2	JCI日本中長期財政ビジョン及び青年会議所会館の未来計画の検討		通年	メンバー・一般
	3	災害時における資金管理マニュアルの作成		通年	メンバー
3. メンバーの負託に応え得る事業の推進	1	必携品の活用方法の改善		通年	メンバー・一般
	2	相互メリットのある企業や団体との連携		通年	メンバー・一般
4. 各地会員会議所の財政基盤強化支援	1	Let’s　do　itの周知活動及び活用推進	プロ連	通年	メンバー
	2	各地会員会議所の財政基盤強化のための賛助企業の紹介、協賛金の獲得支援窓口		通年	メンバー・一般
（3）財政審査会議【継続】					
1. 財政規律の確保と費用対効果の向上	1	予算案及び決算書の精査		通年	メンバー
	2	諸事業の予算及び決算の審査		通年	メンバー
	3	会議・委員会会計の指導・支援		通年	メンバー
	4	各協議会事業の予算・決算審査及び月次決算の指導		通年	各協議会
	5	監事・内部会計監査人グループとの連携・調整		通年	メンバー
	6	諸事業の公益目的の管理		通年	メンバー
	7	各協議会事業の公益目的に関する指導・支援		通年	各協議会
	8	協議会会計に関する相談窓口		通年	各協議会
2. 運営面での進展に寄与するための業務	1	各地会員会議所会計に関する相談窓口		通年	LOM

（4）規則審査会議【継続】				
1. 公益社団法人として精度の高い運営	1	コンプライアンスに基づく各会議・委員会の諸事業及び議案の管理体制の充実による審査	通年	メンバー
	2	コンプライアンスに関する相談窓口	通年	メンバー
	3	個人情報の管理力強化による有効活用化推進	通年	メンバー
	4	知的財産の保護とコーポレートアイデンティティに関する指導	通年	メンバー・関係団体
	5	内閣府への提出書類作成及び報告実施	通年	メンバー・関係省庁
	6	外部アドバイザーとの連携	通年	関係団体
	7	各地会員会議所の新設・商号変更・名称変更等に関する支援	通年	メンバー
2. 公益社団法人としての定款並びに規則の管理	1	公益法人制度に則した定款並びに諸規則及び諸規程の把握・変更・管理	通年	メンバー
	2	各協議会規則の調査・支援に関する相談窓口	通年	各協議会
3. 運営面での進展に寄与するための業務	1	各地会員会議所規則・コンプライアンスに関する相談窓口	通年	メンバー
	2	専務理事予定者セミナーの企画	全国大会	メンバー
	3	アニュアルレポートの取り纏め及び作成	10月～12月	メンバー
（5）組織価値浸透委員会【名称変更】				
1. 広報ツールを活用し、対内へ向けた組織価値発信業務	1	ホームページとSNSを活用した対内情報展開	通年	メンバー
	2	WeBelieveWEBの閲覧促進と、対内情報の活用を促進	通年	メンバー
	3	メールマガジン及びメンバー向けSNS用いた情報発信	通年	メンバー
	4	JCアプリ利用促進への仕掛を構築及び管理運営	通年	メンバー
2. 対内の意識調査業務	1	JCCSを活用した対内意識調査及び検証	通年	メンバー
	2	あらたな手法を用いた対内意識調査方法の検討及び実施	通年	メンバー
	3	協議会・各地会員会議所との情報受発信による情報交換促進	通年	メンバー
（6）渉外委員会【継続】				
1. JCI日本の運動を円滑に遂行するための業務	1	各会議・委員会・協議会との連絡調整	通年	メンバー
	2	会頭並びに役員の国際会議並びに諸大会参加の支援	通年	メンバー
2. JCI日本2021年度の運動の共有・発信並びに各地会員会議所との連携強化	1	会頭並びに役員の各地訪問における運動発信の支援	通年	メンバー
	2	JCI日本事業説明会の企画・実施・検証	11月～12月	メンバー
	3	JCI日本役員各地会員会議所訪問及び講師派遣の対応	通年	メンバー
（7）総務委員会【継続】				
1. 総会・理事会等諸会議の効率的且つ的確な運営	1	JCI日本の総会及び諸会議の設営	通年	メンバー
	2	適切な権限移譲を行ったJCI日本の諸会議の運営及び設営	通年	メンバー
	3	各会議・委員会の議案の上程期限と内容の精査	通年	メンバー
	4	JCI日本議案上程システムの普及	通年	メンバー
	5	統一基本運営マニュアルの内容精査と改訂	通年	メンバー
	6	理事長予定者セミナーの企画	全国大会	メンバー
	7	効率的な会議手法の検討及び実施	通年	メンバー
2. JCI日本2021年度の運動の共有・発信	1	京都会議の開催	京都会議	メンバー・一般

公益社団法人 日本青年会議所 2021年度 基本資料

グループ構成 （九州地区）

九州地区担当常任理事 柴﨑 政俊

郷土愛と輝く個が織りなす
真に持続可能な九州の創造

グループ・会議・委員会・局名 及び 基本方針(4グループ1会議/4委員会/1局) 事業計画			実施時期	対象者
【1】経済グループ				
(1) サスティナブル九州実現委員会【名称変更】				
	1	地域循環型経済に資する地域通貨システムの調査・研究・提言	通年・地区大会	メンバー・一般・関係団体
	2	持続可能な地域エネルギー政策の調査・研究・提言	通年・地区大会	メンバー・一般・関係団体
	3	LOMで活用できる研修プログラムの運用・企画・実施	通年	メンバー
	4	国際大会や世界大会などのブロック協議会との連携による支援・協力	通年	メンバー
	5	ASPAC並びに世界会議ジャパンナイトでのブース出展	通年	メンバー
	6	JCI AWARDSの発信と申請支援	通年	メンバー・一般
【2】地域グループ				
(1) 九州インフラ価値向上委員会【名称変更】				
	1	多角的な視点からインフラ整備の促進を推進する事業の企画・実施	通年・地区大会	メンバー・一般・関係団体
	2	JCカップU-11少年少女サッカー全国大会予選大会の実施(地区連携)	通年	メンバー・一般
	3	九州内外で発災した際の支援窓口設置・支援	通年	メンバー・関係団体
	4	関係諸団体との連携による防災・疾病ネットワークの構築	通年	メンバー・関係団体
	5	AWARDS KYUSHUの検証・企画・実施	通年・地区大会	メンバー・一般
【3】組織グループ				
(1) 九州コンファレンス運営委員会【継続】				
	1	地域の特色を活用した新しい九州コンファレンス2021の企画・運営	地区大会	メンバー・一般
	2	九州コンファレンス2021主管LOM開催地に関する事業・企画の実施	通年・地区大会	メンバー
	3	九州コンファレンス主管LOMとの連携調整	通年・地区大会	主管LOM
	4	LOM新設及び発展のための情報収集・支援	通年	メンバー
	5	若者入会へのステップとなる新しい組織形態の調査・検討・発信	通年	メンバー
【4】運営グループ				
(1) 財政規則会議				
	1	諸事業の予算及び決算の審査	通年	メンバー
	2	年間予算案及び決算書の作成・管理	通年	メンバー
	3	会議・委員会会計の指導・支援	通年	メンバー
	4	7ブロック協議会及びLOMの財政規則審査に関する情報提供・支援	通年	ブロック協議会・LOM
	5	本会「財政審査会議」との連携	通年	本会・ブロック協議会
	6	本会「規則審査会議」との連携	通年	本会・ブロック協議会
	7	内部監査への対応	通年	メンバー
	8	外部監査への対応	通年	メンバー
	9	コンプライアンスに基づく各会議・委員会の諸事業及び議案のICTを活用した審査	通年	メンバー
	10	諸会議における会議資料マニュアルに即した事前精査	通年	メンバー
(2) 総務委員会				
	1	JCのブランディング戦略の企画・運営・実施・	通年	メンバー・一般
	2	地区協議会諸会議の設営及び運営	通年	メンバー
	3	地区内会員会議所会議の設営及び運営	通年	メンバー
	4	アジェンダシステムの管理運用	通年	メンバー
	5	内閣府提出書類の精査	通年	メンバー
(3) 事務局				
	1	地区協議会の会員会議所会議及び諸会議の設営	通年	メンバー
	2	各会議・委員会・協議会との連絡調整	通年	メンバー
	3	会長の国際会議並びに書大会参加、各地方問の支援	通年	メンバー

公益社団法人 日本青年会議所 九州地区協議会 2021年度 組織図

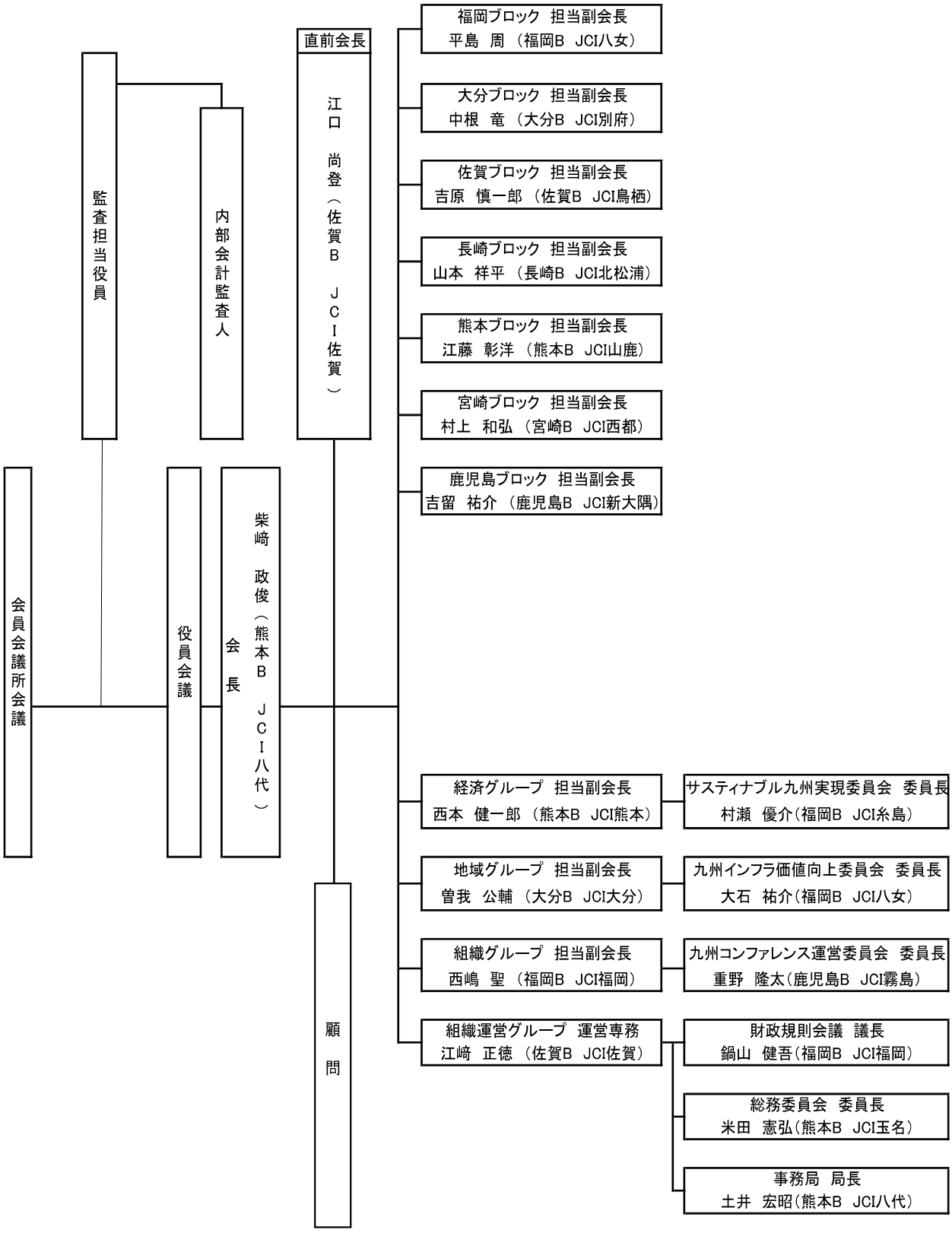

年間事業フレーム

九州地区

担当常任理事　柴﨑　政俊

全国大会（北海道札幌）　世界会議（横浜）　京都会議（京都）　ASPAC（台湾・台中）　サマコン（横浜）　全国大会（とちぎ宇都宮）　世界会議（南アフリカ・ヨハネスブルグ）

運動・事業名	9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月				4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月			
	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W
JCカップU－11　少年少女サッカー全国大会予選大会の実施	調査研究				本会・ブロック協議会との連絡・調整								企画立案				本会・ブロック協議会との調整																地区・ブロック協議会での予選大会の実施												全国大会開催				検証				報告				引継			
地域ネットワークを活用した災害・疾病ネットワークの構築	調査研究								本会・ブロック協議会との連絡・調整				連携団体との会議				企画立案				連携団体との会議				発信				実施								政策提案・発信								連携団体との会議				検証				報告				引継			
地域通貨圏構築に関する事業	調査研究								関係各所との協議				企画立案				実施																								関係各所との協議				地区大会開催				検証				提言				報告				引継			
多角的な視点からインフラ構築を推進する事業	調査研究								関係各所との協議				企画立案				実施																								関係各所との協議				地区大会開催				検証				提言				報告				引継			
再生可能エネルギーを推進する事業	調査研究								関係各所との協議				企画立案				実施																								関係各所との協議				地区大会開催				検証				提言				報告				引継			
アカデミーメンバーとの交流事業	調査研究								ブロック協議会との連絡・調				企画立案				実施																								ブロック協議会との連絡・調				検証				報告				引継											

九州地区
佐賀ブロック協議会
地域総合戦略

２０２０年１０月１１日

公益社団法人 日本青年会議所

九州地区　佐賀ブロック協議会

２０２１年度　会長　吉原　慎一郎

目次

地域の現状 3人口推移 3

人口変化の要因 3

ＧＤＰの状況と地域を示す数的指標 3

雇用の状況 3

２０１０年以降発災した災害・疾病状況 3

選挙の有無 3

地域で１０年以内に予定されている大規模イベントやインフラ整備 3

姉妹都市との連携状況 3

社会福祉協議会との連携状況 3

他の状況 4

各種調査 4

基本理念 20ブロック連携事業の構築 20アクションプラン 21ブロック協議会としての役割 7

ブロック協議会組織改革の概要 7

ブロック協議会　独自の事業 7

１年後の姿 8

参考資料 22

1 地域の現状

1.1 人口推移

出典　国立社会保障・人口問題研究所２０１３年　推計

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
全国	128,057,352	126,597,295	124,099,925	120,658,815	116,617,657	112,123,574
東京都	13,159,388	13,349,453	13,315,321	13,178,672	12,956,522	12,662,691
佐賀県	849,788	827,826	802,816	774,676	744,863	713,583

佐賀ブロックにおける人口は２０１０年の約８５万人から、２０３５年には約７１万人へと推移し、２５年間でおよそ１４万人減少（減少率１９．０％）すると予測されていて、全国平均（１４．２％）よりも高い減少率となります。

「国立社会保障・人口問題研究所／日本の地域別将来推計人口（２０１３年３月 推計）」

http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/2gaiyo_hyo/gaiyo.asp

1.2 人口変化の要因

【一般世帯数】

出典：国立社会保障・人口問題研究所 ２０１４年 推計／世帯数推移（最新）　　（単位：世帯）

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
全国	51,842,307	52,903,744	53,053,171	52,439,105	51,230,533	49,555,274
東京都	6,381,816	6,662,596	6,788,599	6,814,194	6,751,673	6,614,456
佐賀県	294,133	295,111	292,197	286,352	278,932	269,880

出典：国立社会保障・人口問題研究所 ２０１４年 推計／世帯数増加率（最新）　　（単位：％）

	2010 年 ↓ 2035 年	2010 年 ↓ 2015 年	2015 年 ↓ 2020 年	2020 年 ↓ 2025 年	2025 年 ↓ 2030 年	2030 年 ↓ 2035 年
全国	－4.4	2.0	0.3	－1.2	－2.3	－3.3
東京都	3.6	4.4	1.9	0.4	－0.9	－2.0
佐賀県	－8.2	－0.3	－1.0	－2.0	－2.6	－3.2

佐賀県における一般世帯総数推移は２０１０年の約２９万４千世帯から２０３５年の約２７万世帯と、２５年間に約２万４千 世帯が減少し、全国平均より約２倍の減少率となります。また増加率では、２０１０年からの５年間で一時的に増加するものの、２０１０年から２０３５年の２５年間ではマイナス １０．１％と推測され、長期的には人口とともに世帯数も減少が続くと考えられます。

「国立社会保障・人口問題研究所／『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（２０１４年４月推計）」

http://www.ipss.go.jp/pp-pjsetai/j/hpjp2014/t-page.asp

【年齢別割合推移】

出典：国立社会保障・人口問題研究所 ２０１３年 推計／年齢別人口割合（最新）　（単位：％）

		2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2010 年 ↓ 2035 年
全国	00～14 歳	13.1	12.5	11.7	11.0	10.3	10.1	－3.0
	15～64 歳	63.8	60.7	59.2	58.7	58.1	56.6	－7.2
	65 歳以上	23.0	26.8	29.1	30.3	31.6	33.4	10.4
	75 歳以上	11.1	13.0	15.1	18.1	19.5	20.0	8.9
東京都	00～14 歳	11.3	11.1	10.7	10.0	9.2	8.9	－2.2
	15～64 歳	68.3	65.8	65.0	64.8	63.8	61.4	－6.9
	65 歳以上	20.4	23.1	24.3	25.2	27.0	29.8	9.4
	75 歳以上	9.4	11.0	12.9	15.0	15.7	16.0	6.6
佐賀県	00～14 歳	14.5	13.8	12.9	12.3	11.7	11.6	－2.9
	15～64 歳	60.9	58.4	56.3	55.4	54.9	54.3	－6.6

	65 歳以上	24.6	27.8	30.7	32.4	33.4	34.1	9.5
	75 歳以上	13.4	14.7	15.8	18.4	20.7	21.8	8.4

佐賀県における年齢別割合推移は、２０１０年から２０３５年の２５年間、それぞれの年齢別に おいて（０～１４歳）２．９％減少、（１５～６４歳）６．６％減少、（６５歳以上）９．５％増 加、（７５歳以上）８．４％増加と推測され、全国平均に近い推移をたどります。その中で、６５歳以上の高齢人口割合は２０１０年に総人口の４人に１人であったものが、２０３５年には総人口の３人に１人に達します。

「国立社会保障・人口問題研究所／日本の地域別将来推計人口（２０１３年３月推計）」

http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/2gaiyo_hyo/gaiyo.asp

【人口の自然増減】

出典：ＲＥＳＡＳ／都道府県別合計特殊種出生率（最新）

	1980 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
全国	1.75	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45
東京都	1.44	1.23	1.11	1.07	1.00	1.12	1.24
佐賀県	1.93	1.75	1.64	1.67	1.48	1.61	1.64

人口の自然増減の指標である合計特殊出生率は、１９８０年から２００５年まで減少を続け、佐賀県においては２００５年に１．４８と最低値を記録しました。その後２００６年には増加に転じ、最新のデータである２０１５年には１．６４と微増しており、全国平均より高く都道府県別で上位の合計特殊出生率となっております。しかしながら、人口の自然増減の分岐点である２．０７には達しておらず、今後も自然減の傾向が続くと予測されます。なぜ全国の中でも合計特殊出生率が上位であるかという要因分析については、明確な根拠が出ていない状況です。推測レベルという条件付きの国立社会保障・人口問題研究所の見解では、第１次産業従事者が多く、比較的に晩婚よりも早期結婚の割合が高い地域であるほど合計特殊出生率のポイントが上昇する傾向にあるとされています。

「地域経済分析システム ＲＥＳＡＳ」

https://resas.go.jp/#/40/40100

「厚生労働省 平成２７年（２０１５）人口動態統計（確定数）の概況
http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei15/

【人口の社会増減】

出典：ＲＥＳＡＳ／都道府県別人口移動（最新）　　（単位：人）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
佐賀県	-1,588	-768	-1,370	-1,743

ＲＥＳＡＳによれば、福岡県への転出超過が顕著であり、九州内での福岡一極集中の傾向があり今後も転出超過が続くことが予想されます。

「地域経済分析システム ＲＥＳＡＳ」

https://resas.go.jp/#/40/40100

1.3 ＧＤＰの状況と地域を示す数的指標

出典：佐賀県 県民経済計算／ＧＤＰの推移（最新）　　（名目・実質ＧＤＰ単位：億円）

		2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
九州	名目 GDP	427,114	435,546	436,337	433,927	439,048
	実質 GDP	440,702	456,684	463,241	461,237	467,760
	GDP デフレーター	0.969	0.954	0.942	0.941	0.939
佐賀県	名目 GDP	26,752	27,659	26,841	26,444	26,811
	実質 GDP	27,905	29,370	29,007	28,668	29,147
	GDP デフレーター	0.959	0.942	0.925	0.922	0.920

「佐賀県 県民経済計算」

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0038115/index.html

【ＧＤＰに締める産業の割合】

出典：経済産業省 九州経済産業局 各都道府県 県民経済計算 公表データ集計

	単位	時点	九州	佐賀県
人　　口	万人	2015 年	1,302	83
（九州＝100）	%	１月１日	100	6.4
就業者数	万人	2012 年	634	42
（九州＝100）	%		100	6.6
（第１次産業）	%		7.3	10.0
（第２次産業）	%		21.6	24.5
（第３次産業）	%		70.9	65.5
県内総生産	兆円	2013 年	43.9	2.7
（九州＝100）	%		100	6.1
（第１次産業）	%		2.2	2.6
（第２次産業）	%		21.2	28.8
（第３次産業）	%		76.6	68.6

九州内におけるＧＤＰのうちに佐賀県の占める割合は６％程度と決して高くはないが人口比率でみると、ほぼ同程度の比率であることがわかる。

「佐賀県 県民経済計算」

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0038115/index.html

1.4 雇用の状況

■産業別雇用の状況（地域の現状と首都圏及び全国平均）

出典：総務省 労働力調査／産業別雇用状況（最新）　（単位：％）

		2007 年	2013 年	増減率
佐賀県	第１次産業	10.5	10.0	95.2
	第２次産業	24.7	24.5	99.2
	第３次産業	64.8	65.5	101.1
東京都	第１次産業	0.50	0.40	-0.10
	第２次産業	18.80	18.10	-0.70
	第３次産業	80.70	81.50	0.80
全国平均	第１次産業	4.30	4.00	-0.30
	第２次産業	26.90	25.40	-0.50
	第３次産業	68.80	70.60	0.80

佐賀県においては第一次産業が全国平均を大きく上回っていることが分かる。産業別就業者数では、他の都道府県に比べて第一次産業の割合が多いことから、農業県と言われることも多い。佐賀平野を中心に穀類を中心とした農業が、入り江の多い玄界灘に面する北西部では果樹農業や畜産、沿岸漁業が盛んである。有明海に面した県南地域では海苔の養殖が盛んである。

「総務省 労働力調査」

http://www.stat.go.jp/data/roudou/2.htm

■男女別雇用の状況（地域の現状と首都圏及び全国平均）

出典：総務省 就業構造調査／男女別雇用状況（最新）　（単位：％）

		2007 年	2012 年	増減率
佐賀県	男 有業率	69.6	68.9	－0.7
	女 有業率	50.5	50.2	－0.3
	男 有業率	75.4	73.2	－2.2

東京都	女 有業率	51.8	52.2	0.4
全国平均	男 有業率	71.6	68.8	－2.8
	女 有業率	48.4	48.2	－0.2

２０１２年時点では男女とも全国平均を上回っている。特に女性の就業率は全国より２％ほど高く、首都圏ほどではないが女性の社会進出がある程度進んでいると言える。

「総務省統計局 平成２４年就業構造基本調査」

http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.htm

■実質賃金の状況（地域の現状と首都圏及び全国平均）

出典：各県毎月勤労統計調査

		2013 年	2014 年	2015 年	基準年
佐賀県	5 人以上規模	104.2	104.8	103.7	2010 年
	30 人以上規模	102.9	104.3	103.6	
東京都	5 人以上規模	99.3	95.7	95.3	2010 年
	30 人以上規模	99.4	96.1	95.4	
全国平均	5 人以上規模	98.3	95.5	94.6	2010 年
	30 人以上規模	98.8	95.8	95.2	

佐賀県においては実質賃金が２０１０年度基準で増加しており、横ばいの状況ではあるが、全国平均より高い水準を保っている。

「佐賀県毎月勤労統計調査」

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0039603/index.html

■平均所得の状況（地域の現状と首都圏及び全国平均）

出典：厚生労働省 賃金構造基本統計調査／ 平均年収

	2016 年	対東京都比	対全国平均比
佐賀県	389 万円	64.2%	88.0%
東京都	606 万円		137.1%
全国平均	442 万円	72.9%	

佐賀県の平均所得は、東京都の比率で６４％にとどまり、全国平均で見ても８８％となり、低い水準である。

「厚生労働省 賃金構造基本統計調査」

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html

■失業率の状況（地域の現状と首都圏及び全国平均）

出典：総務省 労働力調査／都道府県別完全失業者数・完全失業率

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
佐賀県	完全失業者（千人）	19	17	15	15	14	9
	完全失業率（%）	4.2	3.8	3.4	3.4	3.2	2.1
東京都	完全失業者（千人）	359	337	313	289	277	251
	完全失業率（%）	4.8	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2
全国	完全失業者（万人）	283	285	265	236	222	208
	完全失業率（%）	4.5	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1

佐賀県において完全失業率は改善傾向にあり、全国平均と比べても低い数値を保っている。

「総務省統計局 労働力調査」

http://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/

■有効求人倍率の状況（地域の現状と首都圏及び全国平均）

出典：厚生労働省 「職業安定業務統計」／有効求人倍率

	2016年						2017年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
佐賀県	1.08	1.08	1.12	1.21	1.25	1.27	1.28	1.26	1.22	1.12	1.10	1.13
東京都	1.94	1.99	2.03	2.06	2.12	2.19	2.19	2.20	2.15	1.97	1.89	1.94
全国平均	1.32	1.36	1.40	1.43	1.48	1.51	1.15	1.53	1.49	1.38	1.36	1.41

佐賀県においても有効求人倍率は１ポイントを越えてはいるが、東京都とは開きがあり、全国平均も下回っている。

「厚生労働省 職業安定業務統計」

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1.html

1.5 ２０１０年以降発災した災害・疾病状況

■過去１０年の災害被害状況

区分＼年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	参考 30
人的被害(人)	1	1		1	1		3	1	16		
○死者	1	1		1							2
○行方不明者											
○負傷者 重傷					1		1		4		2
○負傷者 軽傷							2	1	12	1	7
住家被害(棟)	543	1,161	123	4	843	48	59	4	29	113	325
○全壊						1					3
○半壊								1		1	1
○一部破損	3	15	9		2		1	2	26	1	32
○床上浸水	29	81	17		108		5			1	36
○床下浸水	511	1,065	97	4	733	47	53	1	3	110	253
非住家被害(棟)			10	1	4	1	2		11		50
公共施設被害(千円)	413,026	6,942,058	8,723,029	1,257,812	2,529,645	422,696	380,150	104,954	781,950	426,760	16,355,641
○公立文教施設		4,220	5,662	682							104,320
○農林水産業施設	372,016	5,390,460	6,480,814	929,630	2,173,645	81,196		22,954	130,000	270,289	12,735,838
○公共土木施設	41,010	1,547,378	2,231,950	327,500	356,000	361,500	380,150	76,500	651,950	156,471	3,492,307
○その他の公共施設			4,603					5,500			23,176
その他の被害(千円)	91,952	340,389	226,731	585,309	192,767	968	94,055		6,118	101,377	327,800
○農産被害	61,991	142,767	185,923	583,794	188,817		94,055	498,669	6,000	80,577	235,631
○林産被害	29,961		800								
○畜産被害		24,610	7,340	415		968					680
○水産被害		10,000	32,668		3,950					20,800	
○商工被害											
○その他の被害		163,012		1,100					118		91,489
計	504,978	7,282,447	8,949,760	1,843,121	2,722,412	423,664	474,205	603,623	788,068	528,137	16,683,441

台風や地震による被害に関しても、近隣都市で多くの被害が出た状況下でも全国的に見ても自然災害による被害額はこれまでは低い水準を維持しておりました。

「佐賀県の災害の概要」

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003989/index.html

■過去１０年間の主だった災害について

【九州北部豪雨災害　２０１２年７月１１日～７月１６日】

２０１２年７月に北部九州を襲った豪雨災害により、佐賀県においても甚大な被害が発生しました。人的被害はなかったものの、住宅においては一部損壊２棟、床上浸水１０７棟、床下浸水７２４棟の被害が出ており、計８３３棟の住宅被害が発生しました。また、公共土木施設及び農林水産産業施設を中心に県内の施設にも甚大な被害をおよぼしました。約１週間もの間断続的に降り続いた雨は、７月１３日に佐賀において観測史上２位の１時間あたり９１．０ｍｍの雨量を記録するなどし、公共施設、農地などの被害総額は約２１億円にものぼりました。

災害名 / 区分		6月15日～16日にかけての大雨	6月18日～19日にかけての大雨	6月23日～24日にかけての大雨・洪水	7月3日～4日にかけての大雨・洪水	7月11日～16日にかけての大雨・洪水	7月20日～22日にかけての大雨・洪水	8月27日の台風第15号	9月19日の突風	9月17日の台風第16号	計
人的被害（人）										1	1
○死者											
○行方不明者											
○負傷者	重傷										
	軽傷									1	1
住家被害（棟）					2	833	5			3	843
○全壊											
○半壊											
○一部損壊						2					2
○床上浸水						107				1	108
○床下浸水					2	724	5			2	733
非住家被害（棟）				1		3					4
公共施設被害（千円）		7,700	1,000	470,770	7,880	2,015,880	26,000			415	2,529,645
○公立文教施設											
○農林水産業施設		7,700	1,000	449,770	1,880	1,710,880	2,000			415	2,173,645
○公共土木施設				21,000	6,000	305,000	24,000				356,000
○その他の公共施設											
その他の被害（千円）						82,438		564	5,480	104,285	192,767
○農産被害						79,938		564	5,480	102,835	188,817
○林産被害											
○畜産被害											
○水産被害						2,500				1,450	3,950
○商工被害											
○その他の被害											
計		7,700	1,000	470,770	7,880	2,098,318	26,000	564	5,480	104,700	2,722,412

- 1 -

【熊本地震　２０１６年４月１４日～４月１６日】

２０１６年４月に熊本県を中心とした九州全域を襲った大地震により、佐賀県でも様々な被害が発生しました。４月１６日に発生した本震では佐賀市、神崎市などで震度５強を記録し、重傷者４名、軽傷者９名が発生しました。住宅においても３棟の損壊が発生し、有明・八代海の沿岸において津波注意報が発令なれる（後に解除）など、県内各地において被害、混乱が生じました。

4 月 14 日 21 時 26 分の地震（マグニチュード 6.5）による市町村別震度一覧

震度	都道府県	市町村
7	熊本県	益城町
6弱	熊本県	熊本市　玉名市　宇城市　西原村　嘉島町
5強	熊本県	菊池市　宇土市　合志市　美里町　大津町　菊陽町　御船町　山都町　氷川町

4 月 16 日 1 時 25 分の地震（マグニチュード 7.3）による市町村別震度一覧

震度	都道府県	市町村
7	熊本県	西原村　益城町
6強	熊本県	熊本市　菊池市　宇土市　宇城市　合志市　大津町　南阿蘇村　嘉島町
6弱	熊本県	八代市　玉名市　上天草市　阿蘇市　天草市　美里町　和水町　菊陽町　御船町　山都町　氷川町
	大分県	別府市　由布市
5強	福岡県	久留米市　柳川市　大川市　みやま市
	佐賀県	佐賀市　神埼市　上峰町
	長崎県	南島原市
	熊本県	山鹿市　玉東町　長洲町　南小国町　小国町　産山村　高森町　甲佐町　芦北町
	大分県	日田市　竹田市　豊後大野市　九重町
	宮崎県	椎葉村　美郷町　高千穂町

「総務省防災白書」

http://www.soumu.go.jp/h28_kumamoto_jishin/

【九州北部豪雨災害　２０１７年７月５日～７月１０日】

２０１７年７月に北部九州を襲った豪雨災害により鳥栖市を中心とした県内各地で土砂災害が発生しました。特に７月５日から６日にかけて記録的豪雨となり、白石町では日降水量３１０．５mm（観測史上２位）、川副町で日降水量２５０．５mm（観測史上１位）を記録するなど県内１６市町において土砂災害警報が発令されました。この豪雨により軽傷者１名、住宅被害１１２棟（一部破損１棟、床上浸水１棟、床下浸水１１０棟）の被害がおこり、被害総額は約４億円にのぼりました。

平成 29 年 7 月 5 日～6 日の降水量分布図

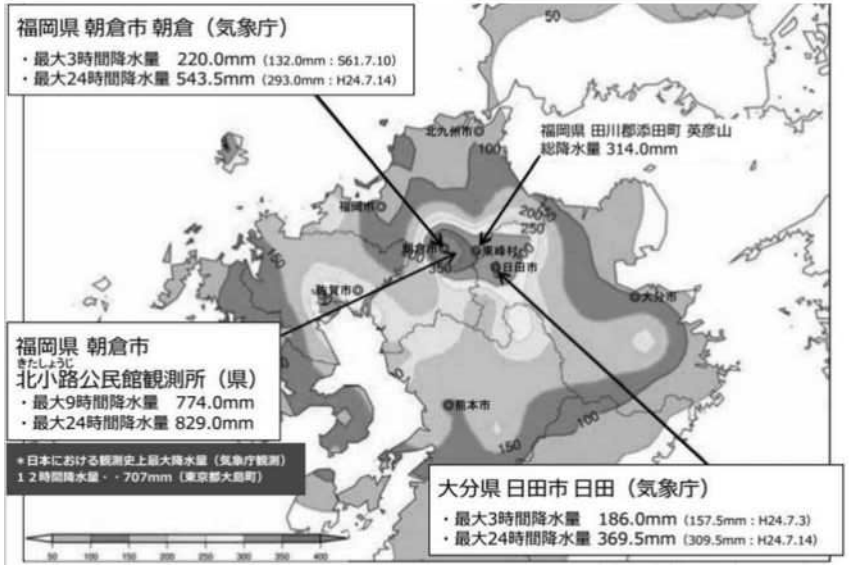

平成２９年７月九州北部豪雨に対する九州地方整備局の取り組み

http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/H29hokubugouu.html

【７月豪雨災害　２０１８年７月５日～７月６日】

２０１８年７月に中国四国地方を中心に西日本全体を襲った豪雨災害において、佐賀県でも甚大な損害を被りました。平成最大の犠牲者数を出した風水害となったこの豪雨において、佐賀県においては死者２名、負傷者３名、住宅被害２７０棟（全壊２棟、半壊４棟、一部損壊４棟、床上浸水３３棟、床下浸水２２７棟）の被害が発生しました。また、通行止め道路が８か所、公共土木施設の被害が１１２か所、山地・林道の被害が１８１か所で起こるなど、交通インフラ、物流にも大きな被害をもたらしました。

平成３０年７月豪雨による降雨状況

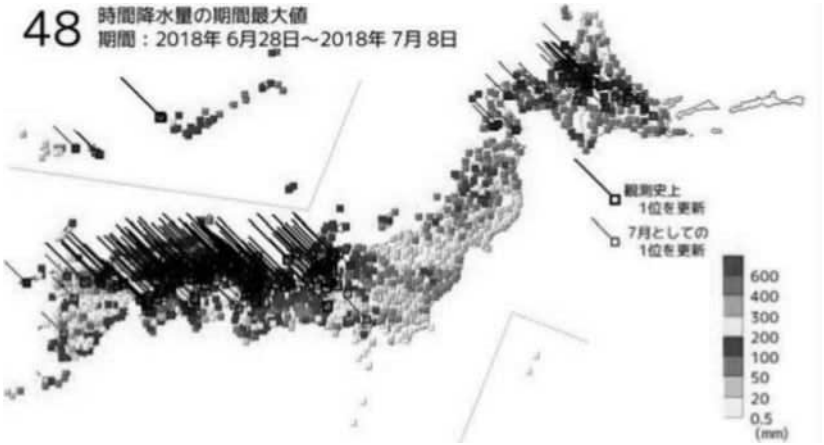

「内閣府平成 30 年７月豪雨災害の概要と被害の特徴」

http://www.mlit.go.jp/river/////shinngikai_blog/hazard_risk/dai01kai/

【令和元年８月の前線に伴う大雨　２０１９年８月２８日～】

■２０１９年８月に発生した豪雨災害において、佐賀県は未曽有の水害に遭遇しております。２０１９年９月９日現在において、死者３名、意識不明１名、住宅被害４２３８棟の被害状況となっておりますが、住宅被害に関しては依然被害規模、被害額はまだ明らかになっておりません。

1.6 選挙の有無

①開催予定選挙の調査

過去の知事選における投票率の推移

選挙日	投票率
1991年	68.24%
1995年	64.34%
1999年	66.51%
2003年	69.72%
2007年	63.34%
2011年	59.41%
2015年	54.61%
2019年	35.26%

佐賀県議会議事録より抜粋

年々低下する投票率。２０１９年度の選挙は現職の圧勝となり、佐賀県内の世論も現職から新たな知事にかえようという機運はほとんど見受けられませんでした。そのためもあり、現職濃厚の雰囲気の中開催された選挙は選挙に行っても行かなくても結果は変わらないという雰囲気が立ち込め、過去最低の投票率となりました。本年は知事選が開催されることはありませんので、首長及び議員選の投票率を上昇させる運動をしてまいります。

２０２０年以降の１０市１０町村における首長議員選挙一覧

	首長選挙	議員選挙
佐賀市	2021年10月	2021年10月
唐津市	2021年2月	2021年2月
鳥栖市	2023年2月	2021年11月
多久市	2021年9月	2023年4月
伊万里市	2021年4月	2023年4月
武雄市	2022年12月	2022年4月
鹿島市	2022年4月	2023年4月
小城市	2021年3月	2022年2月
嬉野市	2022年1月	2022年1月
神埼市	2022年4月	2022年4月
吉野ヶ里町	2022年3月	2022年3月
基山町	2020年2月	2023年4月
上峰町	2021年3月	2023年1月
みやき町	2021年4月	2022年2月
玄海町	2022年7月	2021年9月
有田町	2022年4月	2022年4月
大町町	2023年4月	2023年4月
江北町	2020年2月	2023年4月
白石町	2021年1月	2021年1月
太良町	2023年1月	2023年6月

自民党佐賀県支部への聞き取り結果より

1.7 地域で１０年以内に予定されている大規模イベントやインフラ整備

２０１８年６月１３日に、国民体育大会の名称を２０２３年から国民スポーツ大会に変更するスポーツ基本法の一部を改正する法律（改正スポーツ基本法）が国会において成立しました。２０２３年に開催される佐賀県大会は、国民体育大会の名称が国民スポーツ大会に変わる最初の本大会となります。また、改正スポーツ基本法の成立を受け、日本スポーツ協会は大会の略称を長年親しまれてきた国体から国スポに変更しました。英語表記は（ＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＳＰＯＲＴＳ　ＦＥＳＴＩＶＡＬ）から（ＪＡＰＡＮ　ＧＡＭＥＳ）となります。それに伴い、佐賀市では佐賀県総合運動場一帯を（ＳＡＧＡサンライズパーク）と命名し、８，０００人収容可能なアリーナの建設をはじめ、佐賀駅北側の開発を進めています。

1.8 姉妹都市との連携状況

佐賀県としましては、現在韓国の全羅南道県と姉妹都市として活動しております。県内の各都市においてもそれぞれ姉妹締結を結んでいる状況です。

また、唐津ＪＣとは韓国のＪＣＩ麗水と、佐賀ＪＣは台湾のＪＣＩ新営とそれぞれ姉妹ＪＣとして毎年お互いの都市を行き来し、交流事業を行っております。

1.9 社会福祉協議会との連携状況

① 防災協定の有無の調査

現在佐賀ブロック内において社協との防災協定はありません。

全国では社会福祉協議会との防災協定が推進されていますが、佐賀県におきましては地域柄もあり、未だ協定は結ばれておりません。社協との日頃からの連携も重要ではありますが、県には県内外の民間非営利団体（ＮＰＯ）やボランティア団体などでつくる【佐賀災害支援プラットフォーム（ＳＰＦ）】が２０１９年１月に佐賀県と防災協定を結んでいます。現在連日のように開催される会議におきましては、社協、内閣府、自治体、ＮＰＯなど、多くの団体が情報を集約しております。現在、九州では同様のプラットフォームの実例は少なく、ＪＣがこちらに参画し、協定を結ぶことで、全国に一つのモデルケースを発信できるものと考え、佐賀ブロック協議会としましては、２０２０年８月に SPF との防災協定を締結しました。

■防災、現在に伴う災害支援プラットフォームへの参画について

【佐賀災害支援プラットフォーム】
佐賀災害支援プラットフォーム（ＳＰＦ）は、被災地支援のためにアクションを起こしたい佐賀県民または同県に所縁のある人々が、それぞれに活動をし、その情報交換や協力をするために集った（想いのプラットフォーム）です。
県内外で起こりうる災害に対し、防災意識を高め、県民全体で行動できるネットワーク形成を目的としています。

活動内容としては以下の業務を行っております。

ⅰ災害現場での直接支援：被災地のニーズに合った直接支援／迅速な支援を可能にする補助業務
場所：武雄市、大町町、小城市、多久市、佐賀市等の令和元年８月九州北部豪雨における佐賀県内の被災地
参加者：緊急支援及び復旧・復興支援を行うＳＰＦ及び同賛同団体並びに県内外の災害対応支援団体または個人

ⅱ情報共有会議開催・運営等：被災地支援に係る情報共有会議の開催／迅速な支援を可能とするネットワークの運営
場所：佐賀市市民活動プラザ会議室 等
参加者：ＳＰＦ及び同賛同団体並びに県内外の災害対応支援団体（計４０名程度）

ⅲ被災地支援を実施する県内団体への資金支援：被災地において緊急支援から復旧・復興に係る支援活動をする佐賀県内のＮＰＯ等に、助成金を交付
場所：佐賀県内
対象：ＳＰＦの趣旨に賛同する県内ＮＰＯ等
ＮＰＯ等への助成金交付の流れ：下記を想定
1)当プロジェクトによる寄附金を財源に災害に係る支援活動への助成金を創設
2)助成金募集要領に基づき、助成金の公募開始
3)選考委員による審査
4)交付先ＮＰＯ等の決定、助成
5)交付先ＮＰＯ等からの活動報告の提出

ⅳ被災地支援に係るその他の活動：災害支援に係る上記以外のその他の災害支援活動
場所：佐賀県内
主催：ＳＰＦ及び同賛同団体

２０１９年１月にも佐賀県と防災協定を結んでおり、現在毎日開催されているＳＰＦ会議には内閣府、自治体、社協、ボランティア団体及びスタッフと、被災地に関わる多くの方々の情報集積のプラットフォームになっています。こちらにＪＣが参画することで、ＪＣの組織力を余すことなく復旧作業に活用するとともに、その他青年経済団体の参画を動かすことで、災害時の強固なプラットフォームを構築します。

② 災害の対応について

佐賀県におきましては、全国で多発する自然災害を鑑み、２０１９年３月２２日に佐賀県地域防災計画が修正されました。あらゆる災害を想定し、主管道路が被災した際の交通網をはじめ、様々な部分において再整備も始まっている状況です。一方でＪＣの取り組みとしては、元来佐賀県は災害とはほぼ無縁の地域であり、ブロック、各ＬＯＭにて防災マニュアルはあるものの、実際に災害が起きてもその通りに動けるような整備状況ではないことを、本年の水害を機に痛感しました。

1.10他の状況

※空白地域について

人口総数　　７３，９３６名

ＪＣ対象年齢人口数　１４，２３７名

	活動エリア人口（活動エリアは表参照）	生産年齢人口（15から64歳）	JC対象年齢人口（20から40歳）	メンバー数	JC対象年齢人口に対してのメンバー割合（%）
伊万里青年会議所	53,955	29,382	10,436	9	0.0862
鹿島青年会議所	36,854	19,831	6,565	23	0.3503
唐津青年会議所	124,726	67,785	23,169	71	0.3064
佐賀青年会議所	309,365	179,350	67,809	79	0.1165
武雄青年会議所	74,610	40,687	14,174	31	0.2187
陶都有田青年会議所	19,563	10,371	3,337	7	0.2098
鳥栖青年会議所	126,101	73,226	28,110	17	0.0605

現在、佐賀ブロック内の青年会議所では１０市１０町の内、９市６町を主な活動拠点として活動しております。ＪＣ対象年齢人口に対してのメンバー数の割合としては１５３，６００人に対し、２３７名と、０．１５％の数値となっております。一方で空白地域における対象年齢人口数は１４，２３７名となっており、県内のメンバー割合で算出すると、活動エリアを広げることで２１名程度増加する可能性を秘めております。これは現存するメンバー数の８．８％に相当し、空白地域への呼び込みを積極的に行うことで近隣ＬＯＭのメンバー数増加の可能性を秘めていると考えられます。

1.11各種調査

●諸大会の日程

①ブロック大会の日程：　６月（予定）

主観 LOM　：　（一社）伊万里ＪＣ

●2021 年度　ブロック協議会組織図（案）

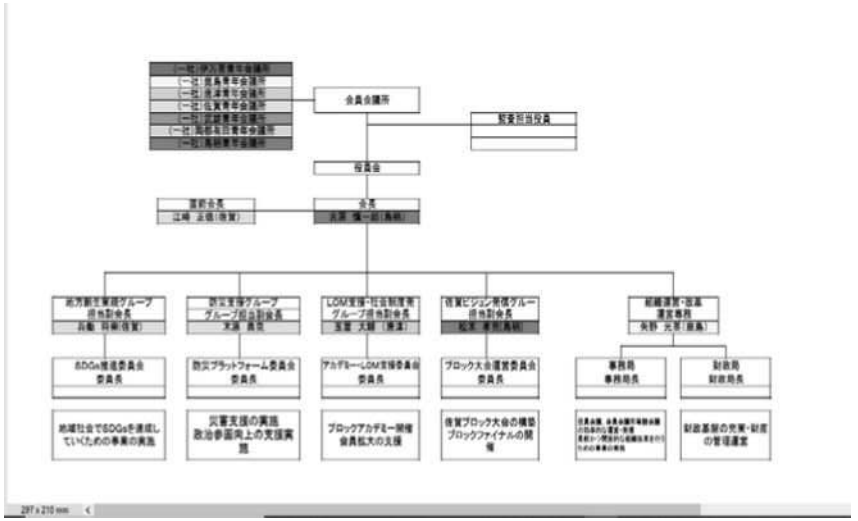

●２０２１年度地区協議会出向人数予定

会長　１名　　直前会長　１名　　副会長　４名

監査　２名　　専務理事　１名　　委員長　４名　局長２名

●佐賀ブロック協議会　９月１２日現在　（組織グループ調査項目）

２０１６年　【協議会内会員数：２８５名】　【出向者数：４９名】　【出向人数割合：１７％】

２０１７年　【協議会内会員数：３２６名】　【出向者数：５３名】　【出向人数割合：１６％】

２０１８年　【協議会内会員数：２７５名】　【出向者数：４６名】　【出向人数割合：１６％】

２０１９年　【協議会内会員数：２７２名】　【出向者数：４５名】　【出向人数割合：１６％】

２０２０年　【協議会内会員数：２３９名】　【出向者数：４０名】　【出向人数割合：１６％】

２０２１年　【協議会内会員数：２３４名】見込【出向者数：５０名】　【出向人数割合：２１％】

●ブロック協議会内

ブロック協議会　アカデミープログラム

人数規模：３８名

●ブロック協議会内の LOM での新入会員セミナー開催 LOM 数

（7 LOM 中 7 LOM 開催）

●各ブロック、各ＬＯＭのＷＥＢ会議、事業の調査

（ブロックの実施　有）

（7 LOM 中 6 LOM 開催）

●２０２０年　コロナ対策事業の実施について（国家グループ調査項目）

事業詳細：

●ブロック協議会内

外国人人口　　：7，２０８人

外国人雇用人口：5，４２３人

●各ＬＯＭの拡大目標

ＬＯＭ名	２０２１年度 期首人数	２０２１年度 卒業生数	拡大目標数	懸念事項・特記事項ほか
伊万里	１０人	１人	５人	ＬＯＭ人数の減少

				感染症による活動の制限事業
鹿島	２２人	６人	１５人	ＬＯＭ人数の減少 感染症による活動の制限事業
唐津	８６人	１６人	３０人	ＬＯＭ人数の減少 感染症による活動の制限事業
佐賀	８０人	１５人	３０人	ＬＯＭ人数の減少 感染症による活動の制限事業
武雄	２８人	６人	２０人	ＬＯＭ人数の減少 感染症による活動の制限事業
陶都有田	８人	０人	５人	ＬＯＭ人数の減少 感染症による活動の制限事業
鳥栖	１４人	１人	１０人	ＬＯＭ人数の減少 感染症による活動の制限事業

2 基本理念

新しい時代に立ち向かい　人と人を紡いでいく

持続可能な佐賀の実現

3 ブロック連携事業の構築

連携事業①　ＬＯＭの発展に関する事業・連携事業

【政策手法（ゴールデンサークル）】

Ｗｈｙ　（理由）：新型コロナウイルスにより、多くのＬＯＭが会員拡大に苦戦しているため

Ｈｏｗ　（手法）：県内での異業種交流会を実施することで

Ｗｈａｔ　（効果）：各ＬＯＭの拡大に寄与します。

【パートナー・種別】

県内全ＬＯＭ（参加協力）

連携事業②　災害プラットフォーム強化事業

【政策手法（ゴールデンサークル）】

Ｗｈｙ　（理由）：これまで以上に強固な防災インフラを整備するために

Ｈｏｗ　（手法）：県内の防災インフラをソフト面から強化する事業を実施することで

Ｗｈａｔ　（効果）：災害に強いネットワークの構築を図ります。

【パートナー・種別】

佐賀県、災害支援プラットフォーム、県社協、県内の防災に関わる各種団体

連携事業③　政治参画と主権者意識を向上させる事業の実施

【政策手法（ゴールデンサークル）】

Ｗｈｙ　（理由）：今後を担っていく若者が未来を当事者として考えてもらうために

Ｈｏｗ　（手法）：知事や議員と身近になって考え話しあえる機会を作ることで

Ｗｈａｔ　（効果）：若者の主権者意識を高め政治参画の向上を目指します。

【パートナー・種別】

佐賀県知事、県内各ＬＯＭ、佐賀県会議員、県内市議会議員

1 アクションプラン

ブロック協議会としての役割

ブロック協議会は佐賀県における調整機関であると考えます。したがって本会が推進するブロック協議会連携事業を地域の現状を加味した上で実践し、各ＬＯＭにプレゼンテーションをする必要があります。特にＷＥＢ会議やアウトドア会議をはじめ、組織改革を率先して行い、会議数の減少に歯止めをかけ、組織の活性化をはかります。また、連携事業に関しては、自らが率先して運動を推進することで、結果を検証し、ＬＯＭメンバーや地域住民に対して発信します。さらに、会員拡大におきましては、ブロック協議会がＬＯＭの垣根を越えた入会見込み者情報を集積するプラットフォームとなり、各ＬＯＭの連携をはかるとともにブロック全体の活性化に寄与します。

ブロック協議会組織改革の概要

佐賀ブロック協議会に出向していただく会員を今後増やして、一年間を通じて成長した会員をＬＯＭに還元して各ＬＯＭのさらなる発展につなげていきます。事業について、ＬＯＭの垣根を超えたスケールメリットを感じれる事業構築に注力します。会議運営について、リモート会議のさらなる活用を推進し、会員の時間的余裕を作ることで、会員の負担を減らし出向しやすい環境構築を行っていきます。

ブロック協議会　独自の事業（参考資料）※現在予定している事業の概要を記載してください。

独自の事業①　広報事業の実施

様々な団体との連携を促し、効率的に運動を発信するために、各メディアへ向けて活動内容の発信を行うことで、県内のＬＯＭ活動及び、ブロックの活動をこれまで以上の大勢の市民に発信します。

１年後の姿

柔軟かつ開放的な組織改革をブロックが率先して行うことで、メンバーがＪＣの組織に対して冷静に見つめなおせる状況をつくりあげるとともに、会員拡大を通じてブロック内の交流が生まれ、そこから新たな良循環を生み出せる環境を構築します。また、今日本が掲げる課題に地域ならではの現状を鑑み、ＳＤＧｓという新たなテーマと向き合い、ブロック協議会が試行錯誤を繰り返し、率先して運動を推進することで、そこからビジネスをつなげる事例を一つでも多く実現させます。さらに、国内の安全保障や、地域のリーダーについて特に若い世代を中心とした議論の場を設けることで、当事者意識をもった地域住民を増やし、１０年後の地域に対し、多くの人々が想いを馳せ、議論が巻き起こる、活気に満ち溢れた佐賀となります。

2 参考資料

１．１　人口推移

「国立社会保障・人口問題研究所／日本の地域別将来推計人口（２０１３年３月 推計）」

http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/2gaiyo_hyo/gaiyo.asp

１．２　人口変化の要因

「国立社会保障・人口問題研究所／『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（２０１４年４月推計）」

http://www.ipss.go.jp/pp-pjsetai/j/hpjp2014/t-page.asp

「国立社会保障・人口問題研究所／日本の地域別将来推計人口（２０１３年３月推計）」

http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/2gaiyo_hyo/gaiyo.asp

「地域経済分析システム ＲＥＳＡＳ」

https://resas.go.jp/#/40/40100

「厚生労働省 平成２７年（２０１５）人口動態統計（確定数）の概況
http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei15/

１．３　GDP の状況と地域を示す数的指標

「佐賀県 県民経済計算」

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0038115/index.html

１．４　雇用の状況

「総務省 労働力調査」

http://www.stat.go.jp/data/roudou/2.htm

「総務省統計局 平成２４年就業構造基本調査」

http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.htm

「佐賀県毎月勤労統計調査」

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0039603/index.html

「厚生労働省 賃金構造基本統計調査」

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html

１．５　２０１０年以降発災した災害・疾病状況

「佐賀県の災害の概要」

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003989/index.html

「総務省防災白書」

http://www.soumu.go.jp/h28_kumamoto_jishin/

平成２９年７月九州北部豪雨に対する九州地方整備局の取り組み

http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/H29hokubugouu.html

「内閣府平成 30 年 7 月豪雨災害の概要と被害の特徴」

http://www.mlit.go.jp/river/////shinngikai_blog/hazard_risk/dai01kai/

公益社団法人日本青年会議所　九州地区　佐賀ブロック協議会
２０２１年度組織図

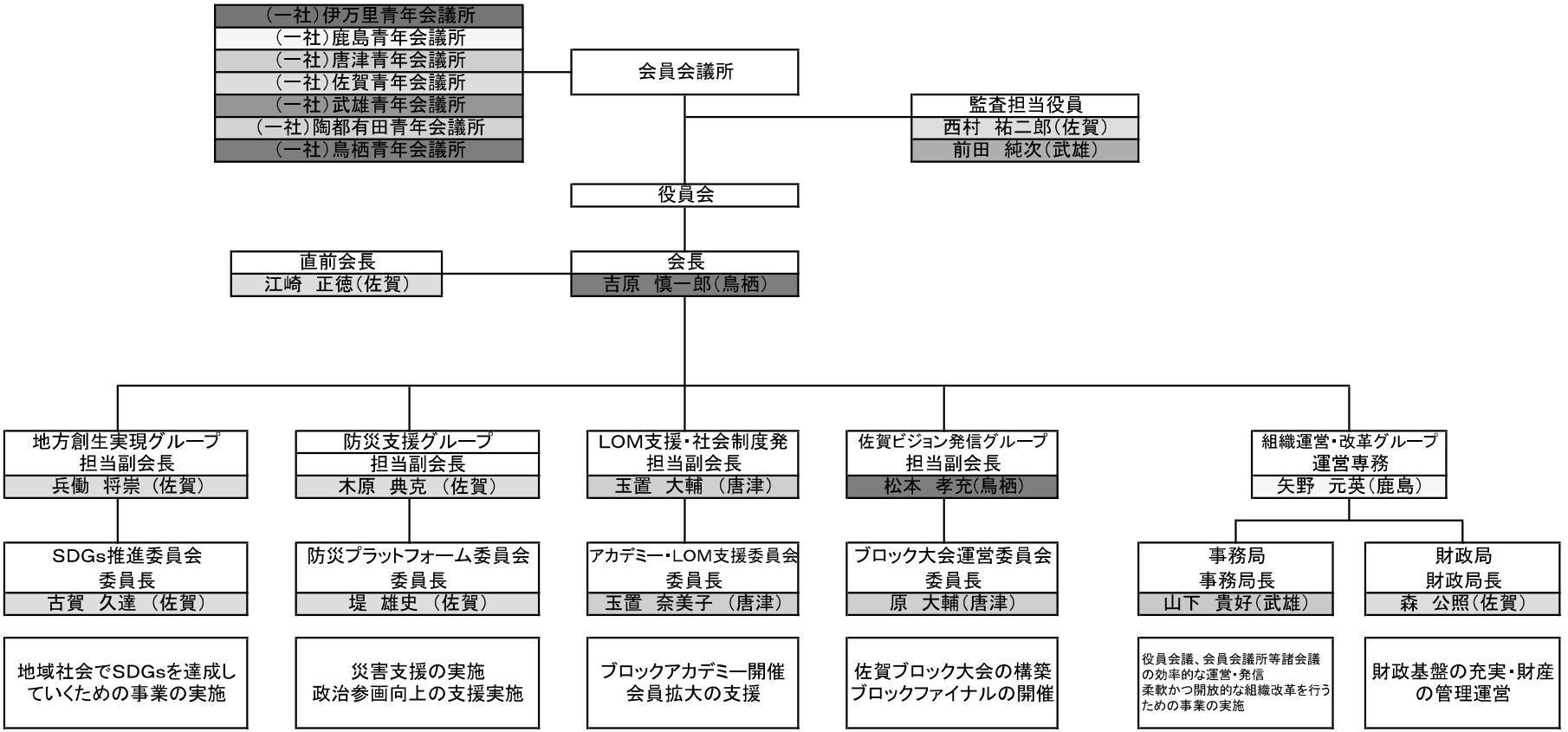

年間事業フレーム

九州地区

佐賀ブロック協議会　会長　吉原　慎一郎

全国大会（北海道札幌）　世界会議（横浜）　京都会議（京都）　ASPAC（台中）　全国大会（とちぎ宇都宮）　世界会議（ヨハネスブルグ）

運動・事業名	9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月				4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月			
	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W
LOMの発展に関する事業 連携事業の実施	調査 研究				本会との 連絡 調査				企画 立案				参加者募集 準備								事業実施				検証				参加者募集 準備												事業実施				検証				報告				引継											
災害プラットフォーム強化事業の実施	調査 研究				本会との 連絡 調査				企画 立案				各種団体との調整												参加者募集 準備								事業実施				検証				提言				検証				報告				引継											
政治参画と主権者意識を向上させる 事業の実施	調査 研究												LOMとの連絡調整								企画 立案				参加促進 開催支援												実施				検証				報告				引継											
佐賀ブロック大会　伊万里大会の実施	開催LOMとの 調整								県内団体との調整								企画・立案												参加者募集 準備								事業実施				検証				報告				引継											

令和2年11月18日 現在

佐賀ブロック協議会　2021年度年間スケジュール

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
佐賀ブロック	会員会議所会議		26日（火） 佐賀	25日（木） 武雄	24日（水） 有田	26日（月） 鳥栖	27日（木） 伊万里	28日（月） 鹿島	26日（月） 唐津		27日（月） 佐賀	26日（火） 武雄	26日（金） 有田	23日（木） 鳥栖
	正副会長会議		6日（水） web	4日（木） web	4日（木） web	5日（月） web	7日（金） web	4日（金） web	5日（月） web		6日（月） web	5日（火） web	4日（木） web	3日（金） web
	ブロック委員会													
	役員会議		14日（木） web	16日（火） web	11日（木） web	13日（火） web	18日（火） web	16日（水） web	14日（水） web		16日（木） web	16日（土） web	18日（木） web	16日（木） web
	主要行事							佐賀ブロック大会					ブロックファイナル	
										武雄JC55周年 22日（日）				
	LOM常任・執行部会・役員会議	伊万里												
		鹿島												
		唐津	4日（月）・19日（火）	9日（火）・26日（金）	17日（水）	6日（火）・27日（火）	14日（金）	2日（水）・18日（金）	7日（水）・27日（火）	18日（水）	3日（金）・22日（水）	14日（木）	8日（月）・24日（水）	10日（金）
		佐賀	20日（水）	17日（水）	18日（木）	22日（木）	20日（木）	17日（木）	20日（火）	20日（月）	22日（水）	19日（火）	23日（火）	
		武雄	5日（火）	2日（火）	2日（火）	2日（金）	1日（土）	2日（水）	2日（金）	2日（月）	2日（木）	1日（金）	2日（火）	15日（水）
		陶都有田												
		鳥栖	15日（金）	15日（月）	15日（月）	15日（木）	14日（金）	15日（火）	15日（木）	16日（月）	15日（水）	15日（金）	15日（月）	15日（水）
	LOM理事会	伊万里	20日（水）	17日（水）	17日（水）	21日（水）	19日（水）	16日（水）	21日（水）	18日（水）	15日（水）	20日（水）	17日（水）	15日（水）
		鹿島	9日（土）	9日（火）	9日（火）	9日（金）	10日（月）	9日（水）	9日（金）	9日（月）	9日（木）	9日（土）	9日（火）	9日（木）
		唐津	4日（月）・29日（金）	17日（水）	9日（火）・25日（木）	15日（木）	6日（木）・25日（火）	10日（木）・29日（火）	15日（木）	5日（木）・26日（木）	14日（火）	6日（水）・27日（水）	16日（火）	2日（木）・17日（金）
		佐賀	4日（月）	2日（火）	2日（火）	1日（木）	6日（木）	1日（火）	1日（木）	3日（火）	1日（水）	4日（月）	2日（火）	2日（木）
		武雄	12日（火）	12日（金）	12日（月）	12日（月）	12日（水）	11日（金）	12日（月）	12日（木）	13日（月）	13日（水）	12日（金）	22日（水）
		陶都有田	13日（水）	10日（水）	10日（水）	14日（水）	12日（水）	9日（水）	14日（水）	11日（水）	8日（水）	13日（水）	10日（水）	8日（水）
		鳥栖	7日（木）	1日（月）	1日（月）	1日（木）	6日（木）	1日（火）	1日（木）	2日（月）	1日（水）	1日（金）	1日（月）	1日（水）、21日（火）
	LOM例会	伊万里	12日（月）	8日（月）	8日（月）	12日（月）	10日（月）	14日（月）	12日（月）	9日（月）	13日（月）	12日（火）	8日（月）	13日（月）
		鹿島	18日（月）	17日（水）	17日（水）	16日（金）	17日（月）	17日（木）	16日（金）	17日（火）	17日（金）	18日（月）	17日（水）	14日（火）
		唐津	21日（木）	19日（金）	19日（金）	21日（水）	21日（金）	21日（月）	21日（水）	20日（金）	21日（火）	21日（木）	19日（金）	4日（土）
		佐賀	18日（月）	13日（土）	15日（月）	14日（水）	14日（金）	14日（月）	15日（木）	16日（月）	18日（土）	14日（木）	15日（月）	11日（土）
		武雄	22日（金）	22日（月）	23日（月）	22日（木）	21日（金）	22日（火）	22日（木）	21日（土）	22日（水）	22日（金）	22日（月）	6日（月）
		陶都有田	20日（水）	17日（水）	17日（水）	21日（水）	19日（水）	16日（水）	21日（水）	18日（水）	15日（水）	20日（水）	17日（水）	15日（水）
		鳥栖	9日（土）	10日（水）	10日（水）	12日（月）	10日（月）	10日（木）	12日（月）	10日（火）	12日（日）	12日（火）	11日（木）	10日（金）
九州地区	会務役員会議		8日（金） 八代	5日（金） web	8日（月） web	9日（金） web	7日（金） web	7日（月） web	2日（金） web		3日（金） web	4日（月） web	5日（金） web	2日（木） web
	地区役員会議		20日（水） 飯塚	18日（木） 八女	22日（月） 鳥栖	23日（金） 北松浦	21日（金） 山鹿	21日（月） 西都	21日（水） 飯塚		22日（水） web	22日（金） 別府	24日（水） 新大隅	10日（金） 八代
	地区会員会議所		22日（金） 京都						16日（金） 横浜				25日（木） 〇〇	
NOM	正副会頭会議		28日（木）	25日（木）		1日（木） 28日（火）		3日（木） 30日（水）			2日（木） 27日（月）		4日（木）	6日（月）
	正副会頭会議（月中／WEB）		7日（木）	10日（水）	5日（金）	8日（木）	7日（金）	10日（木）	8日（木）		9日（木）	1日（木）	11日（木）	16日（木）
	常任理事会		15日（金）	19日（金）	19日（金）	16日（金）	14日（金）	18日（金）	15日（木）		17日（金）	5日（月）	26日（金）	17日（金）
	理事会		22日（金）	20日（土）	20日（金）	17日（土）	15日（土）	19日（土）	16日（金）		18日（土）	8日（金）	27日（土）	18日（土）
	ブロック会長会議													
	総会		23日（土）		27日（土）							8日（金）		
	財政審査会議		9日（土） 10日（日）	13日（土） 14日（日）	13日（土） 14日（日）	10日（土） 11日（日）	8日（土） 9日（日）	5日（土） 6日（日）	10日（土） 11日（日）		4日（土） 5日（日）	3日（土） 4日（日）	13日（土） 14日（日）	11日（土） 12日（日）
	公益審査会議		9日（土）	13日（土）	13日（土）	10日（土）	8日（土）	5日（土）	10日（土）		4日（土）	3日（土）	13日（土）	11日（土）
	コンプライアンス審査会議		9日（土）	13日（土）	13日（土）	10日（土）	8日（土）	5日（土）	10日（土）		4日（土）	3日（土）	13日（土）	11日（土）
主要行事	JCI						アメリカ地域会議 20日（水）～23日（土） アフリカ中東地域会議	アジア太平洋地域会議 ヨーロッパ地域会議	JCI中間常任理事会 （JCI MYE）				JCI世界会議 （南アフリカ） 16日（火）～20日（土）	
	NOM		京都会議 1月21日（木） ～24日（日）						国際アカデミー サマーコンファレンス（横浜） 7月17日（土） ～18日（日）			全国大会 （とちぎ宇都宮） 8日（金） ～11日（月）		
	九州地区									九州コンファレンス				

歴代正副理事長
シニア・クラブ会員名簿
シニア・クラブ規約

歴代正副理事長・専務理事

〔昭和31年度　1956年〕
初代　理事長　七田久夫
副理事長　原　敬太郎
〃　片渕善之

〔昭和32年度　1957年〕
2代　理事長　原　敬太郎
副理事長　中野正邦
〃　加悦康雄

〔昭和33年度　1958年〕
3代　理事長　村岡　栄
副理事長　渋江義朗
〃　西村忠治

〔昭和34年度　1959年〕
4代　理事長　永倉真一郎
副理事長　植松政雄
〃　片渕善之

〔昭和35年度　1960年〕
5代　理事長　片渕善之
副理事長　上野正治
〃　宮原好治

〔昭和36年度　1961年〕
6代　理事長　西村徳蔵
副理事長　高倉秀允
〃　兵働久弥

〔昭和37年度　1962年〕
7代　理事長　高倉秀允
副理事長　稲富義男
〃　兵働久弥

〔昭和38年度　1963年〕
8代　理事長　高倉秀允
副理事長　兵働久弥
〃　塚原堅太郎

〔昭和39年度　1964年〕
9代　理事長　兵働久弥
副理事長　塚原堅太郎
〃　北島文次郎

〔昭和40年度　1965年〕
10代　理事長　塚原堅太郎
副理事長　北島文次郎
〃　竹下　忠

〔昭和41年度　1966年〕
11代　理事長　片渕善之
副理事長　竹下　忠
〃　田中繁之
〃　鳥谷弘美

〔昭和42年度　1967年〕
12代　理事長　竹下　忠
副理事長　香月　孝
〃　鳥谷弘美
〃　北島文次郎

〔昭和43年度　1968年〕
13代　理事長　山崎昭三
副理事長　鳥谷弘美
〃　片渕善之
〃　片江正則

〔昭和44年度　1969年〕
14代　理事長　矢羽田立身
副理事長　池田　実
〃　鳥谷弘美
〃　内山敬明

〔昭和45年度　1970年〕
15代　理事長　内山敬明
副理事長　岡本益善
〃　伊東敏雄
〃　牛島征四郎

〔昭和46年度　1971年〕
16代　理事長　鳥谷弘美
副理事長　小城原　功
〃　小林雅治
〃　片江正則

〔昭和47年度　1972年〕
17代　理事長　伊東敏雄
副理事長　池田　実
〃　七田秀徳
〃　永池公一

〔昭和48年度　1973年〕
18代　理事長　池田　実
副理事長　江口義雄
〃　佐藤博司
〃　原口朝光

〔昭和49年度　1974年〕
19代　理事長　江口義雄
副理事長　小林雅治
〃　川崎寿朗
〃　楠田陽志郎

〔昭和50年度　1975年〕
20代　理事長　小林雅治
副理事長　小城原　功
〃　武富英員
〃　安永　宏
〃　中村敏郎

〔昭和51年度　1976年〕

21代	理事長	小城原　功
	副理事長	七田秀徳
	〃	江頭久
	〃	松原良治
	〃	芦原清彦
	〃	永池公一

〔昭和52年度　1977年〕

22代	理事長	七田秀徳
	副理事長	江田良孝
	〃	土井洸
	〃	田中進
	〃	北島恭一

〔昭和53年度　1978年〕

23代	理事長	安永宏
	副理事長	松原良治
	〃	吉野恭輔
	〃	山崎嘉之
	〃	倉重末広
	専務理事	中原嘉男

〔昭和54年度　1979年〕

24代	理事長	松原良治
	副理事長	中村敏郎
	〃	富永泰樹
	専務理事	佐々木三喜郎

〔昭和55年度　1980年〕

25代	理事長	中村敏郎
	副理事長	柿原雄一郎
	〃	芦原清彦
	〃	宮地敏昭
	専務理事	増田正雄

〔昭和56年度　1981年〕

26代	理事長	北島恭一
	副理事長	田中進
	〃	江里口邦雄
	〃	増田正雄
	〃	平龍三郎
	専務理事	田中洋介

〔昭和57年度　1982年〕

27代	理事長	宮地敏昭
	副理事長	山崎雅秀
	〃	古賀和夫
	〃	倉重末広
	〃	吉川笛浦
	専務理事	井手保昌

〔昭和58年度　1983年〕

28代	理事長	吉川笛浦
	副理事長	横尾和正
	〃	坂井博之
	〃	小城原進
	〃	音成日佐男
	専務理事	古賀久志

〔昭和59年度　1984年〕

29代	理事長	井手保昌
	副理事長	来田伸吾
	〃	村岡安廣
	〃	元石泰史
	〃	藤木泰則
	専務理事	中原誠

〔昭和60年度　1985年〕

30代	理事長	倉重末広
	副理事長	竹下豊明
	〃	古瀬英治
	〃	古賀譲治
	〃	小城原進
	〃	小原嘉文
	専務理事	原田親

〔昭和61年度　1986年〕

31代	理事長	小城原進
	副理事長	古賀譲治
	〃	野田豊秋
	〃	古賀久志
	〃	秀島宣雄
	〃	小原嘉文
	専務理事	清水信弘

〔昭和62年度　1987年〕

32代	理事長	古賀譲治
	副理事長	円田稔
	〃	音成日佐男
	〃	平川哲男
	〃	秀島宣雄
	〃	笠慶宣
	専務理事	西久保孝幸

〔昭和63年度　1988年〕

33代	理事長	小原嘉文
	副理事長	小川洋介
	〃	武富邦博
	〃	田中利典
	〃	高園善幸
	専務理事	宮原直樹

〔平成元年度　1989年〕

34代	理事長	田中利典
	副理事長	内田　健
	〃	田中洋介
	〃	武富邦博
	〃	片岡新治郎
	〃	寺田和正
	専務理事	秀島宣雄

〔平成2年度　1990年〕

35代	理事長	武富邦博
	副理事長	伊原政行
	〃	矢ケ部淳司
	〃	吉村英夫
	〃	八田康博
	〃	大島　隆
	専務理事	江里口秀次

〔平成3年度　1991年〕

36代	理事長	江里口秀次
	副理事長	中野典正
	〃	寺田和正
	〃	高園善幸
	〃	橋口浩敏
	〃	中尾清一郎
	専務理事	植松幹博

〔平成4年度　1992年〕

37代	理事長	大島　隆
	副理事長	野口　寛
	〃	木原奉文
	〃	宮原直樹
	〃	品川誠一郎
	〃	中原正博
	専務理事	江頭弘美

〔平成5年度　1993年〕

38代	理事長	中尾清一郎
	副理事長	寺田和正
	〃	土井敏弘
	〃	板谷　悟
	〃	橋口浩敏
	〃	菅　謙一郎
	専務理事	伊東慎也

〔平成6年度　1994年〕

39代	理事長	土井敏弘
	副理事長	中原正博
	〃	嬉野勝利
	〃	吉松潤二
	〃	原　健三
	〃	山下雄司
	専務理事	塚原裕一

〔平成7年度　1995年〕

40代	理事長	嬉野勝利
	副理事長	武富公二
	〃	大下博行
	〃	大坪恵介
	〃	吉田裕一郎
	〃	山下雄司
	専務理事	山本康徳

〔平成8年度　1996年〕

41代	理事長	山下雄司
	副理事長	岩井　真
	〃	武富公二
	〃	吉田裕一郎
	〃	竹内一弘
	〃	香月道生
	専務理事	千綿正明

〔平成9年度　1997年〕

42代	理事長	武富公二
	副理事長	中山晴義
	〃	井福幸弘
	〃	塚原裕一
	〃	大坪恵介
	〃	恒松　勇
	専務理事	香月道生

〔平成10年度　1998年〕

43代	理事長	大坪恵介
	副理事長	鳥屋正人
	〃	千綿正明
	〃	杉町利朗
	〃	岸川正人
	〃	山本康徳
	専務理事	福岡龍一郎

〔平成11年度　1999年〕

44代	理事長	鳥屋正人
	副理事長	福岡龍一郎
	〃	伊東慎也
	〃	香月道生
	〃	川原常宏
	〃	小宮清隆
	専務理事	武富英揮

〔平成12年度　2000年〕

45代	理事長	山本康徳
	副理事長	福岡　桂
	〃	古賀安浩
	〃	川原常宏
	〃	田島広一
	〃	松永夕雅
	専務理事	小宮清隆

〔平成13年度　2001年〕

46代	理事長	田島広一
	副理事長	小宮清隆
	〃	永田智
	〃	坂口忠久
	〃	北村栄一郎
	〃	末次直栄
	専務理事	太田博幸

〔平成14年度　2002年〕

47代	理事長	坂口忠久
	副理事長	永田智
	〃	松尾弘志
	〃	荒木孝一
	〃	清正夫
	専務理事	藤崎和子

〔平成15年度　2003年〕

48代	理事長	末次直栄
	副理事長	真崎俊夫
	〃	石原隆英
	〃	荒木孝一
	〃	伊藤孝志
	〃	下津浦信啓
	専務理事	松永夕雅

〔平成16年度　2004年〕

49代	理事長	松永夕雅
	副理事長	松尾弘志
	〃	大久保孝司
	〃	城野大輔
	〃	北川弘樹
	専務理事	下津浦信啓

〔平成17年度　2005年〕

50代	理事長	北川弘樹
	副理事長	森裕章
	〃	居石昭彦
	〃	大久保孝司
	〃	橋詰空
	専務理事	西岡聖師

〔平成18年度　2006年〕

51代	理事長	西岡聖師
	副理事長	森裕章
	〃	江頭勝
	〃	橋詰空
	〃	古賀浩之
	〃	川代勇一
	アドバイザー	古賀満美
	専務理事	福田真也

〔平成19年度　2007年〕

52代	理事長	森裕章
	副理事長	下津浦信啓
	〃	居石昭彦
	〃	服巻哲也
	〃	井田政和
	〃	川代勇一
	専務理事	小原晴義

〔平成20年度　2008年〕

53代	理事長	橋詰空
	副理事長	古賀浩之
	〃	川代勇一
	〃	城野大輔
	〃	吉原崇己
	専務理事	井田政和

〔平成21年度　2009年〕

54代	理事長	古賀浩之
	副理事長	合瀬博俊
	〃	北村悟
	〃	吉原崇己
	〃	村塚敏之
	専務理事	川代勇一

〔平成22年度　2010年〕

55代	理事長	合瀬博俊
	副理事長	小原晴義
	〃	川原田浩二
	〃	長戸和光
	〃	木下壮太郎
	〃	荒尾彰
	専務理事	相原宏

〔平成23年度　2011年〕

56代	理事長	小原晴義
	副理事長	木下壮太郎
	〃	黒髪清尊
	〃	村塚敏之
	〃	荒尾彰
	〃	相原宏
	専務理事	吉原崇己

〔平成24年度　2012年〕

57代	理事長	木下壮太郎
	副理事長	荒尾彰
	〃	木下直哉
	〃	相原宏
	〃	平川浩司
	〃	江口尚登
	専務理事	村塚敏之

〔平成25年度　2013年〕

58代	理事長	荒尾　彰
	副理事長	相原　宏
	〃	木下直哉
	〃	中村政寿
	〃	江口尚登
	〃	平川浩司
	専務理事	久保和則

〔平成26年度　2014年〕

59代	理事長	相原　宏
	副理事長	中村政寿
	〃	江口照善
	〃	関　洋太郎
	〃	中島健太郎
	専務理事	木下直哉

〔平成27年度　2015年〕

60代	理事長	江口尚登
	副理事長	中島健太郎
	〃	前田博己
	〃	堤　雄亮
	〃	関　洋太郎
	専務理事	江口照善

〔平成28年度　2016年〕

61代	理事長	中島健太郎
	副理事長	関　洋太郎
	〃	堤　雄亮
	〃	米田国生
	〃	江崎正徳
	専務理事	大塚　浩

〔平成29年度　2017年〕

62代	理事長	関　洋太郎
	副理事長	米田国生
	〃	真子　勝
	〃	新居　武
	〃	川上大輔
	〃	大塚　浩
	専務理事	瀧本　潤

〔平成30年度　2018年〕

63代	理事長	米田国生
	副理事長	平川浩司
	〃	松尾隆臣
	〃	新居　武
	〃	徳永康宏
	〃	小柳敬寛
	専務理事	江崎正徳

〔令和元年度　2019年〕

64代	理事長	江崎正徳
	副理事長	瀧本　潤
	〃	西村祐二郎
	〃	音成信介
	〃	島内陽輔
	〃	松瀬寿和
	専務理事	前田博己

〔令和２年度　2020年〕

65代	理事長	西村祐二郎
	副理事長	古川健太郎
	〃	川上大輔
	〃	原　勇太
	〃	島内陽輔
	〃	山口寛彰
	専務理事	松瀬寿和

佐賀青年会議所シニア・クラブ規約

第1条　名　　称

本会は佐賀青年会議所シニア・クラブと称する。

第2条　事務所

本会の事務所は佐賀青年会議所事務局に置く。

第3条　目　　的

本会は佐賀青年会議所に籍のあった者が会員相互の親睦を図ると共に佐賀青年会議所の活動を支援する事を目的とする。

第4条　事　　業

本会は目的の範囲内に於て次の事項を行う。

・　会員総会・役員会に於て、決定された事項

・　佐賀青年会議所より委託された事項

第5条　会員資格及び会費・入会金

佐賀青年会議所に籍のあった者（但し正会員の年齢制限を越えた者）は所定の手続きを経、役員会の承認の上本会に入会する事ができる。

・　佐賀青年会議所の会費を完納している事。

・　前条の入会に際しては、入会金10,000円を納入するものとする。

・　会費は年間会費とする。

　会費は前納とし毎年三月末までに納入しなければならない。

・　年間会費が未納の会員については、その年度の会員としての処遇を受けられない。

第6条　退会除名

退会を希望する会員は退会届を提出しなければならない。年度途中で退会しても既納の入会金及び会費は返還しない。

・　会員がクラブの体面を傷つけ又主旨に反する行為があった時は除名される事もある。

第7条　総　　会

本会は毎年一月会員総会で開催する。又必要に応じて役員会を開催する。

総会においては予算・決算の承認、役員の選任・解任、本会規約の設定変更を行う。

理事会においては総会に提出すべき事項、総会から委任された事項その他必要な事項を審議処理する。

且つ佐賀青年会議所の会合の出席については役員会が必要と認めた時。

第8条　基　　金

本会の運営に必要な経費は、会費を基金としてその基金より生ずる収入を以って、これに充当することを原則とする。

第9条　役　　員

本会に次の役員を置く。

但し、年齢は満50歳未満の者とする。

会　　長　　1名

副 会 長　　2名

理　　事　　10名以内

監　　事　　2名以内

理事及び監事は会員総会に於て選出する。

会長は理事の互選により定める。

会長は会員総会・役員会を招集しつつ且つ佐賀青年会議所の連絡の任に当たる。

役員の任期は二年とし、重任を妨げない。

第10条　本会の事業年度は1月1日より同年12月31日までとする。

第11条　本規約の設定及び変更は佐賀青年会議所役員会へ通達する。

附　　則

本規約は、平成9年1月1日から施行する。

平成8年1月17日改正

２００９.１１.２　　制定

（一社）佐賀青年会議所
防災危機管理マニュアル

（一社）佐賀青年会議所防災危機管理マニュアル要綱

防災危機管理マニュアルの主旨と目的

主旨　：　命を尊び、市民とまちの為に、災害に毅然と立ち向かう（一社）佐賀青年会議所メンバーの危機管理活動をここに定める

目的　：　災害発生時・非常時に自身、家族、近隣の安全確保を行い、速やかに集合し、円滑な対応と確実な災害対策活動を行い、被害を最小限に防ぎ、早期復興を最大限の努力で全うする事。

対策本部・実行本部の設置と構成

１．対策本部の設置

① 非常事態宣言が発令され、災害が発生した場合とする。

② 対策本部長、対策本部役員が協議の上、発動をした場合とする。

２．対策本部構成員

① 対策本部長を理事長とする。

② 対策副本部長を直前理事長と顧問、監事とする。

③ 対策本部役員を理事長、副理事長、顧問、専務理事、監事とする。

（36 時間以内に集合した常任理事・理事より対策本部長が指名する、災害対策部隊６名を含む）

対策本部には、対策本部長、対策副本部長２名以上、対策本部役員以下、
役割ごとに分けて、次の担当部隊を置く。
（本部事務局長、本部設営備品、情報収集対応、情報発信対応、救援物資対応、
ボランティア受入、ボランティア活動）の各部隊

３．実行本部構成員

① 実行本部役員を常任理事・理事とする。

② 実行本部員を佐賀青年会議所メンバーとする。

被害状況により、集まるメンバーや時期が異なる上、交代要員も含め多くの人手が必要となるが、揃うまで待つのではなく、対策本部長の指示の下、集まったメンバーで、必要な人員を分担し対応する柔軟な必要があると考える。

４．対策本部・実行本部の設置場所

① 第一候補地を、佐賀青年会議所会館とする。

② 第二候補地を、神野小学校とする。（佐賀青年会議近隣の市指定避難所施設）

５．対策本部・実行本部構成員の集合時間

① 対策本部構成員の集合時間は、災害発生時より速やかに集合する。
（理事長、副理事長、顧問、直前理事長、専務理事、監事）

② 実行本部役員の対策本部役員より連絡が入り次第、速やかに集合する。
（理事メンバー）

③ 実行本部員の集合時間は、実行本部役員より連絡入り次第、速やかに集合する。
（会員メンバー）

＊ メンバー本人、家族、近隣住民の安全と避難を最優先して、地域、避難所等で、災害応急対策活動を行い、状況把握・情報収集をした後、本部（佐賀青年会議所）に集合し、安否・情報、状況報告の上、対策本部長指示の下活動を開始する。

６．対策本部・実行本部の解散

対策本部役員、実行本部長が協議の上、解散とする。

７．見直し訓練

（一社）佐賀青年会議所防災危機管理マニュアルの定期的な見直しを行うものとする。
また、災害訓練等の実施を行うものとする。

８．本マニュアルの管理責任者

対策本部専務（専務理事）保管する。

9．災害時対策組織表

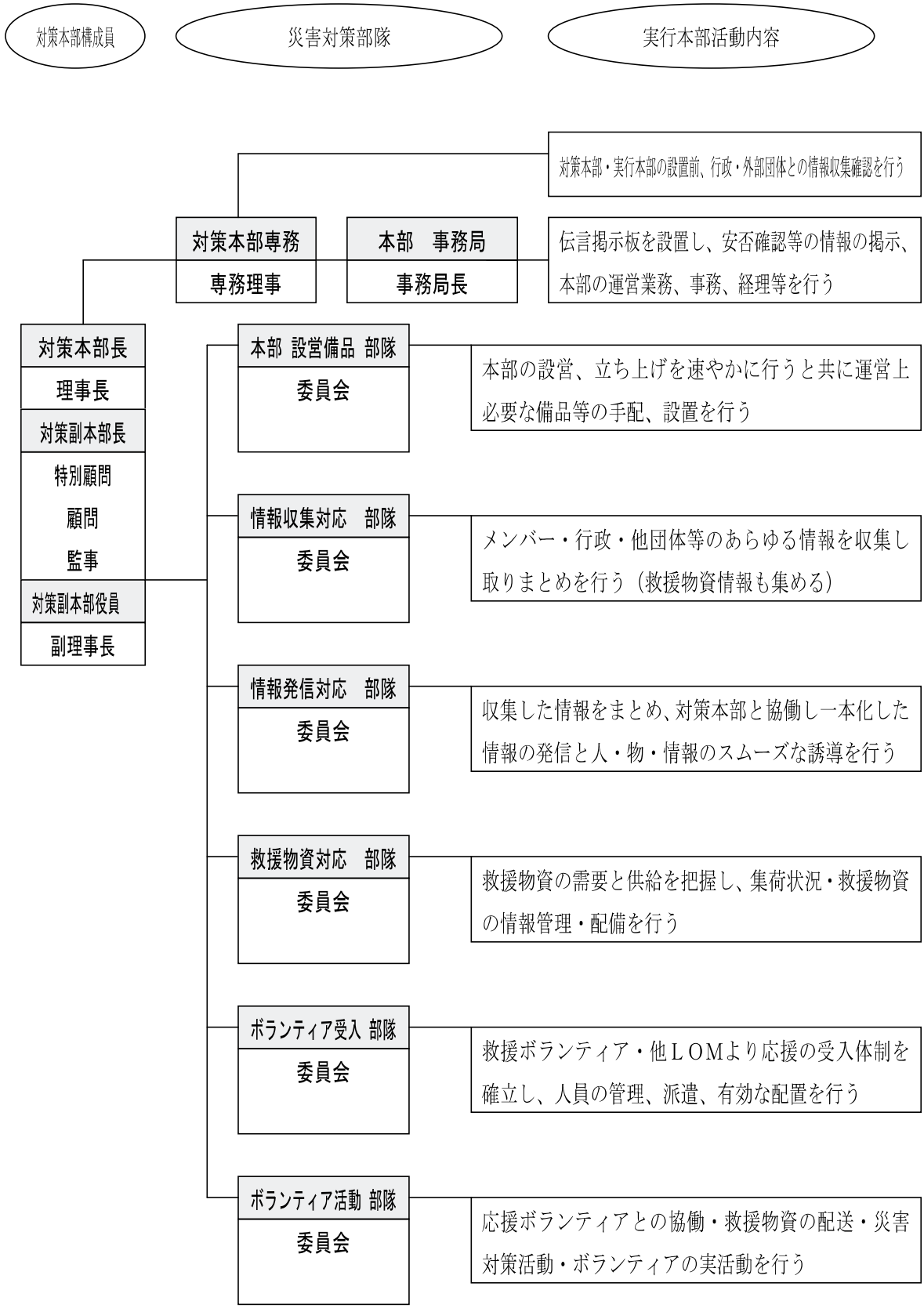
対策本部構成員
災害対策部隊
実行本部活動内容
対策本部・実行本部の設置前、行政・外部団体との情報収集確認を行う
対策本部専務
専務理事
本部　事務局
事務局長
伝言掲示板を設置し、安否確認等の情報の掲示、本部の運営業務、事務、経理等を行う
対策本部長
理事長
対策副本部長
特別顧問
顧問
監事
対策副本部役員
副理事長
本部 設営備品 部隊
委員会
本部の設営、立ち上げを速やかに行うと共に運営上必要な備品等の手配、設置を行う
情報収集対応　部隊
委員会
メンバー・行政・他団体等のあらゆる情報を収集し取りまとめを行う（救援物資情報も集める）
情報発信対応　部隊
委員会
収集した情報をまとめ、対策本部と協働し一本化した情報の発信と人・物・情報のスムーズな誘導を行う
救援物資対応　部隊
委員会
救援物資の需要と供給を把握し、集荷状況・救援物資の情報管理・配備を行う
ボランティア受入 部隊
委員会
救援ボランティア・他ＬＯＭより応援の受入体制を確立し、人員の管理、派遣、有効な配置を行う
ボランティア活動 部隊
委員会
応援ボランティアとの協働・救援物資の配送・災害対策活動・ボランティアの実活動を行う

10. 情報収集・発信先

災 害 時 連 絡 表

（JC関係機関）

氏名	電話	氏名	電話
佐賀JC	0952-32-1565	鳥栖JC	0942-82-7275
伊万里JC	0955-23-3616	陶都有田JC	0955-42-2097
鹿島JC	0954-62-5656	佐賀ブロック協議会	0952-32-1565
唐津JC	0955-73-7205	九州地区協議会	092-411-9936
武雄JC	0954-23-4333	日本JC	03-3234-5601

警察	警察 110番	電気	九州電力佐賀営業所 0120-986-303
警察	佐賀警察署（地域課） 0952-30-1911 諸富警察署 0952-47-3311	電話	NTT 113番
消防	消防局 119番 佐賀広域消防局 0952-30-0111	天気	佐賀地方気象台 0952-32-7026
消防	神埼地区消防本部 0952-52-3291 神埼地区消防本部三脊出張所0952-56-2009	消防	佐賀広域消防局 自動案内 0180-999-000

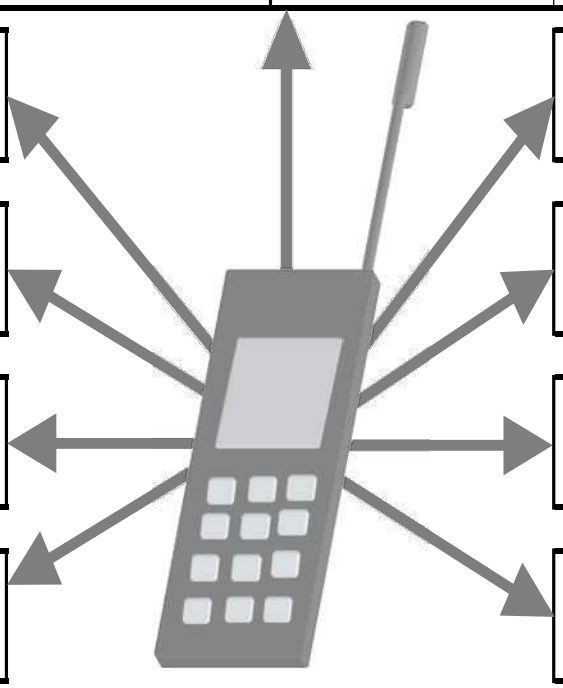

（行政関係機関）

氏　　名	電　　話	氏　　名	電　　話
佐賀市役所(災害対策本部)	0952-24-3151	佐賀市東与賀支所	0952-45-1021
佐賀市諸富支所	0952-47-2131	佐賀市久保田支所	0952-68-2111
佐賀市大和支所	0952-51-2426	佐賀市三瀬支所	0952-56-2111
佐賀市富士支所	0952-58-2111	佐賀市川副支所	0952-45-1111

災害時対応フローチャート

災害発生

（非常持出品）
用意しておく！！

初期活動
避　　難

（初期消火等）

家族の安全
確　保・確　認

（家族との集合場所）
話合いで決めておこう！！

（近所・社員）

近隣・地域での
たすけあい

（自主防・町内会）

避　難　所
た　す　け　あ　い

公民館・学校・公園
その他

（徒歩・自転車・バイク等）

情報・状況の
収集・把握

（地域・避難所・道筋）

佐賀青年会議所会館

全メンバー本部集合

実行本部

・　伝言掲示板確認・伝達
・　個人の役割分担・確認

安否確認！！

家族と社員事前に決めておく!

録音　再生

NTT『１７１』の活用

【録音方法】
171＋自宅電話番号＋１＃→【録音開始】
171＋会社電話番号＋１＃→【録音開始】
【再生方法】
171＋2＋録音時と同じ番号＋１＃→【再生開始】

防災ネットあんあんの活用
携帯版災害用伝言版の活用
JC携帯版メール活用

情報収集・発信先
ＪＣ関係機関
行政関係機関
テレホンサービス

対　策　本　部

伝言板の設置
本部設営・運営
情報収集・発信
実行本部へ指示

メンバーの役割と活動内容
1．本部運営業務　事務経理
2．本部設営等必要部品の収集・配備
3．情報の収集　取りまとめ
4．情報の発信　伝達
5．救援物資の集荷・配備・管理
6．ボランティアの受付・受入・配置
7．ボランティア活動他ボランティアとの協働

一般社団法人佐賀青年会議所の
ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

ツイッターやフェイスブックやブログに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や生活において欠かすことのできない重要な情報手段となりつつあります。

（一社）佐賀青年会議所活動においても、これらソーシャルメディアを有効に活用することで、LOM内外への情報を効果的に伝えられるだけでなく、それらを通じ会員間の交流の促進や、市民の意見を聴取することが可能となっており、今後ますます会員同士また市民・行政との相互関係の構築に当たっては重要な手段となることが見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼした企業の例など、リスク対策をしっかり行わなければならない面もあります。そのため、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを十分理解する必要があります。

そこで、（一社）佐賀青年会議所会員各位（以下「LOMメンバー」といいます。）において、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用できるよう、LOMメンバーがソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「（一社）佐賀青年会議所のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を策定することとしました。

１ ソーシャルメディアの定義

フェイスブック、ブログ、ツイッター、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

２ ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、LOMメンバーが留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

３ ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、（一社）佐賀青年会議所の会員（LOMメンバーと）としての身分を有する者に対して適用されます。

4 ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

（1）LOMメンバーがソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、（一社）佐賀青年会議所の会員であることの自覚と責任を持たなければなりません。

（2）関係法令および佐賀青年会議所の定款をはじめとする各種規定等を遵守しなければなりません。

（3）基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。

（4）発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要があります。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要があります。

（5）意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。

また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。

（6）次に掲げる情報は発信してはなりません。

① 不敬な言い方を含む情報
② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
④ 単なる噂や噂を助長させる情報
⑤ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
⑥ その他公序良俗に反する一切の情報

5 ソーシャルメディアを利用して、（一社）佐賀青年会議所活動に関する情報を発信する際の留意事項

（1）（一社）佐賀青年会議所及び佐賀青年会議所に利害関係にある者は、団体の秘密に関する情報を発信してはなりません。

（2）（一社）佐賀青年会議所及び他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。

（3）（一社）佐賀青年会議所のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。

（4）（一社）佐賀青年会議所の活動に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する必要があります。

（5）自らは直接関わらない事項であっても、（一社）佐賀青年会議所に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では（一社）佐賀青年会議所の会員として一定の関係者として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意する必要があります。

2020年度　事業報告

2020年度　一般社団法人 佐賀青年会議所
理事長報告

第65代理事長　西村祐二郎
副 理 事 長　古川健太郎
副 理 事 長　川上　大輔
副 理 事 長　原　　勇太
副 理 事 長　島内　陽輔
副 理 事 長　山口　寛彰
専 務 理 事　松瀬　寿和

2020年度スローガン

元気　やる気　勇気

～素直に一所懸命に、光り輝く佐賀を目指して～

この一年間を振り返り一番に思い浮かぶこと、それは皆様に対する感謝です。今年は新型コロナウィルスの影響を受け、国民の生活や働き方など大きな転換期を迎えることとなりました。当初予定をしていた事業の殆どができなくなり気持ちが沈む日も少なくはありませんでしたが、できないことを嘆くより我々にできることが必ずあるはずと、今だからこそやれることがあるはずと考えて行動してきました。例年に比べれば少ない事業ではありましたが、事業に参加してくださった市民の方々、事業構築に携わってくれた佐賀青年会議所のメンバーのみんなには心から感謝しています。

一年間の活動報告を各委員会の職務に沿って報告します。

【総務委員会】

総務委員会では、諸会議の設営運営を中心に活動していただきました。新型コロナウィルスの影響で開催できなかった理事会や例会もありましたが、いち早くＺｏｏｍを使ったリモート会議を取り入れ、会議ができる状況を作り出してくれました。また、総会では、ハイブリッドな形式で開催し、今までにない新しい形も創り上げてくれました。対外的な活動としても、コロナ禍の中、献血をされる方が少なくなっていると聞き、献血センターと協働してゆめタウンで献血キャンペーンを行いました。メンバーの協力もあり、一日で８０名ほどの方に献血にご協力いただき、献血センターの方にも大いに喜ん

でもらいました。今後も佐賀青年会議所の屋台骨としてしっかり下支えを行いながらも、新たな社会に素直に順応していく柔軟性を持つ組織の在り方を模索していくことが必要です。

【国際・ビジネス委員会】

姉妹ＪＣである新營國際青年商會との交流は今年で３６年目を迎えました。毎年交互に訪問と受け入れを事業として行っておりますが、本来ならば今年は訪問する年でした。しかし、新型コロナウィルスの影響で４月に予定をしていた訪問は１０月に延期になり、延期になった１０月も渡航できず、結局は中止という形になりました。今年は３年に一度の姉妹締結再調印を行う年でもありましたので、会務交流会議をＺｏｏｍで行うこととし、初の試みではありましたが、来年度のお互いの交流の在り方など、熱い議論を交わすことができました。再調印式も無事に執り行うことができ、これからの交流も永く続いていくことをお互いに認識することができました。今後もこの交流を大切にしながらもお互いの街の発展に寄与する交流を続けていくことが必要です。

【人財づくり委員会】

新型コロナウィルスの影響で、多くの事業体が打撃を受け、休業が続き、廃業に追い込まれている事業者も少なくなかった本年、我々に何かできないかと考え、佐賀未来創造基金、佐賀活性化協議会と連携し、地域で循環する仕組みづくりを構築していく事業を行いました。アクトコインという社会貢献活動に参加することでポイントが付与されるアプリを使い、付与されたポイントの使用方法を、特にダメージが大きかった飲食店で使用できるようにならないかと考えてきました。本年以降もこのアプリを活かし、他団体と連携し、佐賀青年会議所の活動に参加することでポイントが付与されることや、このアプリを市民の方々に周知していき、市民の方々が気軽に社会貢献活動に参加できる雰囲気を作っていくことが必要です。

【まちづくり委員会】

毎年開催されている「佐賀城下栄の国まつり」も今年は新型コロナウィルスの影響で中止となってしまいました。四月に緊急事態宣言が発令され、集まることが出来なくなったときに、自分たちが今できることをやっていこうとみんなで話し合い、佐賀市の子供たちに手作りのマスクを作って届ける事業を行いました。シニア・クラブの協力を得ながらまちづくり委員会のメンバーが中心となって材料集めやマスク作成の説明書を作り、メンバーが各家庭に持ち帰って自宅で作成し、１０００枚以上のマスクを市役所を通じて子供たちに届けました。また、日本青年会議所が主体ではありましたが、７月２４日、東京オリンピックが開会される予定だった日に全国の皆様に少しでも元気に

なってもらえればという想いで花火を打ち上げました。これからも市民の方々に笑顔になってもらえる事業を構築し、元気な街佐賀を創っていくことが必要です。

【青少年・環境委員会】

新型コロナウィルスの影響で、子供たちも大きな影響を受けました。スポーツの大会や発表会などことごとく中止となり、ストレスを抱える子もたくさんいたはずです。そんな中、ダンスに特化した事業ではありましたが、披露する場を失った子供たちに披露する場を提供しようと、「コロナに打ち勝て！主役は君だ！」という事業を開催しました。３０分に一度の空気の入れ替えや席の消毒、ソーシャルディスタンスの確保など、コロナウィルス感染予防対策を徹底して開催しましたが、参加してくれた子供たちから「開催してくれてありがとう」という感謝と喜びの言葉をたくさんいただき、あきらめずに粘り強くどうしたらできるのかを考え行動した結果、開催することができて本当によかったと思います。今後もどうしたらできるのかを考え、新たな社会に順応し、子供たちの笑顔の花を咲かせるような事業を構築していく必要があります。

【会員拡大委員会】

今年は会員拡大目標を３０名と掲げて活動を始めました。毎年、会員拡大については頭を抱える課題でありますが、今年一年間、会員拡大委員会のメンバーを筆頭に３５名という目標を大きく上回る拡大に成功しました。コロナ禍の中、なかなか企業訪問に行けず今年も目標に達することは難しいのではと正直あきらめそうになることもありましたが、絶対に目標を達成するという委員長の強い想いに、メンバーが一丸となって取り組んだ結果だと確信しています。今後も熱い気持ちをもって青年会議所の良さを伝えていき、会員拡大に取り組んでいく必要があります。

結びになりますが、一年間理事長として活動できたこと、本当に楽しい時間を過ごさせていただき感謝しております。仲間の支えもあり、困難に立ち向かっていくこともできました。「元気・やる気・勇気」をスローガンに、メンバー一丸となって明るく元気に、そしてやる気・勇気をもって事業に取り組んできましたが、最後までみんなで全うできたと思っています。たくさんの仲間と出逢え、共に成長し喜びを分かち合える。私はそんな佐賀青年会議所を誇りに思っています。これまで紡いでこられた諸先輩の皆様、そして、活動、運動を支えてくださった全ての方々に感謝し、２０２０年度の報告と致します。

総務委員会　事業報告

委員長　松尾延寿
副委員長　永田恭平
副委員長　田中徳晃
運営幹事　髙橋佑輔
運営幹事　森　公照

２０２０年総務委員会では、佐賀青年会議所の屋台骨として円滑にそして各委員会が円滑に活動を行えますように運営し、そして諸会議のスムーズな運営を行うため当日はもちろん、常任理事会、理事会もしっかり円滑化できるよう７・５・３システムに基づき運営していきました。

今年度はコロナ禍の中、３月から会館での理事会等がおこなえず、ＷＥＢ会議という新しい形の手法を用いて理事会、常任理事会を行いました。

８月、１０月総会では、ＷＥＢと会場をつないで会場には極力小人数だけ参加してのハイブリット型総会を執り行い、今後に向けての新しい形を示すことができました。

７月に行われた献血活動でもコロナ禍の中、過去最高数の献血を集めることができ、やれないではなくやれる事見つけ、やれる形で挑戦していくという、本年度西村理事長が例会中何度も言ってあった形を体現することができました。

広報活動ではＳＮＳを利用し各種団体がいろいろな手法で連携しあえる一年にしようと思っておりましたが、事業等が相次いで中止の中、なかなか広報活動にも力を入れられず反省しております。その中でも災害支援、各種例会、清掃活動など行われた活動に関しては、主にＦＢとホームページに発信をしていきました。

担当アテンドのサマーコンファレンスや全国大会など中止となり卒業生の思い出をなかなか作れない中、総務委員会の卒業旅行で嬉野に泊りがけで行き、朝まで呑み語り合った時間は本当に思い出に残るかけがえのない宝物となりました。

最後に１年間、しっかり支えてくれたメンバーはもちろん、たくさんのご指導やアドバイス時には厳しいご指摘いただき、成長させていただいた理事メンバーの皆様、そしてそれを温かく常に見守っていただいた西村理事長本当にありがとうございました。

１００年に一度あるかないかの厳しい１年間ではありましたが、皆様の支えの中無事に総務委員長として１年を終えることができ感謝しかありません。

この経験を次に繋げ、残りのＪＣ活動をより深く感謝の気持ちをもって活動していきたいと思います。

一年間、本当にありがとうございました。感謝。

国際・ビジネス委員会　事業報告

委員長　福田将也
副委員長　小山智也
副委員長　菱岡英貴
運営幹事　池田和俊
運営幹事　吉田匡佑

２０２０年度の国際･ビジネス委員会では､｢Ｗｅｂ会務交流会議､調印式｣をメイン事業とし､｢１１月例会の企画・運営｣を行いました。本来であれば本年は社團法人台南市新營國際青年商會訪問をする予定でしたが、新型コロナウィルス感染症の影響で今回の新營訪問の中止になり、３月例会までも開催数日前に中止となり、計画しておりました事業が次々と無くなってしまいました。しかしながらそんな状況下でも何か出来る事はないか模索しながら一年間活動を続けてまいりました。

まず、例年通りの新營ＪＣとの交流ができない状況でＷｅｂを活用した会務交流会議、調印式を企画し開催致しました。初めての事ですので色々とトラブルや思うように行かない部分もありましたが、事前に記念品や締結書を送ったりと開催までの企画、準備はスムーズに進めることが出来ました。今後は訪問以外にＷｅｂを活用した新たな新營ＪＣとの交流も企画しても良いのではないかと感じました。２月には西村理事長や私を含めた計５名で新營に現地調査として訪問し多くの新營ＪＣメンバーとの交流を経験することが出来ました。来年もこのコロナの影響でどうなるかわかりませんが「ＡＳＰＡＣ台中大会への参加」「佐賀ＪＣ６５周年式典における新營ＪＣの受入れ」が予定されています。まだ台湾や新營に行かれたことがない方、新營ＪＣとの交流経験がない方は是非とも参加して新營ＪＣメンバーと親睦を深め国境を越えた仲間を作ってもらいたいと思います。

そして、３月例会が中止になったこともあり１１月例会の担当を受け持つことになりました。国際とビジネスの委員会という事もあり『技能実習制度、特定技能について学び、多文化共生の必要性を考えよう＆出向者報告』を実施致しました。少子高齢化など様々な原因で地方労働者の減少が加速しています。文化の違いなど問題点も多くありますが、例会内の講演でより豊かな佐賀県づくりを目指すために、外国人も地域の担い手であると理解を深めて頂けたと思います。その後には出向者報告として代表者の方に登壇して頂き各方面での活動についてお話をして頂きました。本年は佐賀ＪＣから九州地区協議会の会長に江口尚登君、佐賀ブロック協議会の会長に江崎正徳君が同時に就任するという過去にない年となりました。今後も佐賀ＪＣから多くの方に出向を経験して頂きたいと言う思いや、ＬＯＭでは経験できない楽しさを伝える事ができたのではと思います。

そのほか、シニア総会、佐賀ブロック大会、ＪＣＩ世界会議（横浜）の参加者への支援を行い、多くのメンバーに参加をして頂くことが出来ました。

最後に堤顧問、古川副理事長、園田室長、１年間ご指導いただきありがとうございました。私自身今年で佐賀ＪＣを卒業致します。１年半と短い期間ではありましたが楽しみながら最後まで全力で駆け抜けることが出来ました。すべてのメンバーの皆様に心より感謝を申し上げます。

人財づくり委員会　事業報告

委員長　岩永清邦
副委員長　舩津和弥
副委員長　松尾陽介
運営幹事　飯笹壽久
運営幹事　横尾伸一郎

２０２０年度人財づくり委員会では、会員の研修、交流を大きな柱として、一年間、様々な事業に取り組んで参りました。しかしながら、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、メイン事業はじめ例会の中止となり急遽、新型コロナウィルス感染症に対応した事業の作りこみを余儀なくされました。

まず、一番力を入れていた研修事業についてですが、仮会員研修では拡大委員会と連携し、５回の研修を実施しました。研修の中で特に意識して行ったのは、短い研修時間の中で同期会員同士の絆をつくることです。そのため、最初にアイスブレークなどを入れ、こちらが一方的に話すのではなく、会員同士のコミュニケーションを積極的にとれるようプログラムを提供しました。その結果、正会員になり、各委員会に配属された後も交流が継続している状態をつくることができ、同期意識の醸成に寄与することができました。また、各回、各委員長にも出席してもらい、各委員会の取り組みなどを直接紹介してもらい、より青年会議所の理解に繋げることができました。

そして、会員研修として例会を９月に実施することができました。ただ、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、講師の方含め、完全ＷＥＢで開催致しました。新型コロナウィルス感染症が蔓延し始め、例会やメイン等の多くの事業が中止に追い込まれたため、この９月の例会についても新型コロナウィルス感染症に対応したテーマや運営方法をとりました。その中で、ボランティアの見える化をテーマにアクトコイン導入の勉強会を行いました。ボランティアへ参加し、活動をすることでポイントが貯まるアプリとなっており、社会貢献活動を毎年実施する青年会議所としても親和性が高いアプリとなっています。また、今後の事業に紐づけることで青年会議所事業の広報にもなり、また、先々には貯まったポイントを換金し、課題解決のために寄付などできる仕組みとして期待されています。次年度は実際の活動に移せる形として活用方法など引継ぎを行っていきます。新型コロナウィルス感染症の状況下であっても、例会や講演会等ができる新たな形を委員会で提示できたのではと思います。

そのほか、当委員会では新年会の開催や裸ん行参加、全国大会札幌大会ＷＥＢ会議を担当させていただき、多くのメンバーのご協力をいただきながら、各種担いを全うすることができました。

最後に、川上副理事長、兵働室長におかれましては、人財づくり委員会を最後までご指導、ご支援いただきまして誠にありがとうございました。そして、貴重な経験をさせていただく機会を与えてくださった西村理事長をはじめとする理事の皆様、様々な場面でご協力いただきました現役メンバーの皆様に心より感謝申し上げまして人財づくり委員会の事業報告とさせて頂きます。１年間本当にありがとうございました。

青少年・環境委員会　事業報告

委員長　光吉勝助
副委員長　久保隆佳
副委員長　水町範広
運営幹事　黒田毅
運営幹事　国友茜

２０２０年度青少年・環境委員会では、「青少年・環境事業」をメイン事業とし、「春と秋の河川清掃の実施」、「６月・１２月例会の企画・運営」、「卒業生を送る会の企画・運営」などの様々な担いを頂きましたが、１月下旬に活発化した新型コロナウイルスの影響により実施できなかった担いもある中で感染予防対策を徹底し、今年１年私たちに何ができるか考え事業に取り組んで参りました。

まずは、６月例会において、環境の分野でフードロスの現状を把握した上で、一人ひとりが出来る事を学んで頂く機会を皆さんと一緒に会場にて構築したかったのですが、新型コロナの影響でＷＥＢでの開催と急遽変更し、佐賀市行政の羽立博文様のご協力によりＷＥＢでの講師例会として開催することができました。その中でメンバーの皆様にＷＥＢにてごみの問題について行政の取り組みや今後の課題、消費者として出来る事を発信して頂きました。質疑応答の場でもメンバーからの積極的な意見に対し事細かに説明して頂き、学びを今後の日常生活に活かし環境問題に一人ひとりが向き合えば次世代に繋がる緑豊かな自然環境を残していけると認識しました。

また、１０月には佐賀市の川を愛する週間に合わせて河川清掃を行いました。年々増加する雑草や水草の対応を委員会内で話し合いながら活動し、長年諸先輩から受け継いできた佐賀青年会議所発信の活動をメンバーに対しても意識向上できたと考えます。

そして、１１月の青少年メイン事業におきましては、コロナウイルス感染状況が急速に変化するなかで状況を把握し、どこまでやれるのか決断することが非常に大変でしたが委員会で意見を出し合い、今年１年特に披露する場の少なかった子どもたちのために、ダンスイベントに絞り考えていきました。その中で、関係者の方にお話を聞き、「ダンスイベントがないのは指導者側としても辛い」と言われるご意見や、「子どもたちも披露する場が長期間ないと子どもたちも練習に身が入らない」などの意見を聞きました。私はこの状況下の中、一人でも多くの子どもたちに披露する場を設け、今後の課題の発見や次に繋げる気持ちを抱いてもらい、また観覧された周りの皆様にも子どもたちが日頃より練習で積み重ねてきた努力やステージ上で精一杯踊る姿を見て頂き、感動を得ることで今後のやる気へとかえてもらい次年度へと繋いでもらいたいと思いましたので、今回この事業の構築に努めて参りました。当日、会場にて新型コロナ感染予防対策を各ブースにて徹底しておこないダンス参加団体の皆様、観覧に来られる皆様に対し、横断歩道警備、受付、会場内誘導を担当して頂いたメンバーの皆様の柔軟な対応のもと、初めは混雑したところも有りましたが、スムーズに会場内や控室へと案内ができたと思います。また、イベントがスタートし、会場内のステージ上、観客席での除菌も担当メンバーの皆様のご協力により、安心して子どもたちにも演技して頂き、観覧者の方々にも安心して見て頂くことができたと思います。ダンスを踊る前での、各チームのピーアールの場面で、「９ヶ月も披露する場がなかったのは辛かった」や「このチームで踊る事が今回で最後になるので披露する場ができて良かった」など、話されている事を聞くと涙が出そうになりました。この事業を通して、大人である私たち一人ひとりが状況下を把握し事業のカタチを柔軟に変えて、「やらない」ではなく「やる事」に力を合わせ努力し、

披露する場を提供することにより沢山の子どもたちが輝き、また報われた子どもたちがいる、そこには地域で輝き未来に繋がる子どもたちの育成に繋がると考えます。

そして、１２月例会並びに卒業生を送る会では、卒業される先輩方の良き思い出の日にするためにも、集まれる環境を整え参加者を募りました。卒業生の皆さんは全員出席して頂き、またメンバーの皆さんにも多数のご参加でとても盛り上がりました。今まで青年会議所活動で築き上げてこられた時代を、スピーチを聞いて皆で振り返り、卒業される先輩一人ひとりが様々な思いで活動されてきた事を知り、学びや気づきを次年度へ繋げていけたらと感じました。今年は特にコロナ禍の中で集まる事が制限され、何をするにも大変だったと思います。例会で理事長のスピーチを聞く中で振り返ると、新型コロナの影響や各地域の自然災害で今私たちに出来る事を考えさせられ、何をするにもスピーディーさや決断力が問われる１年でした。そういった中でも卒業生のために最後に何が出来るか考えサプライズを企画しました。集まって頂いたメンバー皆でばれないように練習をし、皆一生懸命でした。本番当日のフラッシュモブあっという間の時間でしたが卒業される先輩方のために皆で精一杯盛り上げました。「本当に今年卒業できて良かった」とのお言葉を卒業生から頂き、メンバーたちも喜びを感じていました。先輩方が築き上げられてきた佐賀青年会議所を次年度も負けないくらいの思いで盛り上げていきます。

結びに、担当して頂きました渡邉顧問、原副理事長、副島室長、１年間ご指導、ご協力いただき、心より感謝申し上げます。そして、このような貴重な機会をいただきました西村理事長はじめメンバーの皆様に深く感謝申し上げます。最後にスタッフ４名をはじめとする委員会メンバー全員に心から感謝しております、みんなが側にいてくれたからこそ１年間頑張れました。最＆高の一年間ありがとうございました。

以上を２０２０年度青少年・環境委員会の事業報告とさせて頂きます。１年間ありがとうございました。

【青少年メイン事業】

ダンス発表会
「コロナに打ち勝て。主役は君だ！」

バルーン係留体験

【１２月例会並びに卒業生を送る会】

まちづくり委員会　事業報告

委員長　森永正昭
副委員長　古賀久達
副委員長　辻　安隆
運営幹事　松並陽一
運営幹事　宮原　巧

２０２０年度まちづくり委員会では、「まちづくり事業の企画・運営」をメイン事業とする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、メイン事業の佐賀城下栄の国まつりは中止となりました。そのような状況下でも、「布マスク配布事業」や「全国一斉花火プロジェクト」を実施することができ、また当初の計画通り、「７月例会の企画・運営」、「シニア交流事業の企画・運営」「京都会議の参加者への支援」「クリスマスプレゼント宅配事業」を実施しました。

まずは、１月に京都会議のアテンドを担当委員長として西村理事長と松瀬専務と一緒に行かせて頂きました。二日目から高熱を出してご迷惑をおかけしましたが、委員会メンバーにフォローしてもらいなんとか滞りなくアテンドが終わりほっとしました。

そして　５　月には新型コロナウイルス感染症により深刻なマスク不足になりましたが、布マスクを作成し配布する事業を急遽おこないました。佐賀青年会議所メンバーの協力により１０００枚以上の布マスクを制作し、また一般の方からも　２００枚以上の寄付をしてもらい、支援の和が拡がったことにとても感動しました。布マスクは佐賀市役所を通して、佐賀市の児童クラブの３４箇所に配布していただきました。

さらに、７　月には例会を開催し、佐賀市南商工会青年部・佐賀北商工会青年部・小城市商工会青年部のメンバーに参加していただき、佐賀青年会議所として栄の国まつりに対しての活動報告を行いました。他団体からも地域のまつりへの参画の活動報告を行って頂き、今後のお互いのまちづくりに対してディスカッションをすることでお互いに協力し新たにまちづくりを連携して行えるきっかけを作ることが出来ました。

また、７月末には全国一斉花火プロジェクトーはじまりの花火―開催しました。来年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けて全国民が、前向きな気持ちで新しい日々を送って頂くことへのメッセージ、また新型コロナウイルスがこれ以上に感染拡大しないために花火を打ち上げました。準備により自治会長に挨拶廻りすることで佐賀青年会議所の活動にはものすごく感謝しますとの言葉を頂きものすごく嬉しくおもいました。

そして、１０月にはシニア交流事業でゴルフとミニバレーを開催しました。シニアの先輩達との現役メンバーのプレーで交流でき、現役メンバーがシニアの先輩達と大いに懇親会で酒を交わしながら交流ができました。

さらに、１２月には佐賀青年会議所最後の事業としてクリスマスプレゼント宅配事業を開催しました。２５名のメンバーのご家族にサンタクロース・トナカイ・ツリーの格好をしてお菓子・お花また預かったプレゼントを宅配することで、子供のかわいい笑顔や奥様からは感謝の気持ちをもらいました。子供からサンタクロースにお手紙をもらい、嬉しく泣きそうな気持ちになったりとメンバーの協力のもと行った最後の事業は最高の事業になりました。

最後に、西村理事長の「元気・やる気・勇気」のもと今年一年は本当に色んな事を学ばせて頂きました。江崎直前、松永監事、島内副理事長、吉村室長、一年間温かく見守って頂きありがとうございました。

会員拡大委員会　事業報告

委員長　韓　　冬梅
副委員長　上野　晃旗
運営幹事　川崎　陽一郎

２０２０年度会員拡大委員会では、会員の拡大を大きな柱として、一年間、様々な事業に取り組んで参りました。

まず、我々の運動・活動を対外に向けて発信すると共に、メンバー間の結束を高めるために、地元で活躍する団体や一般の方々をお招きして、「２月公開例会」を開催しました。たくさんの方々にご参加頂き、交流を深めながら、我々の活動内容を皆様に紹介し、協力関係を築き上げるとともに、沢山の方に青年会議所について、興味を持っていただき、入会へとつなげました。

次に、５月の例会は、コロナが蔓延している中、皆様が集まるのは、大変厳しい状況でしたので、今年度の活動を進めるに当たって必要となるリモートでの会議力を磨き上げるため、ウェブ例会を開催しました。初めでのウェブ例会となり、運営面で反省すべき点も多数ありましたが、その例会をきっかけに、効率な例会の進め方を学ぶと共に、実際、リモート例会を通じて、メンバー達のコロナ禍の中の大変さを共有でき、仲間意識をより一層高める事が出来ました。

次に会員の拡大について当委員会が主導して行ってまいりました。候補者にまずは青年会議所がどのような所かを知って頂いたうえで入会を検討して頂けるように、候補者と現役メンバーとの交流会を複数回実施しました。今年はコロナ禍の中で会社訪問ができなかった点が一番の難問でもありました。そこで、まず第一期生として、入会して頂いた新入会員達に、青年会議所の活動・運動をたっぷり堪能して頂き、新しい目線でみた青年会議所の魅力を伝えていくことで、新入会員達が新たな会員を紹介していただきました。結果として、目標の３０名を超えた３４名の新入会員を迎えることができ、次年度の体制つくりに貢献できたと思います。

最後に、一年間休みなく行う事業に最後まで伴走し、ご指導ご支援頂いた音成監事、山口副理事長に心から感謝いたします。そして、一人の外国人として、女性委員長として不安がある中で、担いを全集中、全力で全うできたのは委員会メンバーの皆様をはじめとした新入会員のご協力のおかげであり、委員会メンバーの漢気と知恵と行動力の賜りものです。最高の仲間たちと一年間共に活動ができ、結果へとつなげた事は私の人生の宝物であり、かけがえのない仲間たちに出会えたことは一生の財産でもあります。

このような成長の機会を与えて頂いた西村理事長をはじめとするメンバーの皆様、今年佐賀青年会議所への扉をノックしてくれた３４人の新入会員の皆様へ感謝を申し上げ、会員拡大委員会の事業報告とさせて頂きます。一年間本当にありがとうございました。

公益社団法人 日本青年会議所
2020年度　九州地区協議会
出向者報告

九州地区協議会
会長　江　口　尚　登

まずは冒頭に、公益社団法人日本青年会議所２０２０年度九州地区協議会　会長として出向させて頂きましたことに、佐賀青年会議所先輩諸兄の皆様をはじめ、ご協力ご支援頂きました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

２０２０年度九州地区協議会は、軌跡を紡ぎ、奇跡を起こそう～持続可能な新たな九州を創ろう～を基本理念とし、大きな覚悟と責任のもと、通年の当たり前に開催される京都会議から始まり、九州地区協議会第１回会員会議所会議では直接対面にて九州地区内各地会員会議所理事長の熱い情熱が伝わる中開催し、これからの１年間の運動事業を楽しみしていましたが、新型コロナウィルスが世界的に流行し、日本でも３月以降外出自粛要請や緊急事態宣言、３密の回避や新しい生活様式の推奨など、日常生活や青年会議所も大きく変化しました。その中で事業や活動においても迷い悩み、事業内容や手法を修正するなど、ただただ前に進むことだけを考えて、多くのことを決断し、歩んだ１年間ではなかったかと思います。その時、その時が最善でベストの判断したことだと思います。私たち青年会議所もインターネットを使った会議や事業など新たな仕組みでも運動活動の在り方が生まれてきました。

九州地区大会九州コンファレンスさつま出水大会についても、インターネットを使ったオンライ開催となりました。各委員会の集大成として事業運動を展開しました。

また、この九州で毎年起きていることがあります。それは自然災害です。令和２年７月豪雨では熊本県を中心に九州全域や日本各地で発生した集中豪雨でありました。特に熊本県の人吉市、球磨村、八代市など河川の氾濫や決壊し、沢山の地域では大きな被害が発生しました。その際に関しましても「つながりで」九州中から、また日本全国から救援物資含め心を寄せて頂き、心より御礼申し上げます。

今もなお新型コロナウィルスの感染拡大より、わたしたちはこれまでに経験したことのない状況下にいます。そんなコロナ禍においても､「こんな時だからこそ」とつながりや新しい試み挑戦も今後もしなければなりません。

２０２０年九州地区協議会の事業運動、活動にご理解、ご支援頂きましたことに厚く御礼申し上げます。また、九州地区協議会の役員として佐賀ブロック担当副会長　江崎正徳君、総務委員長　井内政徳君、事務局長　溝口貴将君には常に隣で支援頂きましたことに御礼申し上げますとともに、全ての皆様に感謝申し上げ出向者報告とさせて頂きます。

１年間、本当にありがとうございました。

公益社団法人 日本青年会議所
九州地区　2020年度　佐賀ブロック協議会
出向者報告

２０２０年度　佐賀ブロック協議会
会長　江　崎　正　徳

まずは、ブロック協議会の活動、運動をする上でご理解、ご協力を賜りました全ての皆さまに感謝申し上げます。

２０２０年度の公益社団法人日本青年会議所における最大のテーマは組織改革でした。これまでの組織モデルから脱却し、多様性を受け入れる組織を作り上げ、個人のこれまでとは違った視点や形で運動を発信することで、青年会議所の運動を多くの方々に興味を持っていただけるのではないか。２０２０年度はその様な組織における実験を様々な形で展開し、県内における全ての会員会議所にフィードバックすることで、ＬＯＭから地域を盛り上げていくための原動力になればと思いスタートした一年でした。

ところが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事態は急変しました。社会的に制限された環境下でどのような運動を展開するか誰もが頭を悩ませ、様々な場面でこれまで検討したこともないリスクを考慮し、中止や延期、事業そのものの転換を迫られました。また、会議運営におきましても対面が常識であったものの、リモート会議が急速に広がり、新しい会議運営方式へとシフトしていきました。ＬＯＭやブロック協議会においてあり得ないと思われていたリモート会議。２０２０年度のチャレンジはそこから手を付けようと検討していた矢先の感染拡大でありましたので、急速にそれが当たり前の環境となり、必要性を説いて進める改革と必要に迫られた変化のスピード感の違いを実感しました。それでも、できる限り早い速度で変化の形を示すことにより、県内７ＬＯＭへの活動、運動をする上での参考になれるような組織運営を意識して活動してまいりました。

この状況下でも何か地域で活動できる方法はないかと模索していた矢先に、令和２年７月豪雨災害が発生しました。コロナ禍で活動が制限されている中でも、被災地に心を寄せ、何かできることはないかと動いているメンバーの姿を見て、私自身も本当に勇気づけられ、困難を乗り切るためには、やはり志を同じくする仲間の存在が必要不可欠だと再認識させられました。

７月豪雨の際は、６月に結んだ災害支援プラットフォームとの防災協定が大きな成果を上げ、県内での復興支援活動、また、熊本への支援活動へとつながりました。ＳＤＧｓのイメージキャラクター募集を通したＳＤＧｓの周知活動に関しましては、全国より１５７のエントリーをいただき、最優秀作品を佐賀ＳＤＧｓ官民連携円卓フォーラムへ寄贈することが出来ました。１０月に開催されました高校生による政策提言コンテストでは、高校生による素晴らしいプレゼンをいくつも聞かせていただき、１２月２日には佐賀市と受賞された弘学館高等学校をリモートでつなぎ引継ぎ式を行いました。また、アカデミーに関しましてもオンラインでの開催となりましたが、時にオブザーバーを含め、８０名超という佐賀ブロックのおよそ３分の１となるメンバーの皆さまに出席していただき、盛大に開催することができました。そして佐賀ブロック協議会としては初の試みとなるブロック大会のハイブリッド開催。参加人数を制限し、現地とＷＥＢにて式典を行いました。佐賀県知事　山口　祥義様、鳥栖市長　橋本　康志様からもメッセージを添えていただき、一つの新しいモデルとなる式典を開催することができました。そのほかにも政策提言や全国一斉の花火大会への参画など、様々な活動、運動ができたと考えております。

当初の計画とは変更を余儀なくされても、明るい豊かな社会づくり、まちづくりを通した人材づくりという、青年会議所ならではのテーマを持ち、活動し続けることで、今の環境下だからこそ出来ること、変えられることが出来たのではないでしょうか。どんなに環境が変わろうとも、青年の活動の灯だけは消してはならないのです。一人ひとりの郷土に対する想いこそが、組織としての進化の原動力に他なりません。奇しくもこのコロナ禍という環境下でそうせざるを得ない部分もありましたが、これからも皆さまとともに進化し、この困難を乗り越えていきましょう。

軌跡を紡ぎ、奇跡を起こそう
持続可能な新たな佐賀を創ろう

結びに今後とも当協議会へのご理解、ご協力をお願いするとともに、一刻も早くこのコロナという危機を乗り越えることを心から祈念し、報告に代えさせていただきます。

2020年　LOM内褒賞及び皆勤賞受賞者

〈個人褒賞〉

委員会名	氏　名
総務委員会	髙橋　佑輔
国際・ビジネス委員会	菱岡　英貴
人財づくり委員会	舩津　和弥
青少年・環境委員会	黒田　毅
まちづくり委員会	宮原　巧
会員拡大委員会	蒲原　伸矢

〈委員会褒賞〉

委員会名	該当なし

〈理事長特別褒賞〉

役　職	氏　名
委員長	韓　冬梅

〈皆勤賞〉

【６年】	
江口　尚登	江崎　正徳
【５年】	
松瀬　寿和	
【３年】	
園田耕太郎	
【２年】	
西村祐二郎	古川健太郎
島内　陽輔	

【１年】	
川上　大輔	原　勇太
船津　貴之	兵働　将崇
松尾　延寿	髙橋　佑輔
光吉　勝助	黒田　毅
福田　将也	菱岡　英貴
韓　冬梅	

ＪＣソング

ＪＣ　ＪＣ　ＪＣ
世界を結ぶ　若き団結（ちから）
新しき世紀（よ）の　希望（のぞみ）となりて
永遠に栄繁ん　我等の集い

ＪＣ　ＪＣ　ＪＣ
奉仕の理想　探求（もと）めつつ
祖国の進歩の　力となりて
先駆けゆかん我等の集い

明日（あした）のために

１．若さと若さが　手を結び
　　明日にいつも　向かうのだ
　　豊かな未来　めざしつつ
　　日本の道を　創ろうよ
　　行こう　ＪＡＹＣＥＥ
　　明日のために

２．心と心を　つなぎ合い
　　大きな虹を　かけるのだ
　　生きてることの　喜びを
　　すべての人に　投げかけて
　　行こう　ＪＡＹＣＥＥ
　　明日のために

３．命と命が　満ちあふれ
　　光りとなって　燃えるのだ
　　世界の窓に　いつの日も
　　希望の夢は　はばたくよ
　　行こう　　ＪＡＹＣＥＥ
　　明日のために

若 い 我 等

１．若い我等が　手を取り合って
　　進む行く手の　青い空に
　　輝くＪＣ　明るい希望
　　足なみをそろえて　行こうじゃないか

２．世界を結ぶ　若さの力
　　互いに尽くす　楽しさこそ
　　ＪＣの理想だ　新しい日だ
　　足なみをそろえて
　　行こうじゃないか

３．若い我等の　心を集め
　　つくる集いに　未来をかけて
　　ＪＣの仲間は　皆信じあう
　　足なみをそろえて　行こうじゃないか

一般社団法人　佐賀青年会議所事務局
〒840-0805　佐賀市神野西4丁目3番18号
TEL（0952）32-1565　FAX（0952）30-6964
ＵＲＬ http:www.sagajc.or.jp/
Email info@sagajc.or.jp

発　行　2021年1月
発行者　一般社団法人 佐賀青年会議所
編集者　一般社団法人 佐賀青年会議所 総務委員会

2021

JCI 099 ™

Junior Chamber International Japan/SAGA

Worldwide Federation of Young Leaders and Entrepreneurs

一般社団法人 佐賀青年会議所
http://www.sagajc.or.jp/